中央区一般廃棄物処理基本計画 2027（仮称）
中間報告

令和 8（2026）年 11 月

中　央　区

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1

1.1　計画改定の目的 1

1.2　清掃・リサイクル事業を取り巻く動向 1

1.3　法的な位置付け 3

1.4　対象廃棄物 4

1.5　計画の位置付け 5

1.6　計画期間 6

第２章　中央区の地域特性 7

2.1　特性 7

2.2　人口・世帯の動向 8

2.3　事業活動 12

第３章　清掃・リサイクル事業の現状 14

3.1　清掃・リサイクルの流れ 14

3.2　ごみ量・資源回収量の推移 19

3.3　清掃・リサイクル経費の推移 25

3.4　前計画の進捗状況の評価 27

第４章　清掃・リサイクル事業の課題 30

4.1　環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進における課題 30

4.2　多様なリサイクルによる資源循環の推進における課題 33

4.3　人の環（わ）で築く清潔で快適なまちにおける課題 35

第５章　基本理念と基本方針 38

5.1　基本理念 38

5.2　基本方針 39

第６章　ごみ減量目標 41
6.1　目標設定の考え方 41
6.2　目標設定 42
6.3　減量目標達成後の年間ごみ・資源量 46
第７章　目標実現に向けての取組 47
7.1　環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進 49
7.2　多様なリサイクルによる資源循環の推進 52
7.3　人の環（わ）で築く清潔で快適なまち 55
第８章　食品ロス削減推進計画 59
8.1　計画策定の背景 59
8.2　食品ロスを取り巻く動向 60
8.3　中央区の食品ロスの現状 61
8.4　食品ロス削減に向けての取組の実施状況 65
8.5　食品ロス削減目標 66
8.6　目標実現に向けての取組 67
第９章　生活排水処理基本計画 71
9.1　生活排水処理の現状 71
9.2　生活排水処理の課題 72
9.3　具体的な取組 72
資料編 73
資料１　ごみ減量目標の設定 73
資料２　中央区清掃・リサイクル推進協議会設置要綱 94
資料３　中央区清掃・リサイクル推進協議会　委員名簿 96
資料４　中央区清掃・リサイクル推進協議会　開催経緯 96
資料５　清掃・リサイクル事業の沿革 97
資料６　用語解説 101

第１章　計画の基本的な考え方

1.1　計画改定の目的

本区では、平成 12（2000）年 4 月の清掃事業の区移管以来、持続可能な循環型社会の実現を目指してきました。これまで、区民・事業者との協働による普及・啓発の推進や、資源分別収集の対象品目拡大等、一般廃棄物の減量やリサイクル事業に取り組んできました。

「中央区一般廃棄物処理基本計画」は、区内で発生する一般廃棄物の減量、資源化および適正処理を推進するための基本的かつ総合的な計画です。

前回の改定（令和 3（2021）年 3 月）から 5 年が経過し、この間の清掃・リサイクル事業における本区の施策の進捗状況に加えて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4（2022）年 4 月施行）の施行や脱炭素社会への移行等、国内外の情勢は大きく変化しています。

こうした社会動向や本区の現状を反映し、さらなる資源循環を推進するため、本計画を改定するものです。

1.2　清掃・リサイクル事業を取り巻く動向

(1) 国際的な動向

①　持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国連が採択した 17 の国際目標です。

「持続可能な開発目標（SDGs）2024」では、目標 12「つくる責任つかう責任」について「世界ではまだ食べられる食料が毎日 10 億食分廃棄され、その一方で何億もの人々が飢餓に直面したままに」としています。

②　プラスチックごみ

平成 28（2016）年 1 月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、対策を講じない場合、海洋に流出しているプラスチックごみの量が、令和 32(2050)年には魚の重量を上回るとの予測が示されました。

令和元（2019）年 5 月にバーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）が改正され、「汚れたプラスチックごみ」が新たな規制対象となり、令和 3（2021）年 1 月の発効により、廃プラスチックの国外輸出が厳しくなることが予想されるため、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

(2) 国の動向

① 第五次循環型社会形成推進基本計画

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6（2024）年 8 月閣議決定）では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済に代わり、製品の設計段階から廃棄物を出さない工夫をし、再使用や資源化を前提に資源を捨てずに循環させ、環境負荷の低減と経済成長を両立させる循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を打ち出しました。

循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が、互いに連携・協働して取り組む必要があるとし、地方公共団体には地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムを構築する役割が求められています。

② 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 2 次）

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 2 次）」（令和 7（2025）年 3 月閣議決定）では、令和 12（2030）年度までに食品ロスを平成 12（2000）年度比で半減させるという目標について、8 年前倒しで達成した事業系の食品ロスについては目標を 60％削減に引き上げ、家庭の食品ロスについては早期達成を目指すとしています。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80％とする目標は継続して取り組むとしています。

③ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4（2022）年 4 月施行）では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律※」（平成 7（1995）年 12 月施行）の対象ではなかった「プラスチック製容器包装」以外の「製品プラスチック」についても、リサイクルを可能とする仕組みとなりました。

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律は、家庭から排出される容器包装廃棄物の削減と再商品化を図る法律です。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担を定めています。

(3) 東京都の動向

① 東京都資源循環・廃棄物処理計画

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和 8（2026）年 3 月策定）では、令和 17（2035）年に向けての目指すべきビジョンとして、「資源の大消費地である東京の責務として、CO_2排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラーエコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」としています。

② ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ

「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」（令和 7（2025）年 3 月策定）では、

令和 12（2030）年カーボンハーフとその先の未来を見据え、令和 17（2035）年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進しています。

サーキュラーエコノミーへの移行については、廃プラスチック焼却量 50%削減（平成 29（2017）年度比）、食品ロス発生量 65%削減（平成 12（2000）年度比）等の目標が掲げられています。

(4) 東京二十三区清掃一部事務組合の動向

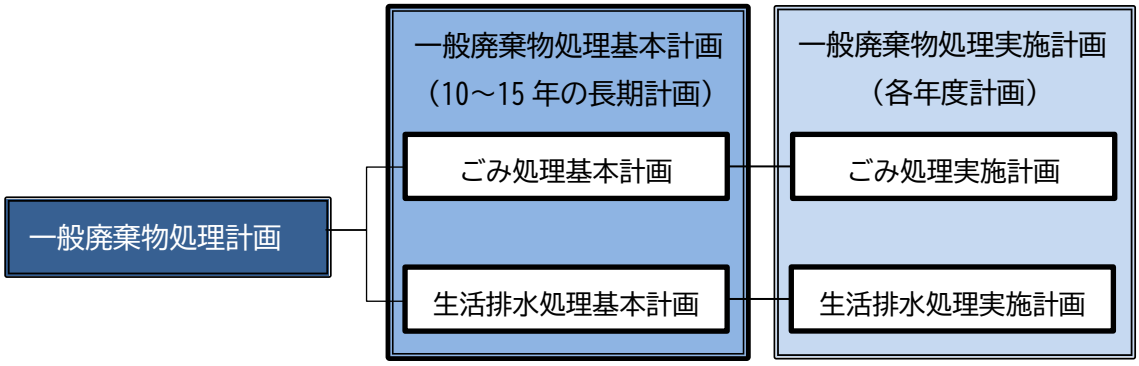
平成 12（2000）年度から東京 23 区（以下「23 区」という。）の廃棄物の中間処理等を行っている東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、令和 8（2026）年 7 月に「一般廃棄物処理基本計画（第 6 次）」を策定しました。

本計画では、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えた施設整備計画を策定し、最終処分量の削減に向けた取組を継続することで最終処分場の延命化に努めていくとしています。

1.3　法的な位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定により、区市町村が定める長期計画です。「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年 9 月環境省）では計画期間は 10～15 年で、おおむね 5 年おきに見直すこととなっています。

図表 1-1　一般廃棄物処理計画の構成

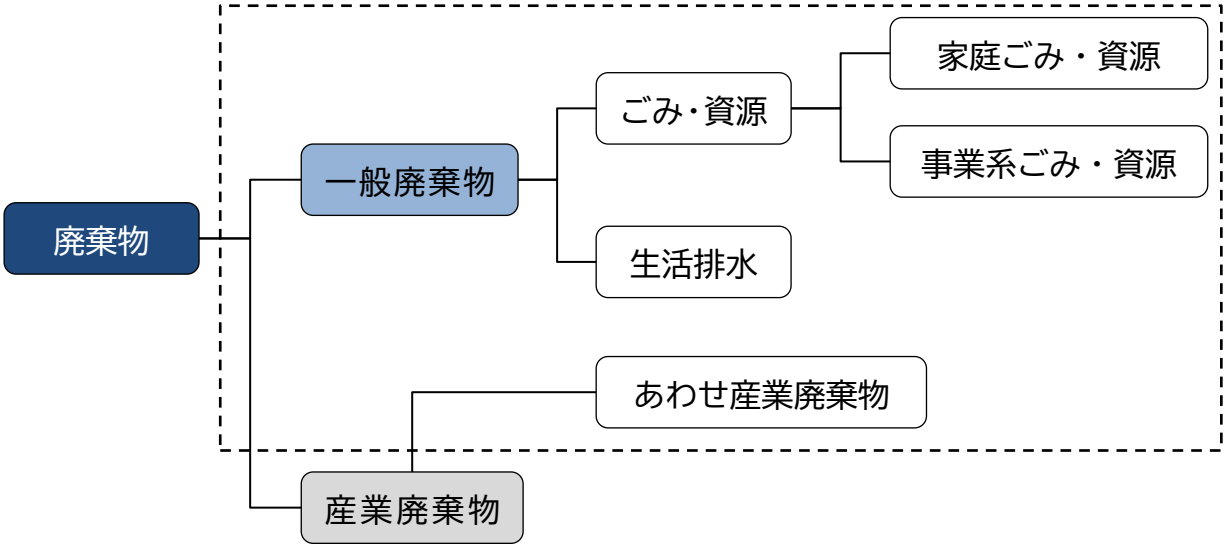


出典：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月環境省）

1.4　対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、「一般廃棄物」と区が処理をすることができると定めている「あわせ産業廃棄物」です。「一般廃棄物」は「ごみ・資源」と「生活排水」を含み、「ごみ」は「家庭ごみ・資源」と「事業系ごみ・資源」に区分されます。

図表 1-2　廃棄物の法的な区分



■ 廃棄物の区分について

● 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、廃プラスチック類や廃油等の 20 品目をいいます。

● 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、区民の日常生活の中から排出される家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

● あわせ産業廃棄物

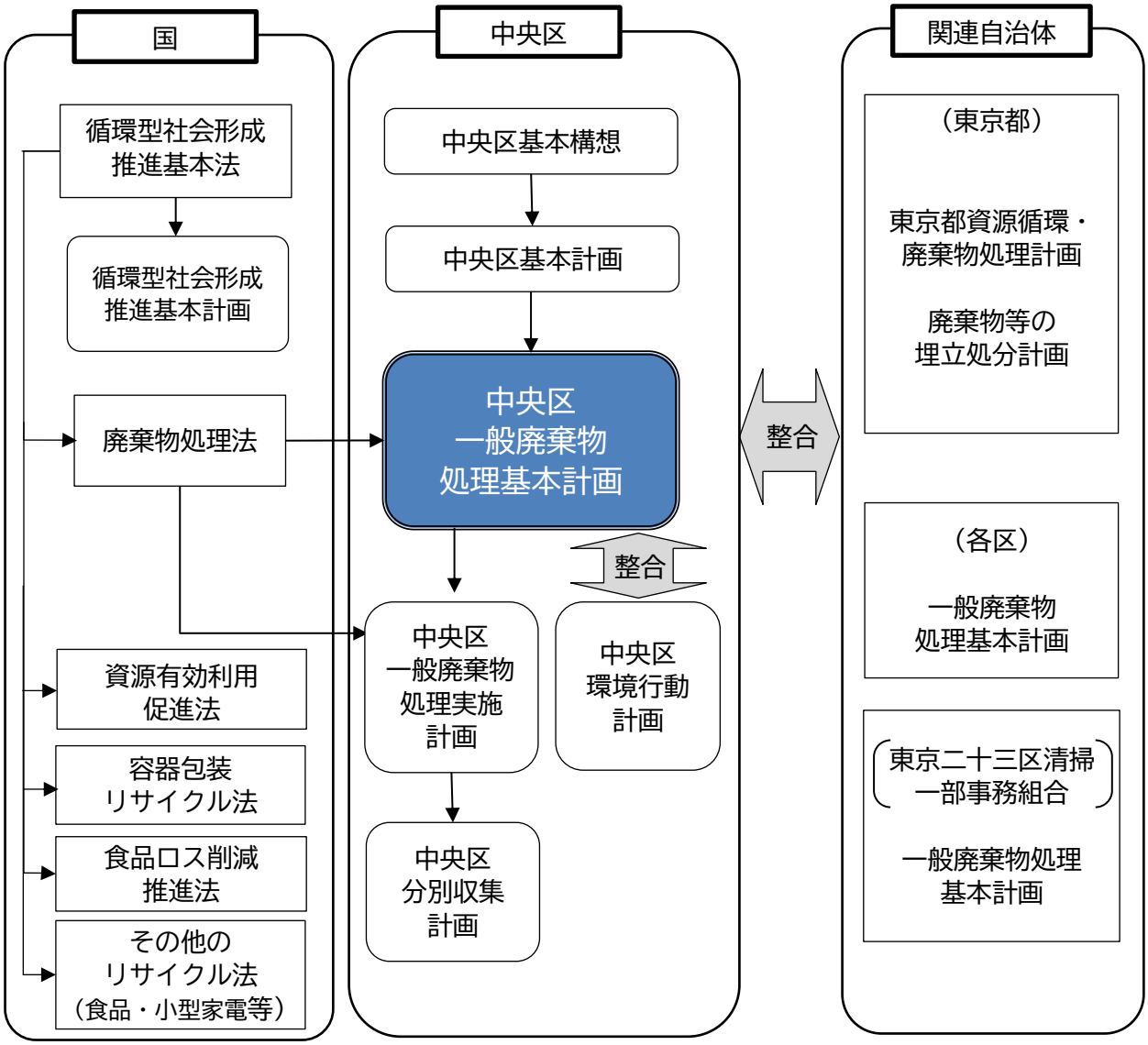
一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

1.5　計画の位置付け

本区の一般廃棄物処理基本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」に掲げられた将来像や基本目標を達成するための清掃・リサイクル事業のマスタープランです。

また、関係を有する国・東京都・清掃一組等の計画と整合性を図るよう努める必要があります。

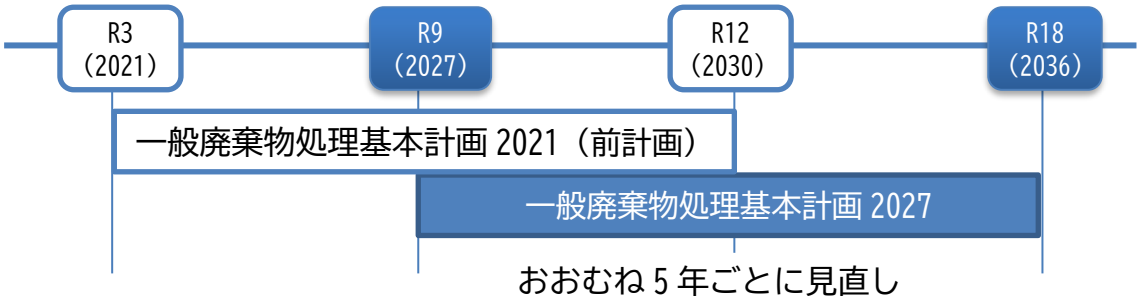
図表 1-3　一般廃棄物処理基本計画に関連する国、都、他区の計画等



1.6　計画期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。

図表 1-4　計画期間



第２章　中央区の地域特性

2.1　特性

(1) 日本の文化・商業・情報の中心

本区は、江戸以来 400 年以上にわたり、我が国の文化・商業・情報の中心として発展してきた由緒あるまちです。

江戸五街道の起点で日本国道路元標がある「日本橋」、日本一のショッピングストリート「銀座」、食文化の拠点である「築地」、東京の表玄関である「八重洲」、豊かな水辺環境に囲まれ高層建築物と下町情緒あふれるまちなみが調和する「佃」「月島」「晴海」等、多彩な特色を有しています。

(2) 位置および地勢

本区は 23 区のほぼ中央に位置し、5 区（千代田・港・台東・墨田・江東）と接しています。面積は約 10.115km^2 で、東京都総面積の約 0.5%、区部総面積の約 1.6%を占め、23 区では 2 番目に面積が小さい区です。

隅田川を中心に、日本橋川、亀島川、月島川等、区内の多くのエリアが水辺に面しています。これらをつなぐ「舟運（しゅううん）」の活性化が進められており、観光や通勤の新たな交通手段としての整備が加速しています。

月島・勝どき・晴海等の湾岸部は、大規模な再開発によってかつての埋立地から高層マンションが建ち並ぶ近代的なエリアへと変貌を遂げ、先進的な景観を形成しています。

図表 2-1　中央区の位置



2.2　人口・世帯の動向

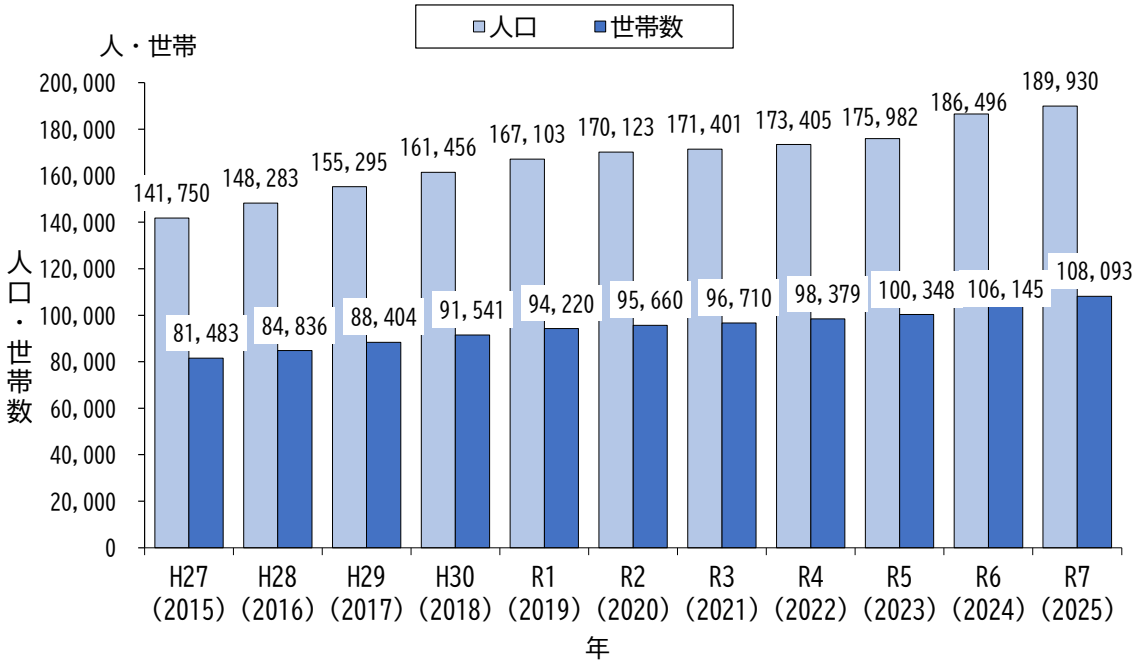
(1) 人口と世帯数

本区の人口は、平成 9（1997）年には 71,806 人と過去最低を記録しましたが、定住人口回復施策と近年の都心回帰現象との相乗効果により、平成 10（1998）年以降増加し続けており、住民基本台帳に基づく人口動態（令和 8（2026）年 1 月 1 日現在）によると全国で最も高い人口増加率を記録しています。

令和 7（2025）年 10 月 1 日の人口は 189,930 人、世帯数は 108,093 世帯となっています。

本区の人口の増加傾向は今後も続くものと予測されますので、区収集ごみを減らしていくには、1 人当たりの排出量を減らしていく必要があります。

図表 2-2　人口・世帯数の推移

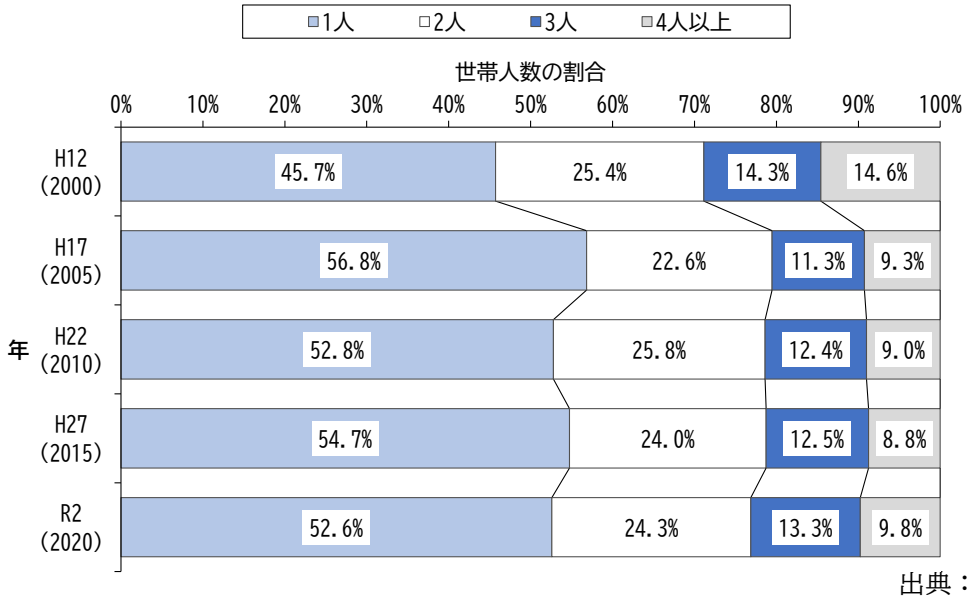


出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(2) 世帯人員

世帯人員別の世帯数は、単身世帯が半数以上を占め、最も多くなっています。単身世帯の比率は平成 27（2015）年は 54.7%と 5 年前と比較して増加していましたが、令和 2（2020）年国勢調査では 52.6%と減少し、「2 人」「3 人」「4 人以上」世帯の比率がいずれも増加しています。

図表 2-3　世帯人員の割合の推移

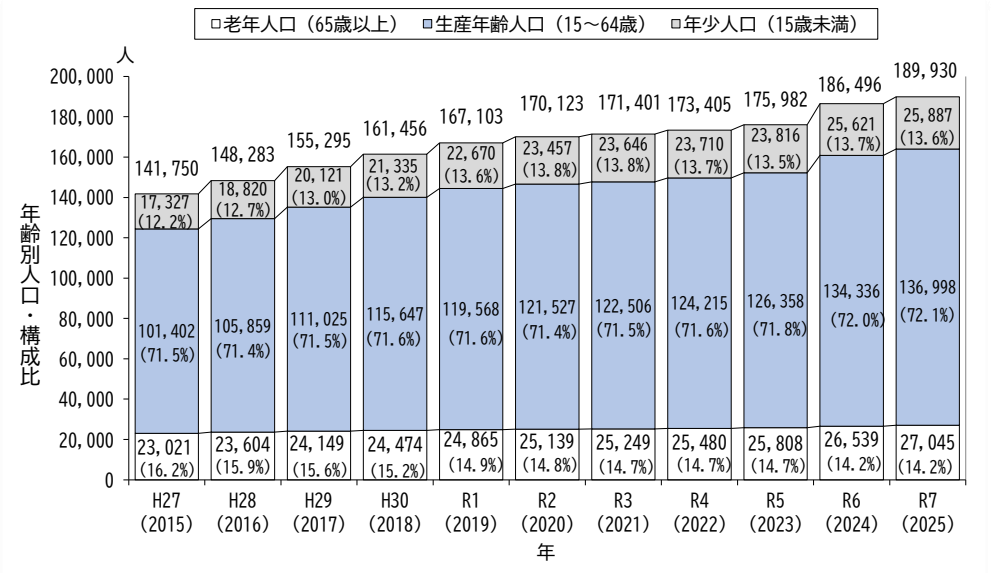


出典：国勢調査

(3) 年齢構成

年齢 3 区分別の人口動向を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）が最も多く、令和 7（2025）年は 72.1%となっています。一方、65 歳以上の老年人口の割合は減少傾向にあり、令和 7（2025）年は 14.2%となっています。

図表 2-4　年齢構成別人口の推移

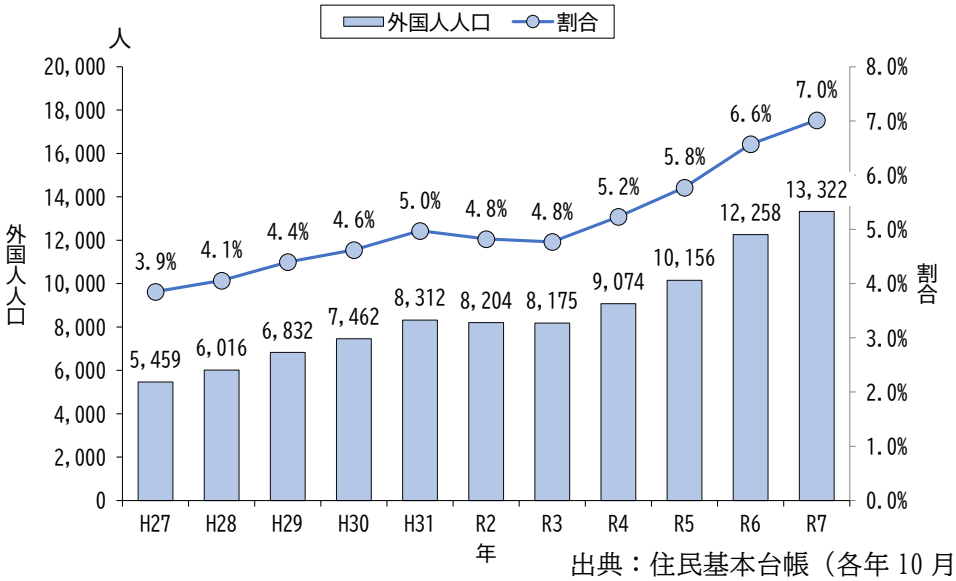


出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(4) 外国人人口

外国人人口は、近年急激に伸びており、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日現在で 13,322 人となっています。

図表 2-5　外国人人口の推移

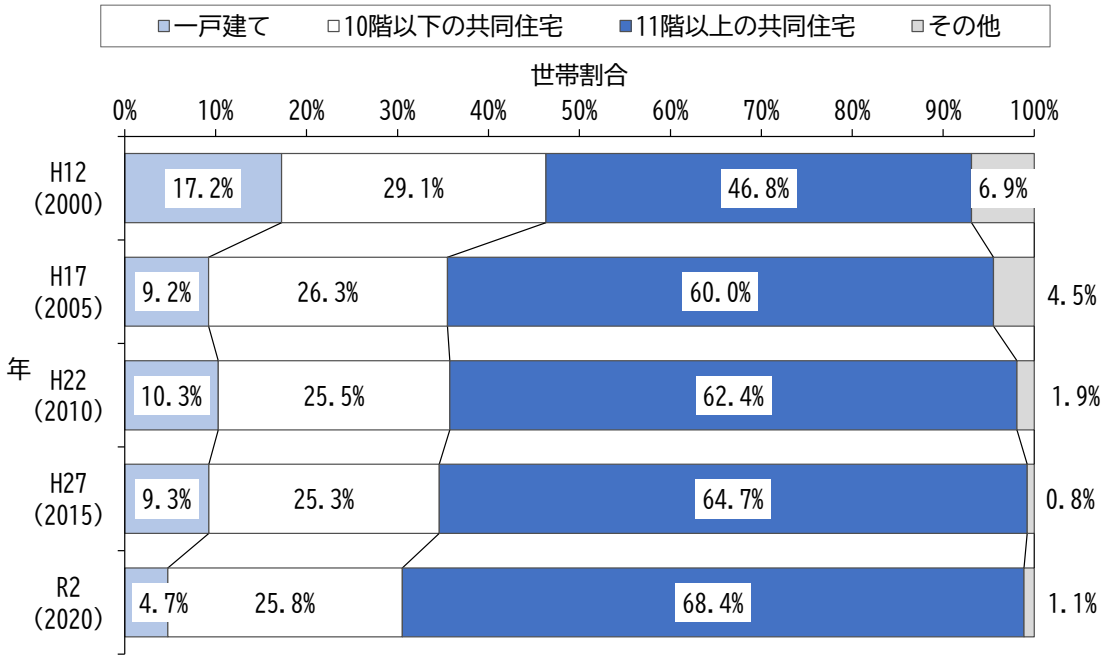


出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(5) 住居形態

令和 2（2020）年の国勢調査では、「共同住宅」の居住世帯が 94.2%（10 階以下 25.8%、11 階以上 68.4%）となっています。「一戸建て」の割合は 4.7%です。「11 階以上の共同住宅」が増加し、「一戸建て」が減少しています。

図表 2-6　住居形態別世帯割合の推移



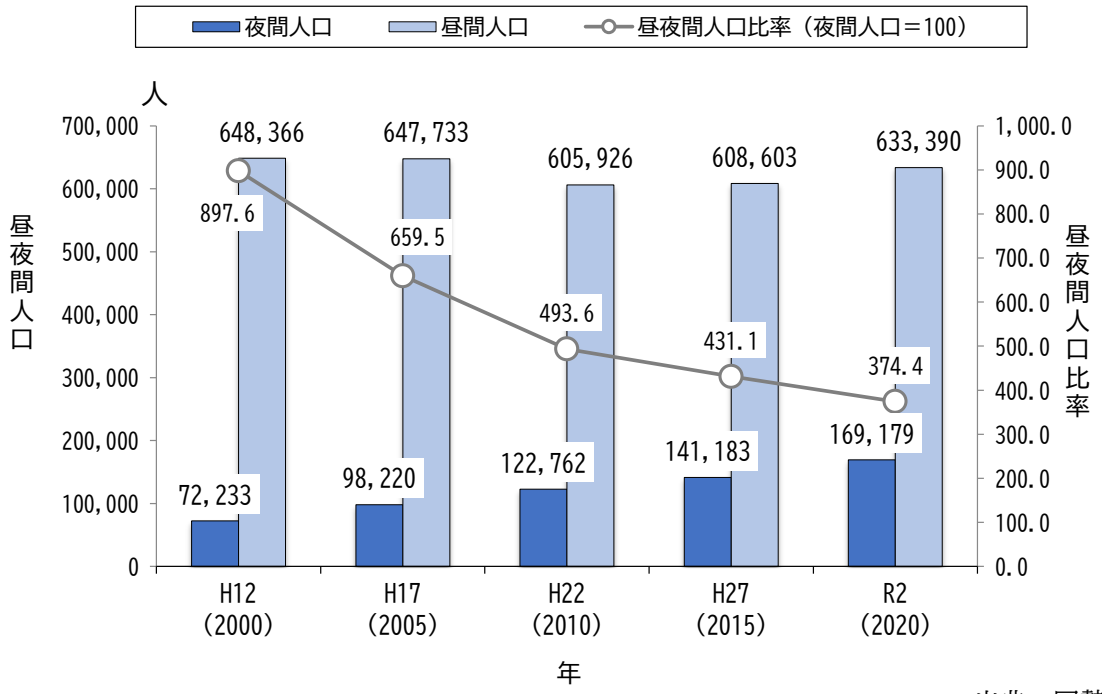
出典：国勢調査

(6) 昼夜間人口比率

本区は、23 区で千代田区に次いで昼間に人が多く集まる区です。

夜間人口を 100 とした場合の昼間人口比率は年々低下しているものの、令和 2（2020）年国勢調査では 374.4 と、依然として夜間の 3 倍以上の人口が昼間に集まっています。

図表 2-7　昼夜間人口比率の推移



出典：国勢調査

2.3　事業活動

(1) 事業所数

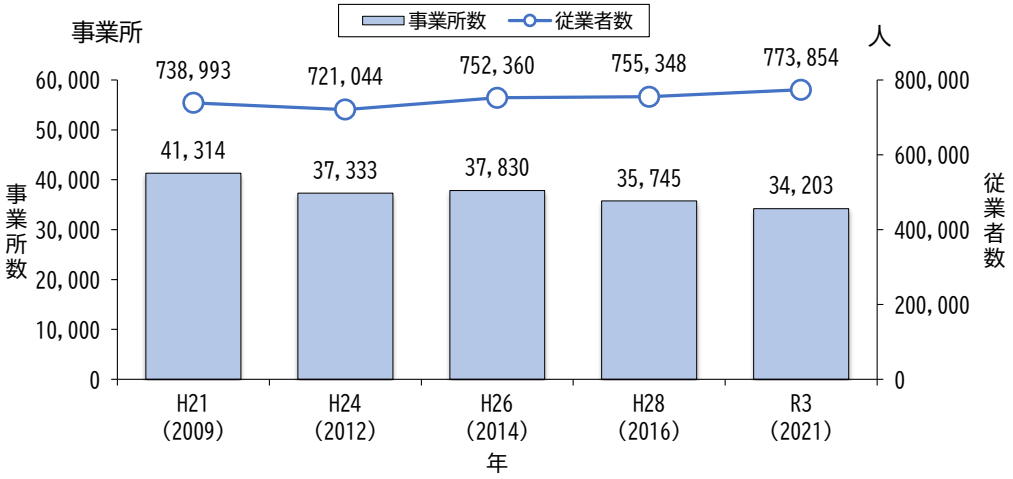
本区は、首都東京の中心として、商業・経済をはじめ、情報の中枢等、多様な都市機能が集積しています。

令和 3（2021）年の経済センサス－活動調査によると、本区の事業所数は 34,203 事業所（公務を除く）です。これは 23 区では 3 番目に多い事業所数です。平成 26（2014）年に一時増加しましたが、以降減少傾向にあります。

従業者数はやや増加傾向にあり、773,854 人となっています。

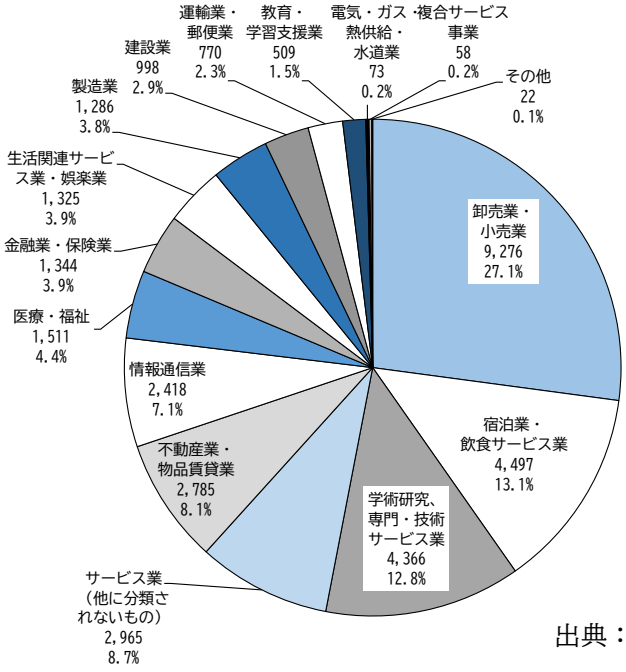
業種別事業所数を見ると、「卸売業・小売業」の比率が最も高く、全事業所の 27.1%となっています。

図表 2-8　事業所数・従業者数の推移



出典：令和 3（2021）年経済センサス（※公務を除く民営事業所のみ）

図表 2-9　業種別事業所数

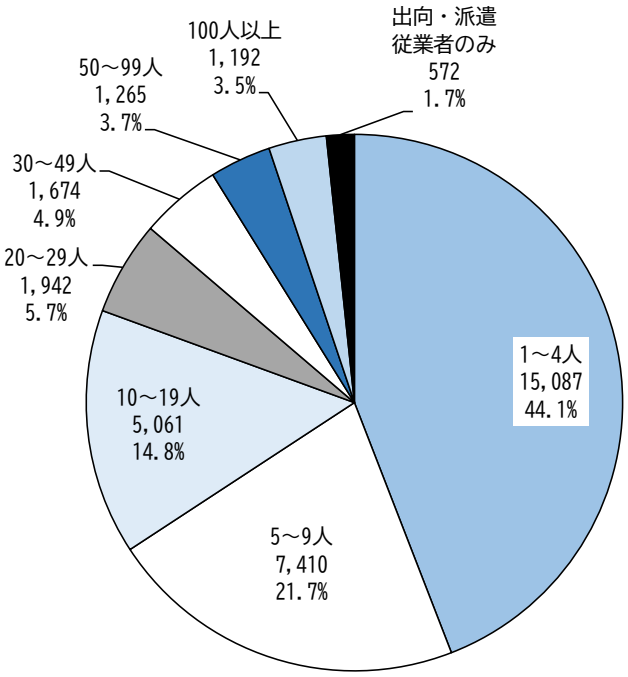


出典：令和 3（2021）年経済センサス

(2) 従業者規模

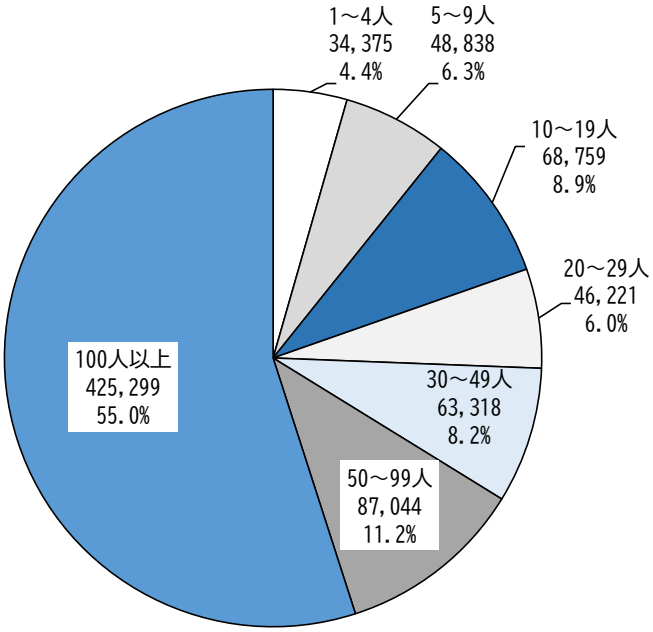
従業者規模別に事業所数を見ると、従業者「1～4 人」の事業所が 44.1%を占め、最も多くなっています。一方、従業者数で見ると、全従業者数 773,854 人のうち、55.0%が「100 人以上」の大規模な事業所に集中していることがわかります。

図表 2-10　従業者規模別の事業所数



出典：令和 3（2021）年経済センサス

図表 2-11　事業所の従業者規模別の従業者数



出典：令和 3（2021）年経済センサス

第３章　清掃・リサイクル事業の現状

3.1　清掃・リサイクルの流れ

区内の家庭や事業所から排出されるごみや資源の流れを図表 3-1 に示します。区はごみの収集・運搬、資源の回収・リサイクルを担っています。ごみの焼却等の中間処理は清掃一組による共同処理となっており、埋立処分は東京都に委託しています。

集積所に排出された区収集ごみのうち、燃やすごみは中央清掃工場に搬入し焼却処理、燃やさないごみは民間施設に搬入し、資源化しています。粗大ごみは、一部資源化可能なものを民間施設に搬入し、残りを粗大ごみ破砕処理施設に搬入しています。

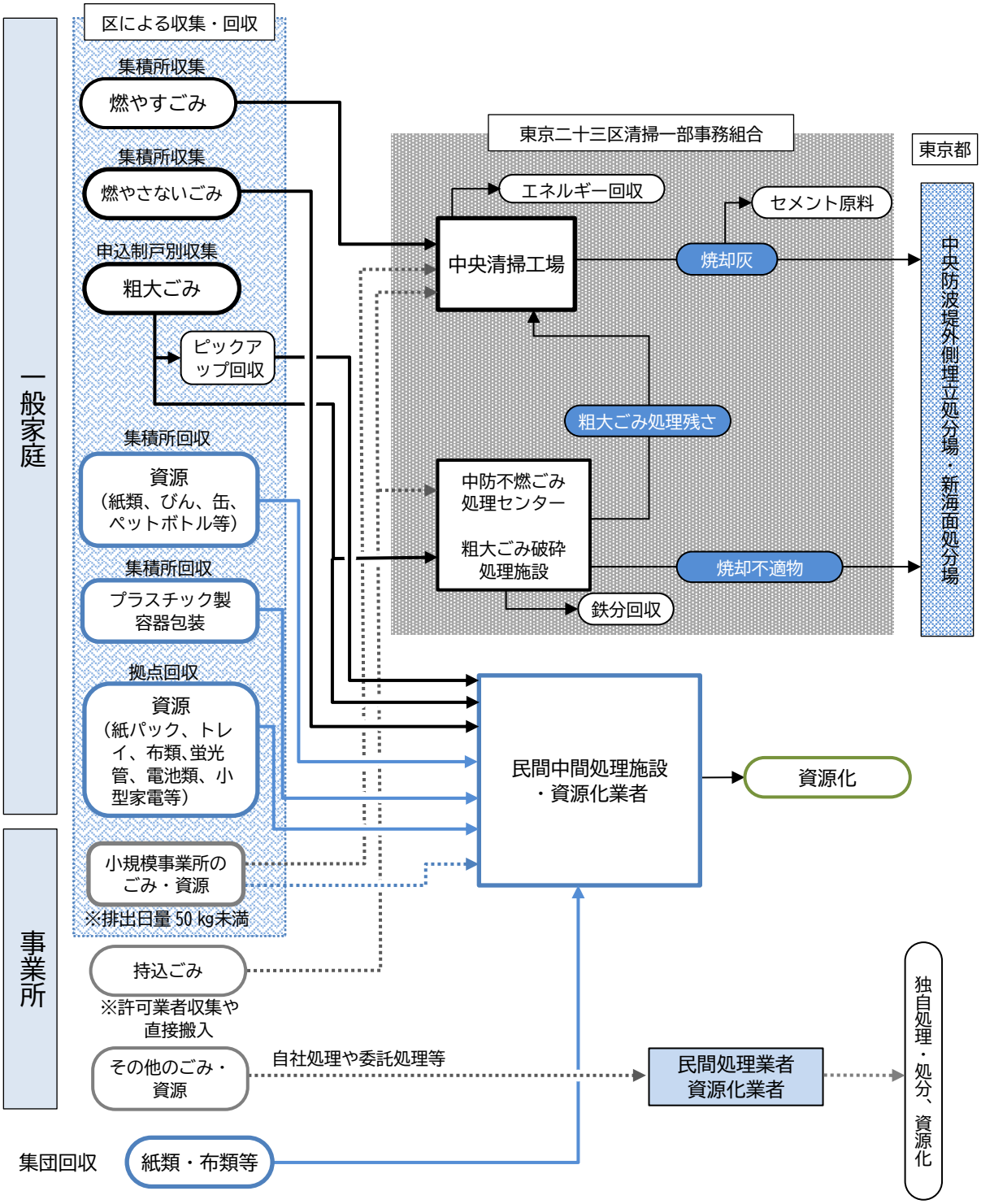
また、区収集以外に許可業者や排出事業者自らが各施設に直接搬入するごみ（持込ごみ）や資源があります。

燃やすごみは、中央清掃工場での焼却処理によって、発電や熱エネルギーを有効に利用した上で減量化を図り、環境への負荷を最小限にしてから最終処分として埋め立てています。

東京都の管理する新海面処分場は「東京湾最後の埋立処分場」と言われており、ごみの減量・資源化によって可能な限り埋立処分量を削減し、長期の利用を目指す必要があります。

清掃一組では、埋立処分量の削減および資源の有効利用を目的として、燃やすごみは､平成 27(2015)年度から焼却灰の一部をセメント原料として活用しています。燃やさないごみおよび粗大ごみは、鉄分やアルミニウム等の資源化できるものを回収し、破砕･減容化したのち埋め立てています。

図表 3-1　区のごみ・資源の流れ



(1) 収集・運搬

① 集積所収集

家庭から排出されるごみ・資源の収集・運搬は区が実施しています。

事業活動に伴って発生するごみ・資源については、自己処理責任の原則に基づいて、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出事業者は自ら処理施設に搬入するか、許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼することになります。

ただし、排出日量 50 キログラム未満の小規模事業者に限って、家庭ごみ・資源の収集に支障の無い範囲で、区が収集しています。区の収集を利用する場合は、区が決めた分け方・出し方を守り、中央区の事業系有料ごみ処理券を貼付する必要があります。

燃やすごみは週 2 回、燃やさないごみ・資源・プラスチック製容器包装は週 1 回の収集です。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部の地域では、毎日多量のごみが排出されるため、例外的に燃やすごみの収集回数を増やして対応しています。家庭から排出される粗大ごみについては、事前に申し込みを受け付けて有料収集しています。

図表 3-2　対象のごみ・資源および収集回数

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
ごみ・資源	生ごみ･木くず･紙くず等、プラスチック製品（プラスチック製容器包装以外)、ゴム・皮革製品等	金属類、ガラス･陶磁器類等	紙類（新聞、雑誌、段ボール)、びん、缶、金属製の鍋･やかん･フライパン、ペットボトル	プラマークがついている容器と包装（商品を入れているもの、商品を使用・分離した際に不要となるもの）	一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具等
収集回数	原則、週 2 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回（申込制）

② 拠点回収

区では、毎週土曜日の午前中に区内の小・中学校等で飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、蛍光管、電池類、水銀式の体温計・血圧計・温度計、小型家電、園芸用土を回収するとともに、区役所本庁舎や日本橋・月島・晴海特別出張所等の公共施設に回収箱を設置し、飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、電池類、布類、小型家電を回収しています。

③ 集団回収

町会・自治会、婦人会、管理組合、PTA または 10 世帯以上の区民の方でグループを作り、家庭から出る資源を集めて独自に契約した資源回収業者に引き渡し、資源の再生利用を図る自主的なリサイクル活動です。区では、団体への用具類の貸し出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。

令和 7（2025）年度の登録団体数は 364 団体です。

支援・助成内容は以下のとおりです。

- 回収量に応じた助成金：回収量 1 キログラムにつき 7 円を支給
- 団体助成金：回収実績がある団体に対し、団体助成金として半期ごとに 12,000 円を支給
- 資源回収ボックスや回収した資源を運ぶ台車等の貸し出し
- 新規登録団体に、回収に必要な軍手・紙ひも・エプロンの消耗品を支給

(2) 中間処理

① 燃やすごみ

燃やすごみについては、清掃一組の中央清掃工場で焼却処理されています。中央清掃工場では、最新の設備により燃焼温度の適正な管理を行い、公害防止対策に万全を期しています。

② 燃やさないごみ

燃やさないごみについては、民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託し、有効利用を図っています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみについては、一部を民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託するとともに、月島粗大中継所においても資源化可能なものをピックアップ回収することで有効利用を図っています。残りは清掃一組の粗大ごみ破砕処理施設に搬入され、破砕・減容化および資源物（鉄分）の回収後、可燃物は中央清掃工場で焼却し、不燃物（ガラス・陶磁器類等）は埋立処分されています。

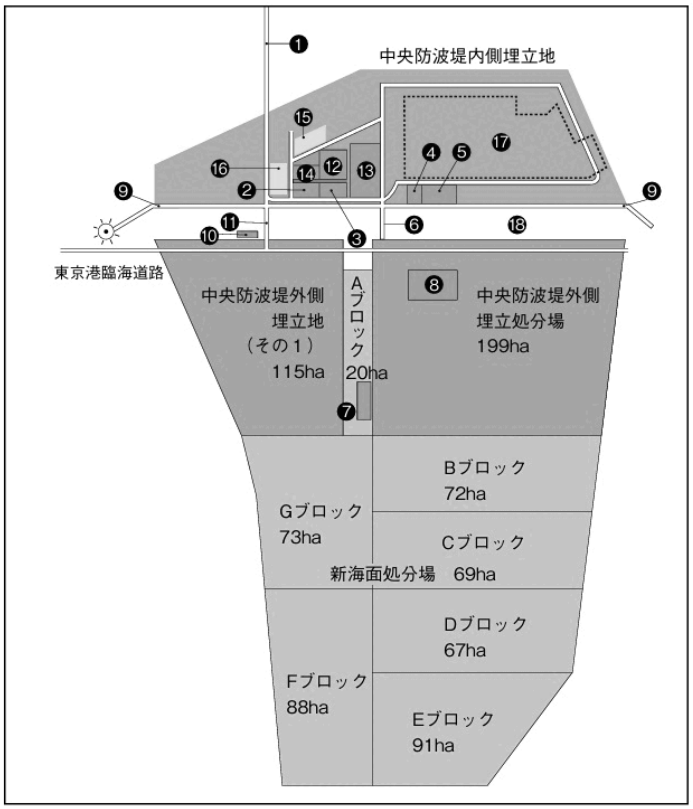
(3) 最終処分

中央清掃工場で焼却処理した後の焼却灰および粗大ごみ処理施設等で破砕・減容化し、資源回収した後の不燃物は、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋立処分されています。

また、灰の一部はセメント原料化を実施しています。

新海面処分場は、23 区最後の埋立処分場です。一日でも長く使用するために、23 区と清掃一組は、ごみの減量や資源化等の取組を積極的に進めています。

図表 3-3　中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の概要



中央防波堤内側埋立地	
面積	約195ha
埋立面積（廃棄物）	約78ha
埋立量（廃棄物）	約1,230万t

中央防波堤外側埋立地（その1）	
埋立面積（しゅんせつ土･建設発生土）	約115ha

中央防波堤外側埋立処分場	
埋立面積（廃棄物）	約199ha
埋立容量（廃棄物）	約4,758万m^3

新海面処分場	
面積（A～G）	約480ha
埋立容量（A～G）	約1億2,000万 m^3
面積（A～E）	約319ha
廃棄物埋立容量(A～E)	約4,580万m^3

スーパーエコタウン関連施設
⑮PCB廃棄物処理施設（平成17年11月稼働）
⑯ガス化溶融等発電施設（平成18年8月稼働）

東京都

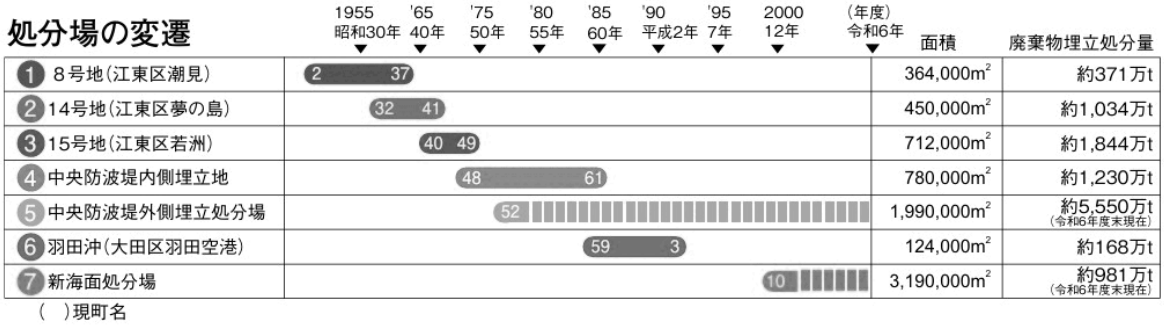
①第二航路海底トンネル
②中防合同庁舎
③第一排水処理場
④ガス有効利用施設
⑤第三排水処理場
⑥海の森大橋
⑦受入管理施設
⑧調整池
⑨中央防波堤
⑩物揚場（船舶輸送揚陸施設）
⑪中防大橋

東京二十三区清掃一部事務組合

⑫粗大ごみ破砕処理施設
⑬中防不燃ごみ処理センター
⑭中防灰溶融施設

⑰海の森公園
⑱海の森水上競技場

処分場の変遷



（　）現町名

出典：東京都廃棄物埋立処分場パンフレット（令和 7（2025）年 11 月）

3.2　ごみ量・資源回収量の推移

(1) ごみ量の推移

①　区収集ごみ量・持込ごみ量

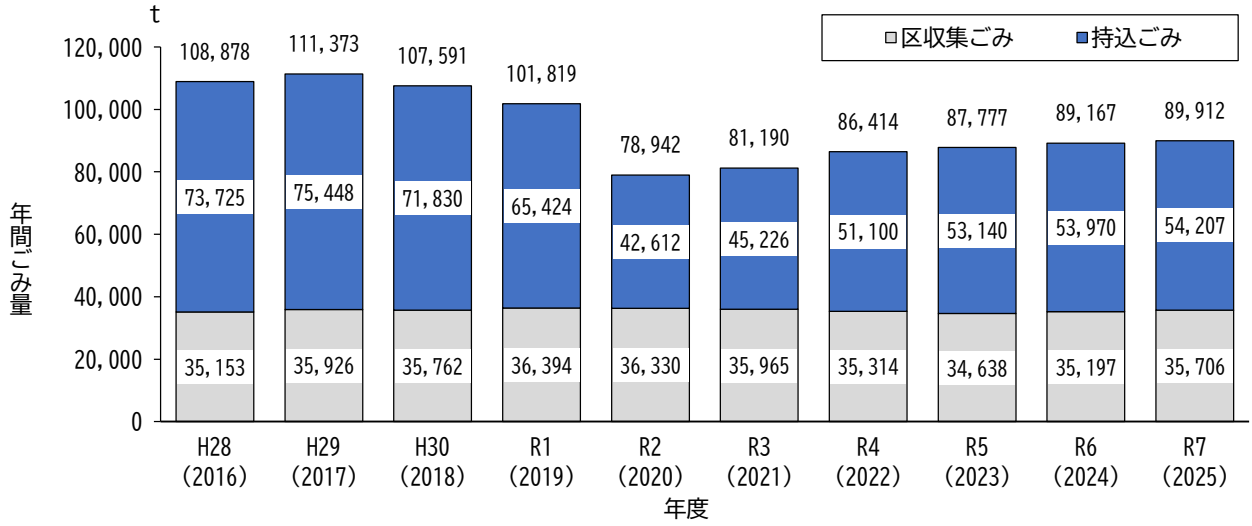
令和 7（2025）年度のごみの総量は 89,912 トンでした。このうち、区収集ごみ量は 35,706 トンで、過去 10 年間を見ると人口増にも関わらずほぼ横ばいとなっています。一方、持込ごみ量は令和元（2019）年度の 65,424 トンから令和 2（2020）年度の 42,612 トンと大幅に減少しましたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられ、令和 3（2021）年度以降は増加傾向にあり、令和 7（2025）年度は 54,207 トンとなっています。

図表 3-4　区収集ごみ量・持込ごみ量

単位：t

ごみ＼年度		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
各年度10月1日人口（人）		148,283	155,295	161,456	167,103	170,123	171,401	173,405	175,982	186,496	189,930
区収集ごみ量	燃やすごみ	32,431	33,128	32,873	33,357	32,918	32,499	31,885	31,350	31,930	32,235
	燃やさないごみ	1,375	1,358	1,377	1,352	1,494	1,405	1,389	1,315	1,345	1,443
	粗大ごみ	1,346	1,439	1,513	1,685	1,919	2,061	2,041	1,973	1,922	2,028
	合計	35,153	35,926	35,762	36,394	36,330	35,965	35,314	34,638	35,197	35,706
持込ごみ		73,725	75,448	71,830	65,424	42,612	45,226	51,100	53,140	53,970	54,207
合計		108,878	111,373	107,591	101,819	78,942	81,190	86,414	87,777	89,167	89,912

※ 粗大ごみについては、清掃一組搬入分に加え、粗大ごみの一部資源化およびピックアップ回収を含みます。



②　区民１人１日当たりの家庭ごみ量

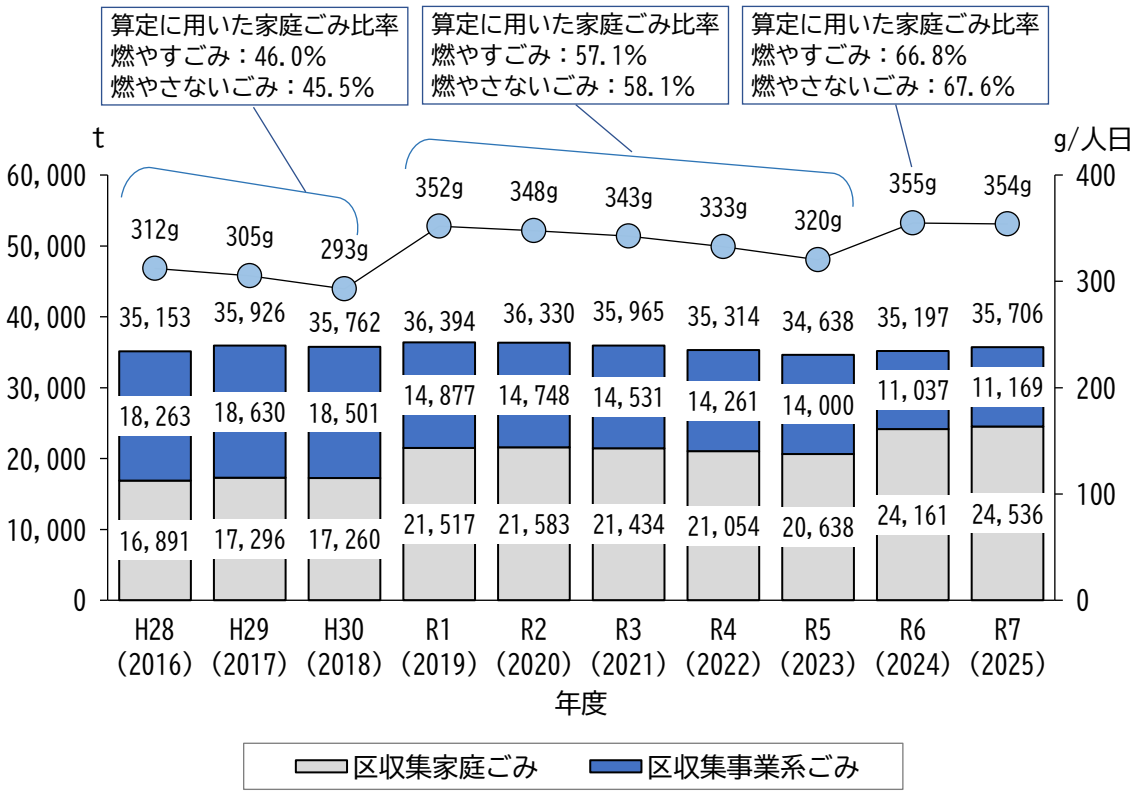
区収集ごみには家庭ごみだけでなく、小規模事業所が排出する事業系ごみも含まれています。区収集ごみに含まれる家庭ごみと事業系ごみの比率は、5 年に一度行う「中央区ごみ排出実態調査」から推計※しています。

※　区収集ごみに含まれる家庭ごみの比率を以下のように設定しています。

平成 28（2016）～30（2018）年度	燃やすごみ 46.0%、燃やさないごみ 45.5% （平成 26（2014）年度中央区ごみ排出実態調査より）
令和元（2019）～5（2023）年度	燃やすごみ 57.1%、燃やさないごみ 58.1% （令和元（2019）年度中央区ごみ排出実態調査より）
令和 6（2024）～7（2025）年度	燃やすごみ 66.8%、燃やさないごみ 67.6% （令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査より）

ここ 10 年間の区収集ごみ量はおおむね横ばい傾向にあります。令和元（2019）年度および令和 6（2024）年度に区収集家庭ごみが増加し、区収集事業系ごみが減少しているように見えますが、これは「中央区ごみ排出実態調査」に基づく家庭ごみと事業系ごみの比率の見直しがあったためです。

図表 3-5　家庭・事業系別の区収集ごみ量・区民１人１日当たりの家庭ごみ量



（2）資源回収量の推移

①　資源回収量

本区の資源回収には、行政が行う集積所における「分別回収」および区内の小・中学校や公共施設等における「拠点回収」のほか、町会・PTA 等の地域団体が行う「集団回収」があります。

また、月島粗大中継所から資源化可能なものを回収するピックアップ回収に加え、令和 2（2020）年度から燃やさないごみ、令和 4（2022）年度から一部の粗大ごみの資源化を開始しています。

資源回収量は令和 2（2020）年度まで増加傾向にありましたが、以降はおおむね横ばい傾向にあり、令和 7（2025）年度は 14,758 トンとなっています。

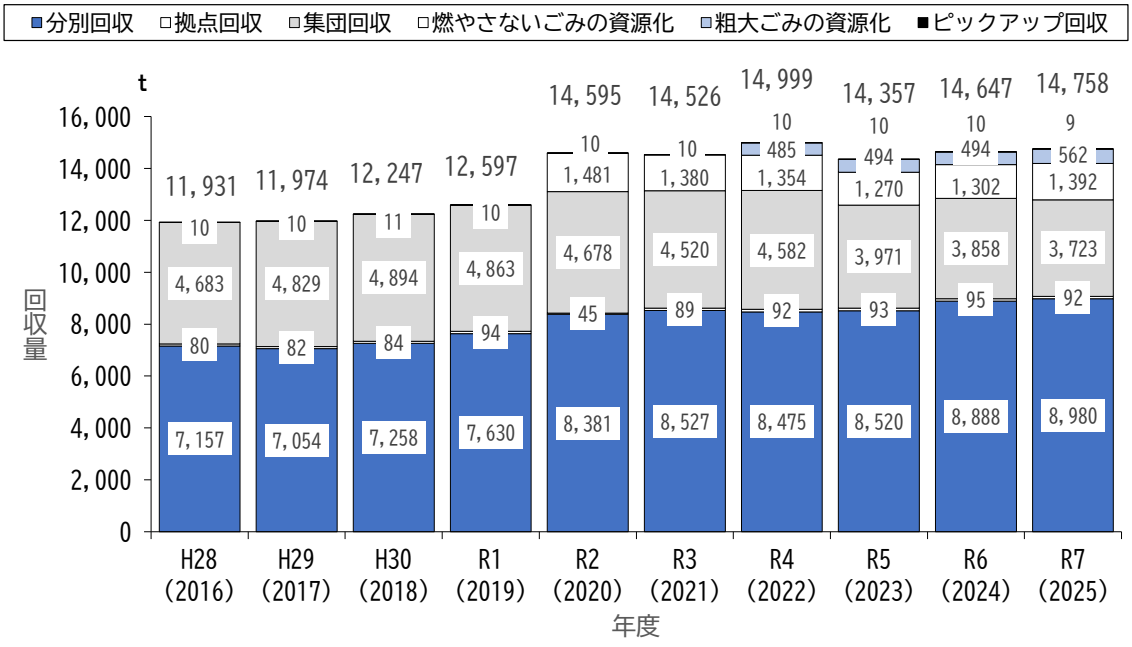
回収方法別にみると、行政回収は増加傾向にあり、令和 4（2022）年度に減少しましたが、令和 5（2023）年度に増加し、令和 7（2025）年度は 9,072 トンとなっています。集団回収は平成 30(2018)年度まで増加傾向にありましたが、令和元(2019)年度以降は減少傾向にあり、令和 7（2025）年度は 3,723 トンとなっています。

※　分別回収には事業系資源も含みます。

図表 3-6　資源回収量

単位：t

回収方法＼年度		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
行政回収	分別回収	7,157	7,054	7,258	7,630	8,381	8,527	8,475	8,520	8,888	8,980
	拠点回収	80	82	84	94	45	89	92	93	95	92
	小計	7,237	7,135	7,342	7,724	8,426	8,616	8,567	8,612	8,984	9,072
集団回収		4,683	4,829	4,894	4,863	4,678	4,520	4,582	3,971	3,858	3,723
燃やさないごみの資源化						1,481	1,380	1,354	1,270	1,302	1,392
粗大ごみの資源化								485	494	494	562
ピックアップ回収		10	10	11	10	10	10	10	10	10	9
合　計		11,931	11,974	12,247	12,597	14,595	14,526	14,999	14,357	14,647	14,758



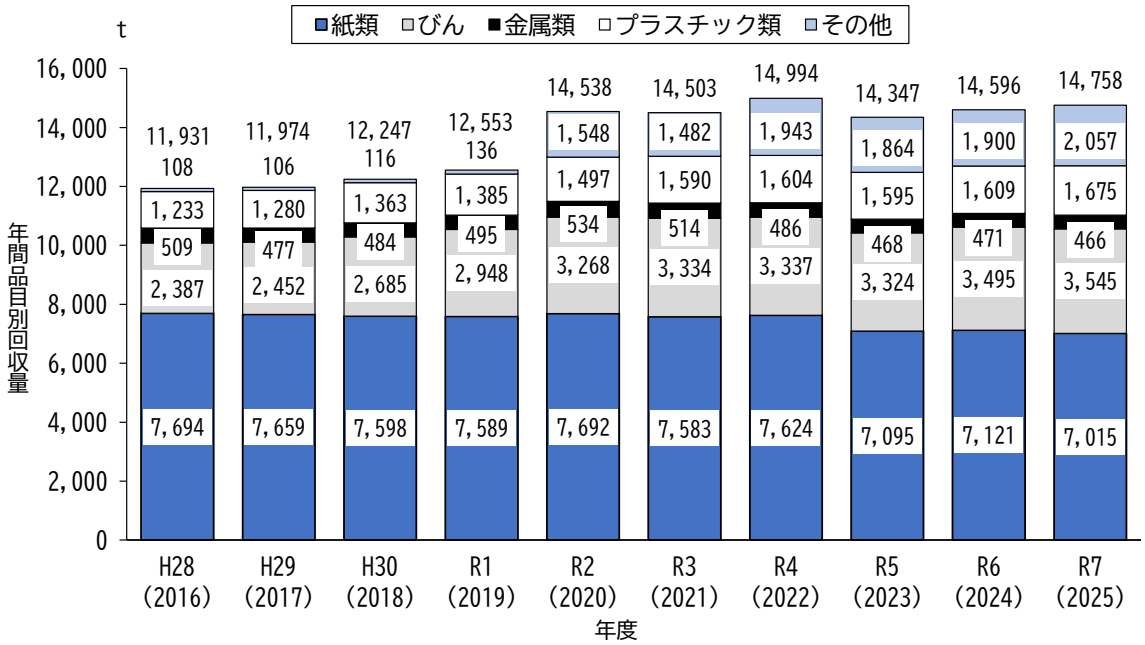
② 品目別の資源回収量

品目別に見ると、紙類および金属類の回収量は減少傾向にあり、一方、びんや、ペットボトルを含むプラスチック類の回収量は増加傾向にあります。

図表 3-7 品目別資源回収量

単位：t

資源＼年度		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
紙類		7,694	7,659	7,598	7,589	7,692	7,583	7,624	7,095	7,121	7,015
びん		2,387	2,452	2,685	2,948	3,268	3,334	3,337	3,324	3,495	3,545
金属類		509	477	484	495	534	514	486	468	471	466
プラスチック類	発泡スチロールトレイ	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	プラスチック製容器包装	498	497	506	528	596	632	623	610	613	612
	ペットボトル	734	782	856	856	899	956	979	983	994	1,061
	小計	1,233	1,280	1,363	1,385	1,497	1,590	1,604	1,595	1,609	1,675
その他	布類	84	80	89	108	39	72	75	71	74	72
	廃食用油	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
	蛍光管、水銀使用製品	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	電池類	10	10	10	12	10	11	10	9	10	9
	小型家電	1	2	3	3	4	6	6	7	9	11
	燃やさないごみの資源化					1,481	1,380	1,354	1,270	1,302	1,392
	粗大ごみの資源化							485	494	494	562
	ピックアップ回収	10	10	11	10	10	10	10	10	10	9
	小計	108	106	116	136	1,548	1,482	1,943	1,864	1,900	2,057
合計		11,931	11,974	12,247	12,553	14,538	14,503	14,994	14,347	14,596	14,758



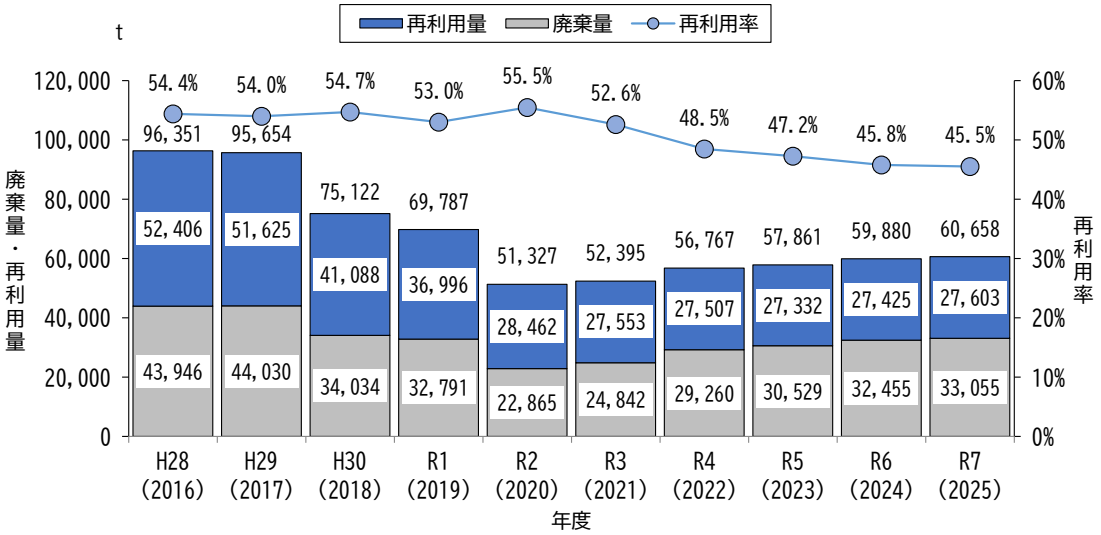
(3) 事業系ごみ・資源の推移

① 事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の廃棄量・再利用量・再利用率

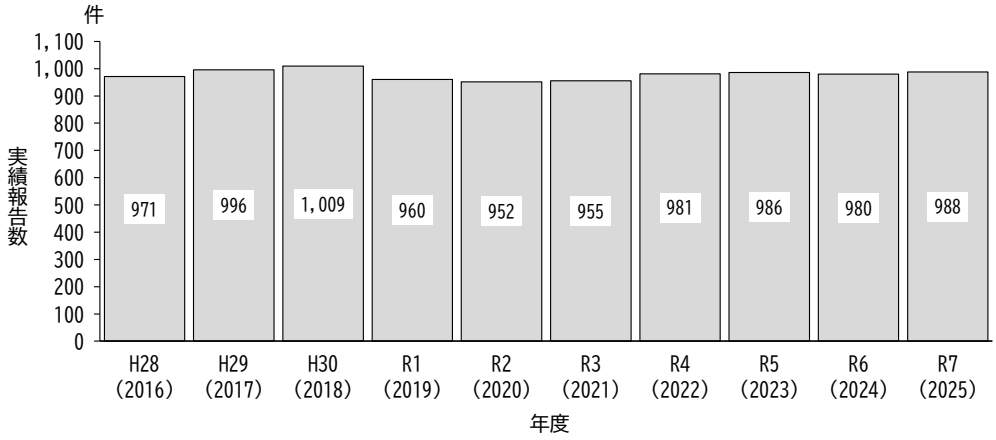
区では、延床面積 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき、廃棄物管理責任者の選任と「再利用計画書」の提出を義務付けています。図表 3-8 は、「再利用計画書」の可燃物の再利用量と再利用率を年度ごとに集計したものです。

平成 30（2018）年度以降の排出量の大幅な減少は平成 30（2018）年 10 月の築地市場の豊洲移転によるものであり、令和 2（2020）年度のさらなる減少は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられます。

図表 3-8　事業用大規模建築物から排出されるごみ・資源の廃棄量・再利用量・再利用率



図表 3-9　事業用大規模建築物の実績報告数

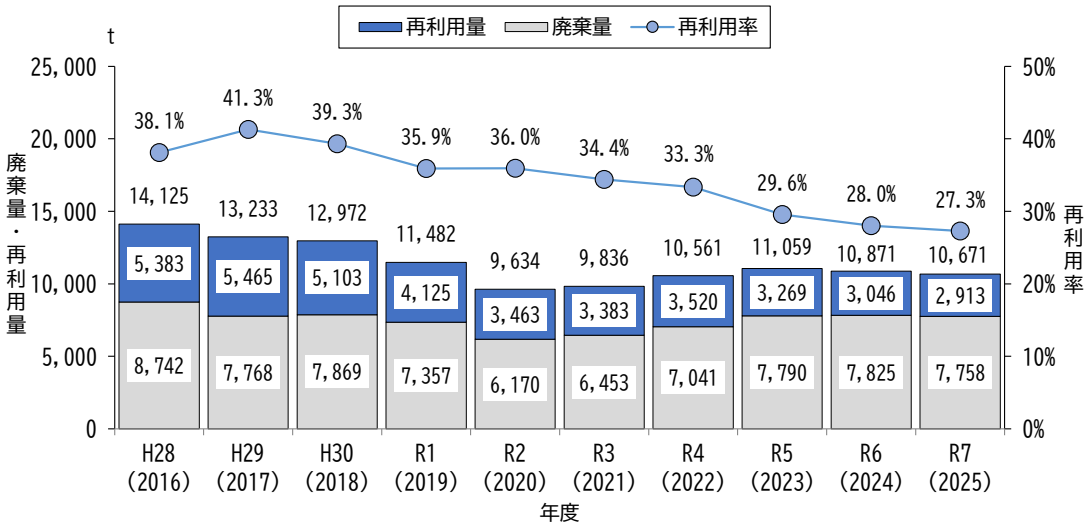


② 事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の廃棄量・再利用量・再利用率

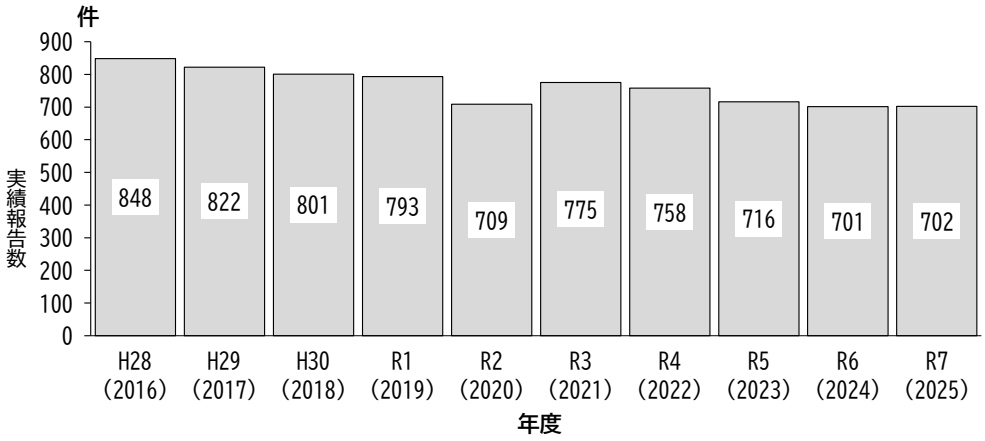
区では、延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業用建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と「再利用実績報告書」の提出を義務付けています。図表 3-10 は、「再利用実績報告書」の可燃物の再利用量と再利用率を年度ごとに集計したものです。

令和 2（2020）年度の排出量の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられます。

図表 3-10　事業用建築物から排出されるごみ・資源の廃棄量・再利用量・再利用率



図表 3-11　事業用建築物の実績報告数



3.3　清掃・リサイクル経費の推移

区の清掃・リサイクル経費のうち、職員の給与費は 8 億 5 千万円程度で推移しています。

事業費は令和 4（2022）年度に一時減少しましたが、おおむね増加傾向にあり、令和 6（2024）年度は約 30 億 3 千万円となっています。

事業費の内訳を見ると、清掃一組等への分担金（中間処理の共同処理経費を各区のごみ量等に応じて負担等）や、資源回収事業が増加傾向にあります。

また、歳入は、主に廃棄物処理手数料と資源売払収入で、増加傾向にあり、令和 6（2024）年度は約 6 億 6 千万円となっています。

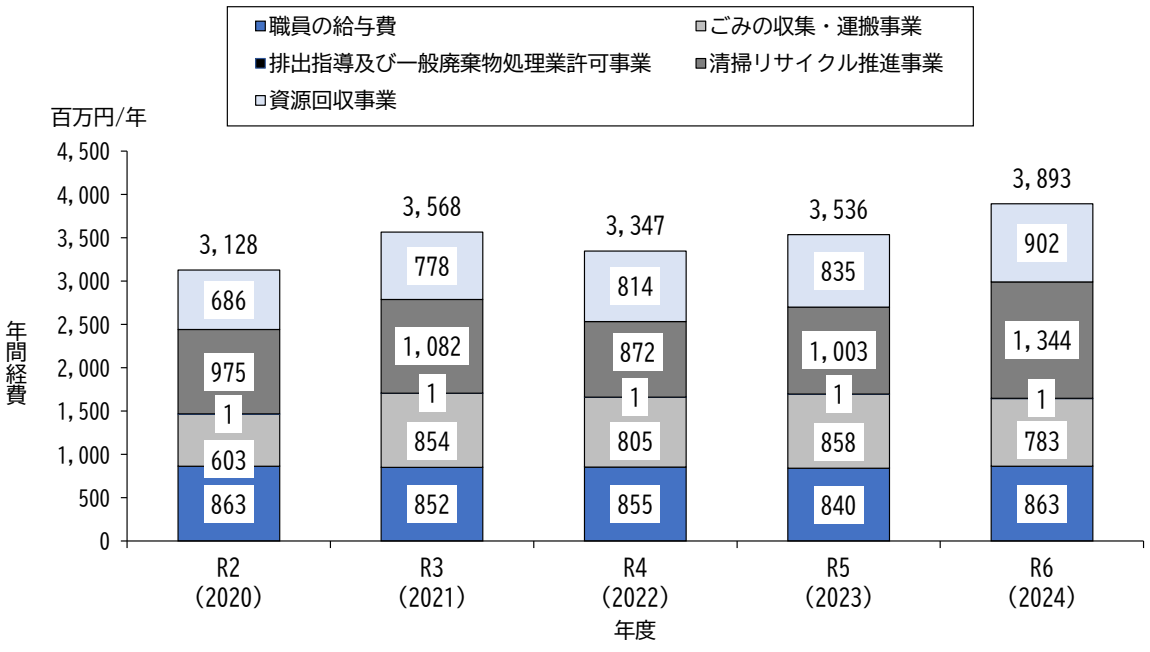
図表 3-12　清掃・リサイクル経費の推移

単位：千円

区分＼年度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
職員の給与費		863,052	852,208	855,189	840,086	862,773
事業費	ごみの収集・運搬事業	603,203	854,300	804,691	857,595	783,292
	排出指導及び一般廃棄物処理業許可事業	693	662	696	599	730
	清掃リサイクル推進事業	974,534	1,082,207	872,393	1,003,249	1,344,117
	うち清掃一組・清掃協議会分担金	(926,351)	(1,022,797)	(778,130)	(880,836)	(1,254,750)
	資源回収事業	686,190	778,151	813,589	834,600	902,075
	小計	2,264,620	2,715,320	2,491,369	2,696,043	3,030,214
合計		3,127,672	3,567,528	3,346,558	3,536,129	3,892,987

※1「職員の給与費」は中央清掃事務所職員の給与費と清掃リサイクル推進事業に従事する環境課（旧環境推進課）職員の給与費を合計している。

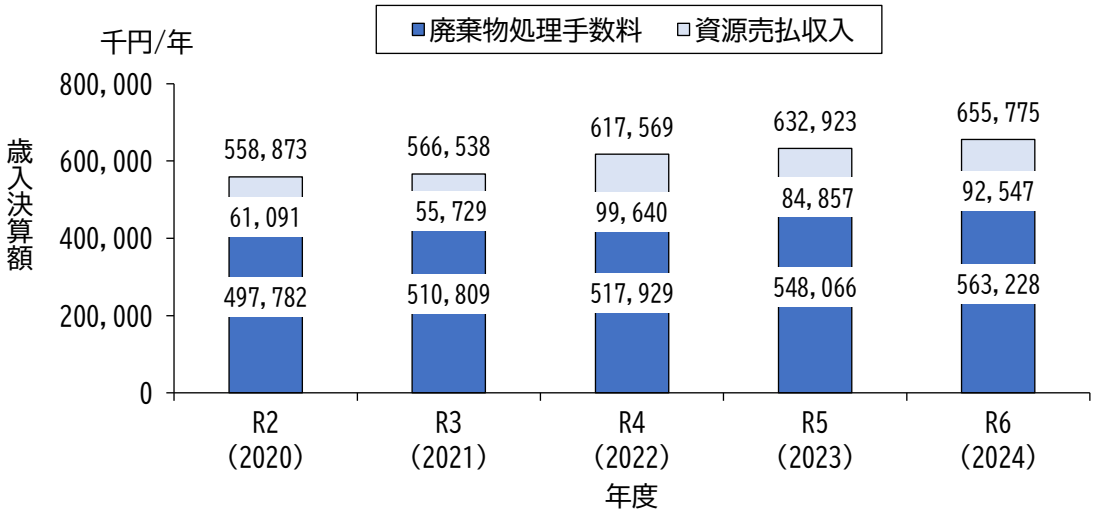
※2「清掃リサイクル推進事業」は清掃費と一部の環境推進費を合計している。



図表 3-13　主な歳入の推移

単位：千円

区分＼年度	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
廃棄物処理手数料	497,782	510,809	517,929	548,066	563,228
資源売払収入	61,091	55,729	99,640	84,857	92,547
合　　計	558,873	566,538	617,569	632,923	655,775



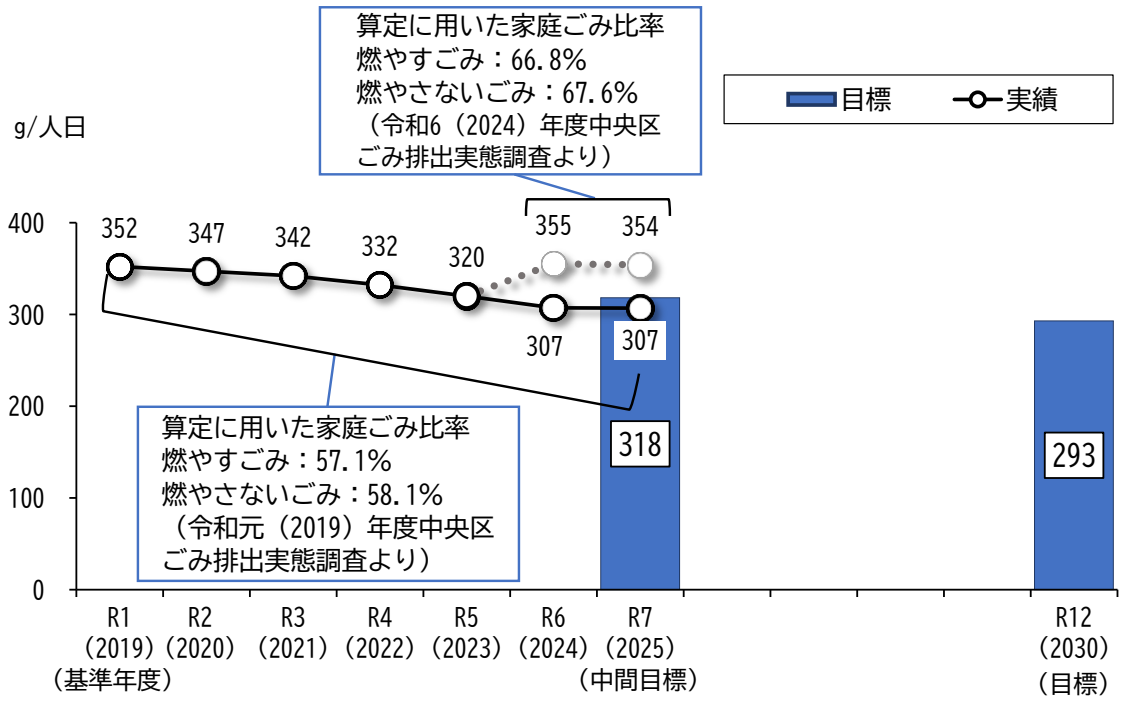
3.4　前計画の進捗状況の評価

(1) 家庭ごみの減量目標

前計画では、家庭ごみについて、「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの合計）」を減量目標として定めており、令和 12（2030）年度までに令和元（2019）年度比で 16.8%削減し、293 グラムとすることを目標としています。

区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は減少しており、令和 7（2025）年度は、中間目標の 318 グラムに対して 307 グラムとなり目標を達成しています。

図表 3-14　区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量の目標達成状況



(2) 事業系ごみの減量目標

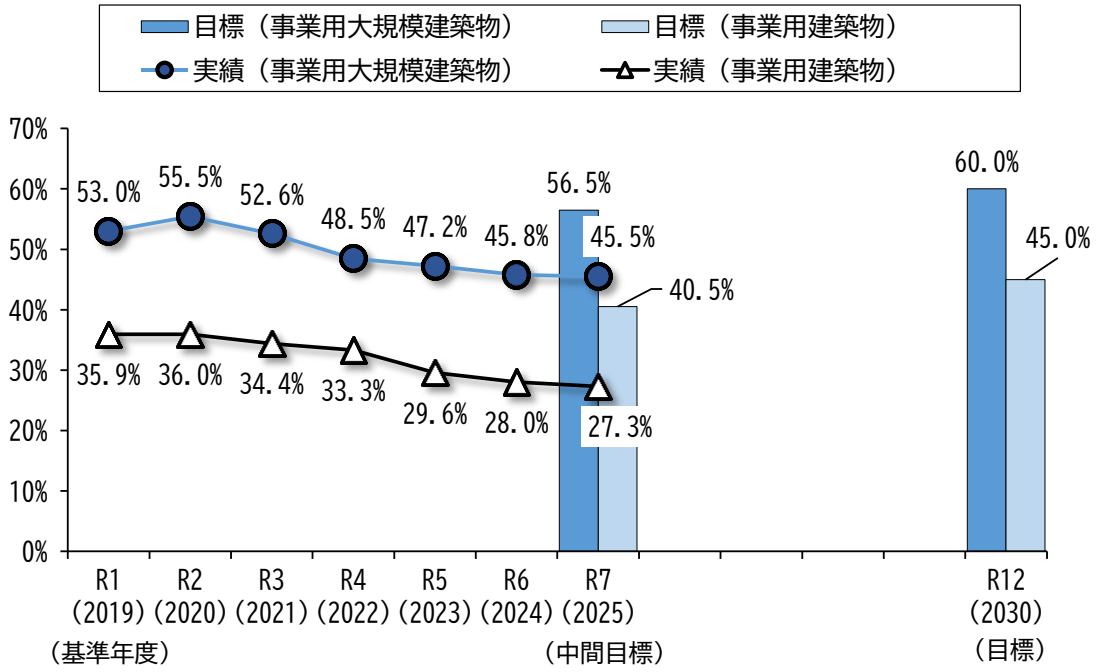
前計画では、事業系ごみについて、「事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）・事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の再利用率」、「事業系ごみの年間排出量」を減量目標として定めています。

① 事業用大規模建築物・事業用建築物から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の再利用率

事業用大規模建築物・事業用建築物から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の再利用率については、令和 12（2030）年度までに事業用大規模建築物の再利用率を 60%、事業用建築物の再利用率を 45%に引き上げることを目標としています。

再利用率は令和 3（2021）年度以降は減少傾向にあり、令和 7（2025）年度は事業用大規模建築物、事業用建築物ともに中間目標を達成していません。

図表 3-15　事業用大規模建築物・事業用建築物から排出されるごみ・資源の再利用率の目標達成状況

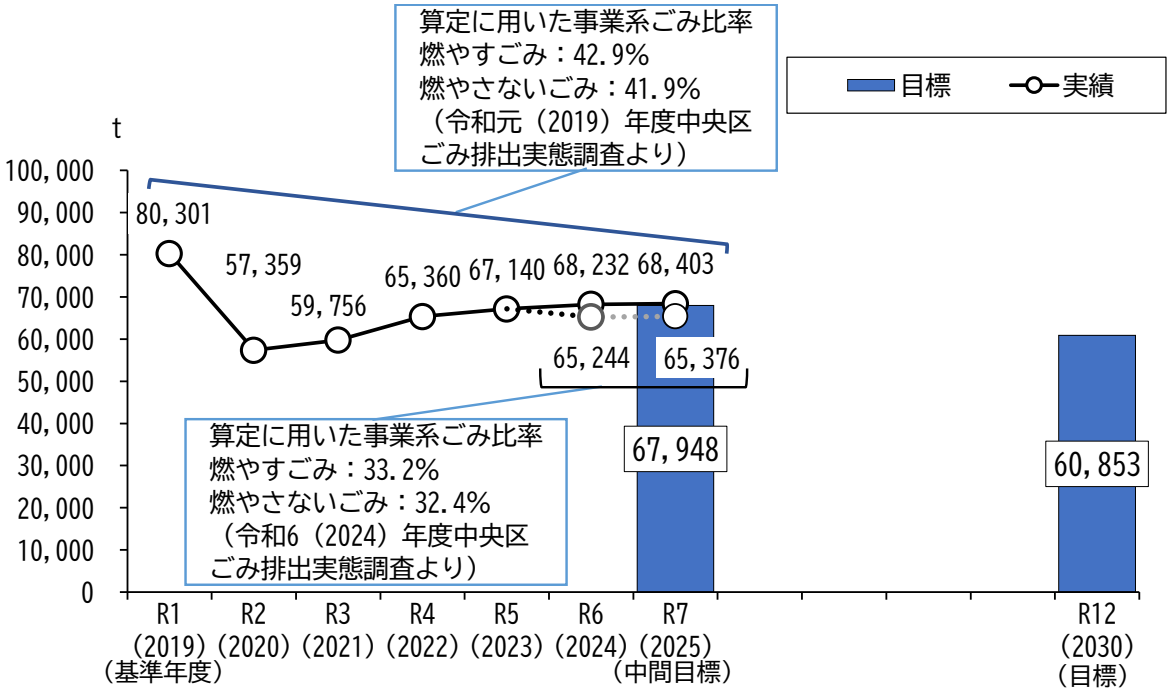


② 事業系ごみの年間排出量

事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）については、令和 12（2030）年度までに令和元（2019）年度比で 24.2%削減し、60,853 トンとすることを目標としています。

事業系ごみの年間排出量は令和 2(2020)年度に大きく減少した後、令和 3(2021)年度以降は増加傾向にあり、令和 5（2023）年度までは中間目標の 67,948 トンを下回っていますが、令和 7（2025）年度は中間目標をわずかに上回り、中間目標と実績がほぼ同じ値となっています。

図表 3-16　事業系ごみの年間排出量の目標達成状況



第４章　清掃・リサイクル事業の課題

社会情勢の変化や、各種調査結果等から抽出した清掃・リサイクル事業の課題について、前計画の 3 つの基本方針に沿って整理しました。

※　本章に掲載の各図表については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

4.1　環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進における課題

(1) ごみ減量の徹底

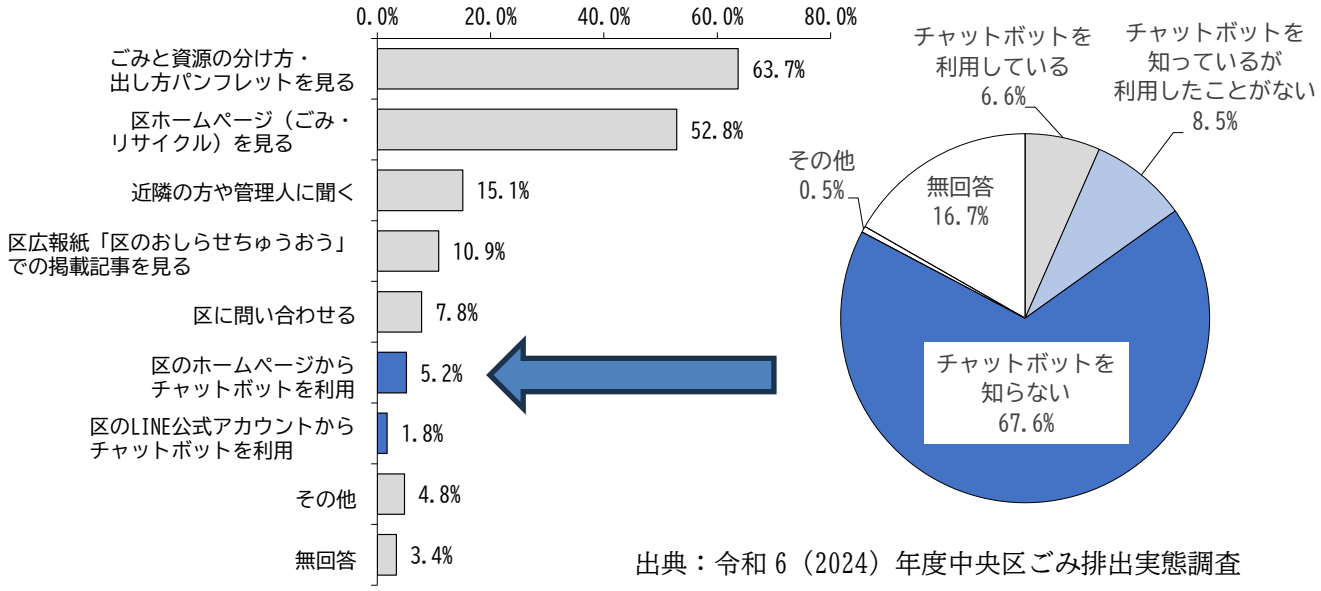
区収集ごみ量は人口増の中でも 1 人 1 日当たりの排出量の減少により、横ばいを維持していますが、定住人口の増加傾向が今後も続くと予測されているため、区全体のごみ総量を抑え込むには、引き続き 1 人 1 日当たりの排出量を減らしていく必要があります。

事業系ごみの年間排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に減少していましたが、令和 3（2021）年度以降は再び増加傾向に転じ、令和 7（2025）年度には中間目標を上回っており、さらなるごみ減量が必要です。

(2) 区民・事業者・外国人に向けた多様な情報発信

令和 6（2024）年度の区民アンケート調査によると、分別方法の確認手段として「ごみと資源の分け方・出し方パンフレット」を利用する割合が 63.7%（令和元（2019）年度は 59.9%）と最も高く、紙媒体への依存が続いています。一方で、区が新たに導入した「ごみ分別案内チャットボット」については、利用する割合が「区のホームページからの利用」が 5.2%、「区の LINE 公式アカウントからの利用」が 1.8%にとどまり、チャットボットの導入自体を「知らない」と答えた区民が 67.6%にのぼるなど、デジタルツールの活用促進が大きな課題となっています。

図表 4-1　分別方法の確認手段（左）とチャットボットの認知（右）（区民アンケート調査）

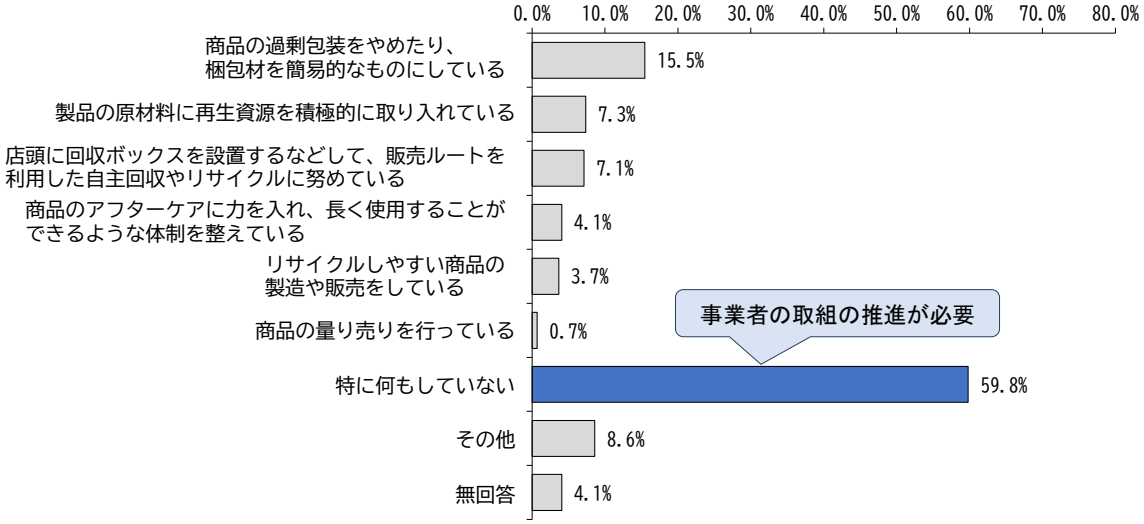


出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

令和 6（2024）年度の事業所アンケート調査によると、顧客（消費者）に対するごみ減量およびリサイクルの取組を「特に何もしていない」と回答する事業所が 59.8%（令和元（2019）年度は 56.5%）とほぼ横ばいで推移しており、事業者側から消費者へ働きかける取組を事業者に促していくことが今後の課題です。

さらに、増加傾向にある外国人に対しては、言語や生活習慣の違いによるごみ出しルールの理解不足や誤解を防ぐため、多言語に対応したパンフレットやデジタルツール等を活用して、分かりやすい情報発信を推進していく必要があります。

図表 4-2　顧客に対するごみ減量およびリサイクルの取組（事業所アンケート調査）

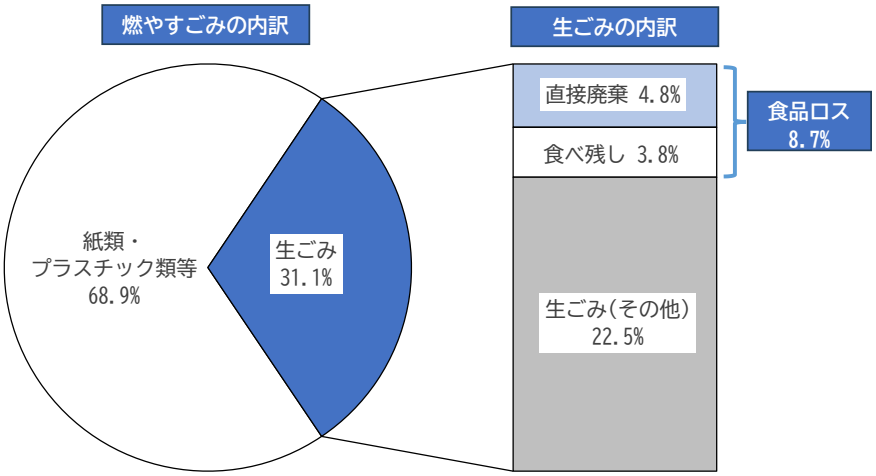


出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

(3) 食品ロスの削減

令和 8（2026）年度の「中央区家庭ごみ組成分析調査」によると、家庭の燃やすごみ全体の 31.1%を「生ごみ」が占めています。生ごみのうち、手つかずのまま廃棄された「直接廃棄」は 4.8%、「食べ残し」は 3.8%で、燃やすごみ全体に含まれる食品ロスの割合は 8.7%であることがわかりました。

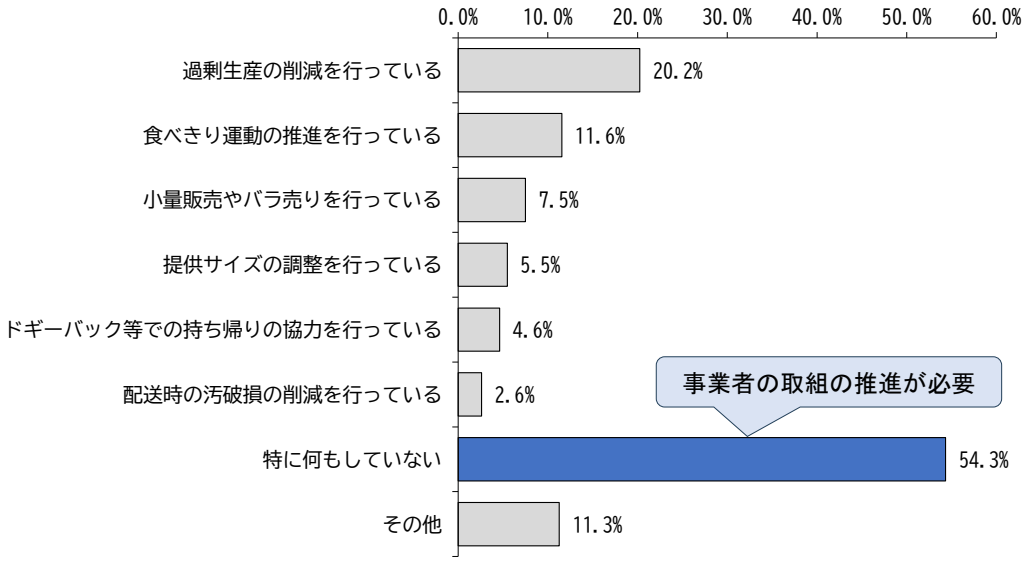
図表 4-3　燃やすごみに占める生ごみの割合とその内訳



出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

令和 6（2024）年度の事業所アンケート調査によると、食品製造・卸・小売・飲食店において、食品ロス削減のために「特に何もしていない」割合が 54.3%と過半数を占め、令和元（2019）年度の 42.6%から約 12 ポイント悪化しており、区民・事業者双方の食品ロス削減について取組を行っていく必要があります。

図表 4-4　食品ロス削減のための行動（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

食品ロス削減は SDGs の国際的な目標であり、国においては、「家庭の食品ロス発生量 50%削減」、「事業系の食品ロス発生量 60%削減」、「消費者の認知・行動割合 80%向上」と目標を掲げています。

また、東京都は「食品ロス発生量 65%削減」を掲げており、区民や事業者の具体的な行動変容を促す施策を展開する必要があります。

本区ではご家庭で余っている食品を持ち寄り、区内の子ども食堂等に提供する「フードドライブ」を実施するとともに、令和 4（2022）年度から食品ロス削減の取組を行う飲食店等を「ちゅうおう食べきり協力店」として登録し、消費者・事業者の意識啓発を図ってきました。

「ちゅうおう食べきり協力店」については、引き続き飲食店等の登録を広く促すとともに、消費者が日常的にこれら協力店を積極的に利用する行動変容につなげ、さらなる店舗拡大を図っていくことが大切です。本制度と併せて、食品ロス削減の一層の推進を図るため、フードシェアリングサービスの利用促進についても検討を進めていく必要があります。

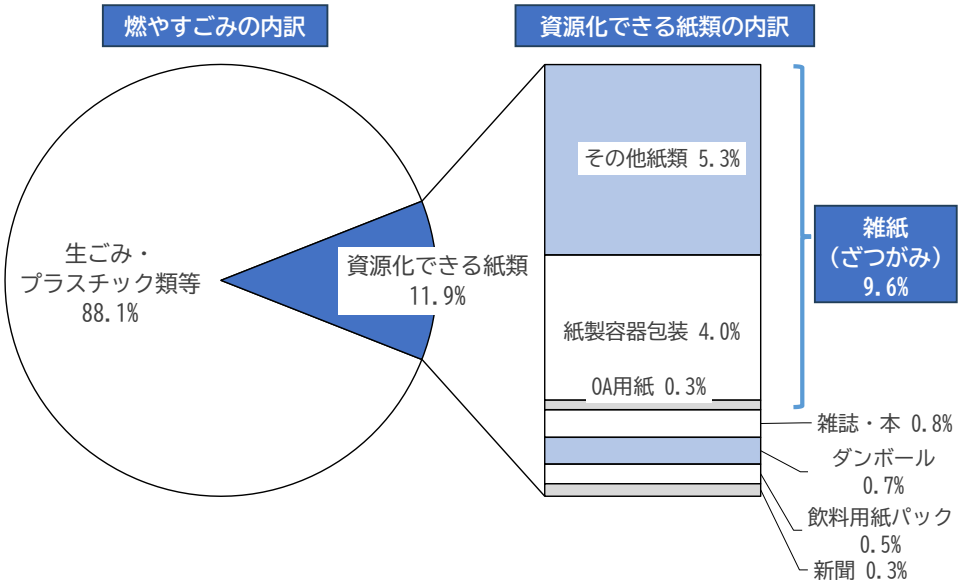
4.2　多様なリサイクルによる資源循環の推進における課題

(1) 資源化できる紙類の分別徹底

令和 8（2026）年度の「中央区家庭ごみ組成分析調査」によると、燃やすごみに含まれる「資源化できる紙類」は 11.9%を占めています。令和元（2019）年度調査時の 16.6%と比較すると約 4.7 ポイントの減少が見られ、改善傾向にあります。内訳を見ると「その他の紙類」が 5.3%、「紙製容器包装※」が 4.0%、「OA 用紙」が 0.3%と、いわゆる「雑紙（ざつがみ）」が 9.6%混入しており、引き続き資源化への移行が課題です。

※　「紙製容器包装」とは、商品の容器や包装で主として紙製のものであり、段ボールおよび飲料用紙パックを除いたものです。本計画における資源化できる「紙製容器包装」とは、紙箱、紙袋、包装紙等のうち、汚れや強いにおいが付着しておらず、防水加工やアルミ箔・プラスチック等の複合素材が使用されていないものに限られます。

図表 4-5　燃やすごみに占める資源化できる紙類の割合とその内訳



出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

(2) プラスチックの資源化の推進

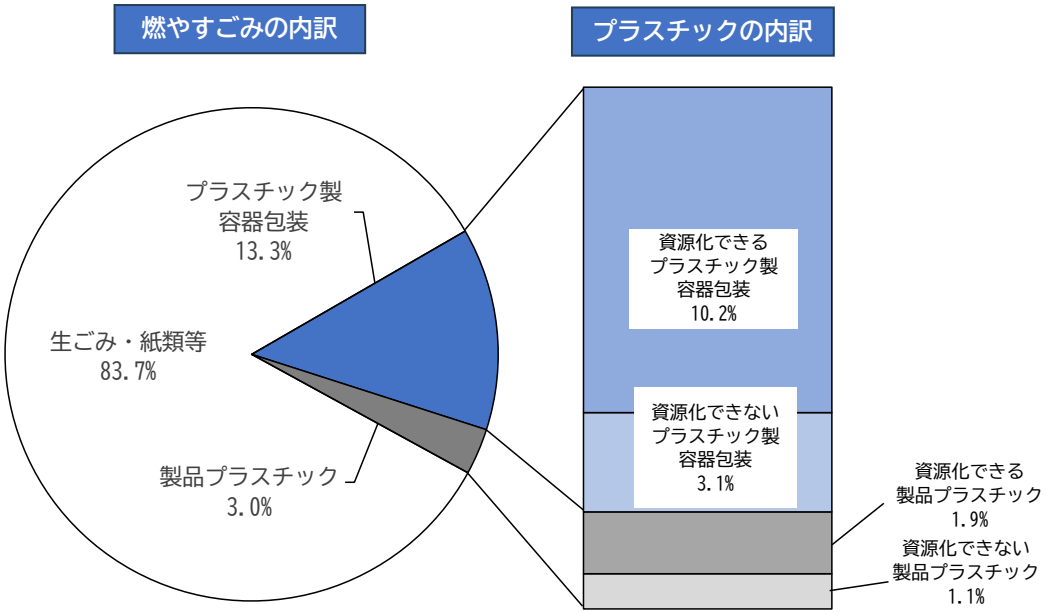
令和 8（2026）年度の「中央区家庭ごみ組成分析調査」によると、燃やすごみに含まれる資源化できる「プラスチック製容器包装」は 10.2%を占めており、多くの「プラスチック製容器包装」が捨てられています。「プラスチック製容器包装」の分別を徹底する必要があります。

また、これらとは別に、燃やすごみには資源化できる「製品プラスチック※」も 1.9%含まれています。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4（2022）年 4 月施行）により、これまで対象外だった「製品プラスチック※」のリサイクルも求められるようになっており、「プラスチック製容器包装」に加え、新たに「製品プラスチック※」を含めたプラスチック一括回収を行うことで資源化の推進を行っていく必要があります。

プラスチックの分別回収は、資源化可能かどうかの判断が難しい場合もあり、誰もが正しく取り組めるよう、きめ細やかな対応が必要です。そのため、パンフレット等での具体的な記載や解説の充実に努めるとともに、事業所に対しても指導を行い、区民・事業者の双方が分別に取り組める環境を整えることが求められます。

※　「製品プラスチック」とは、プラスチック素材で作られた商品であり、「プラスチック製容器包装」を除いたものです。本計画における資源化できる「製品プラスチック」とは、このうち、金属やゴム等の他の素材が使われていないプラスチック素材 100%のもので、電池を内蔵していないものおよび汚れや油分が付着していないものに限られます。例えば、洗面器、プラスチックハンガー、クリアファイル等が該当します。

図表 4-6　燃やすごみに占めるプラスチック類の割合とその内訳



出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

(3) 集団回収・拠点回収の利用促進

町会・自治会、PTA、マンション管理組合等の地域団体が主導する集団回収について、登録団体数は年々増加しているものの、昨今のペーパーレス化等により回収量の 9 割を占める紙類は令和元（2019）年度以降一貫して減少傾向にあります。

このまま古紙需要の停滞が進行した場合、将来的に資源回収業者の事業継続が困難となり、団体のリサイクル活動が維持できなくなるおそれがあります。

区民による自主的なリサイクル活動を将来にわたり持続可能なものとするために、社会情勢の変化に即した安定的な回収体制の確保に向けた検討が必要です。

また、区施設等で実施している拠点回収については、拠点の設置場所や回収品目について引き続き周知を行っていくとともに、さらなる回収品目の拡大等についても検討が必要です。

4.3　人の環（わ）で築く清潔で快適なまちにおける課題

(1) リチウムイオン電池の混入による発火事故の防止

近年、リチウムイオン電池を内蔵した製品が社会的に広く普及しています。それに伴い、これらが誤ってごみに混入して排出されるケースが増加し、収集車両や処理施設において重大な火災事故が多発しています。

現在、国においては、令和 8（2026）年 4 月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」を改正し、内蔵するリチウムイオン電池の取り外しが困難な一体型製品であるモバイルバッテリー等について、製造業者等による自主回収を義務付けるなど、適正処理に向けた環境整備が進められつつあります。

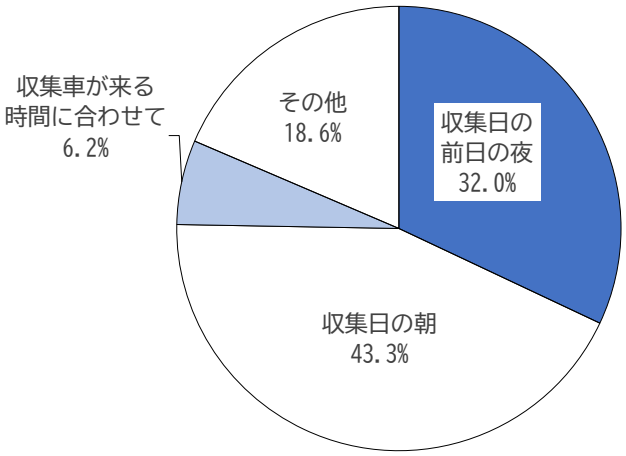
こうした状況を踏まえ、区ではまだ火災事故は発生していませんが、重大な事故を未然に防ぐため、区民の方が意図せず、ほかのごみ・資源と混入して排出しないよう適正な排出方法について、区民へ広く周知・啓発していく必要があります。

(2) 適正排出と良好な生活環境の維持

本区は、千代田区に次いで昼夜間人口比率が高く、夜間人口の 3 倍以上の人が昼間に活動しています。さらに外国人人口も増加していることから、多様な来街者への意識啓発も含めたまちの美化の推進を引き続き行っていく必要があります。

また、令和 6（2024）年度の事業所アンケート調査によると、区の収集を利用している事業所のうち、ごみを出す時間を「収集日の前日の夜」と回答した事業所は 32.0%（令和元（2019）年度は 29.5%）を占め、改善されていません。ねずみやカラス等の鳥獣害による衛生環境の悪化が懸念されるため、引き続き集積所の衛生的な環境維持に取り組んでいく必要があります。

図表 4-7　集積所にごみを出す時間（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

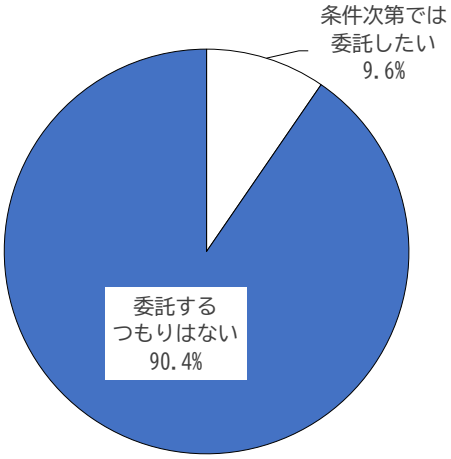
(3) 事業系ごみ・資源の自己処理責任の徹底

令和 6（2024）年度の事業所アンケート調査によると、区の収集を利用している事業所のうち、収集を一般廃棄物処理業者へ「委託するつもりはない」と回答した事業所が 90.4%を占め、区の収集に依存しています。

また、事業系有料ごみ処理券を「貼付していない」と回答した事業所が、ごみで 19.7%(令和元(2019)年度は 12.8%)、資源で 18.8%(令和元(2019)年度は 17.4%)といずれも改善されていません。

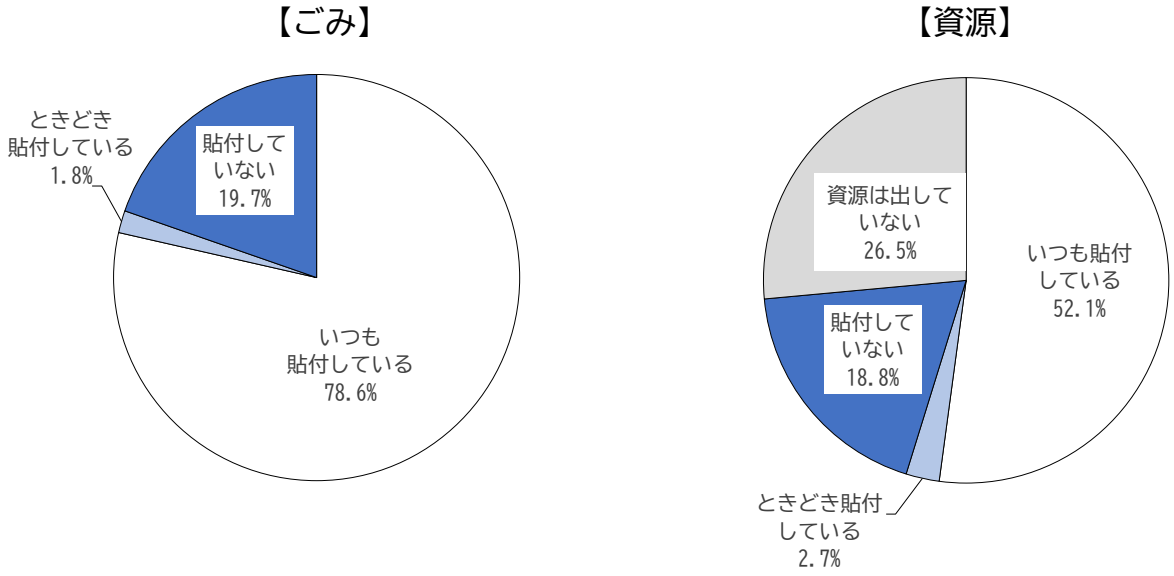
事業系ごみ・資源は、自己処理責任が原則となっています。区収集に排出している事業系ごみ・資源の一般廃棄物処理業者への移行および適正排出の徹底を引き続き進めていく必要があります。

図表 4-8　一般廃棄物処理業者への委託意向（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

図表 4-9　事業系ごみ処理券の貼付状況（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

(4) 安定的な中間処理と最終処分場の延命化

清掃一組の一般廃棄物処理基本計画では、複数の清掃工場の建て替え工事が重なることで、焼却能力の低下が予想されています。

また、燃やすごみの焼却灰や、資源化処理後の残さは東京湾の新海面処分場に埋め立てられますが、ここは 23 区最後の埋立処分場です。

安定的な中間処理を継続するとともに、最終処分場を 1 日でも延命化させるためにも、23 区と清掃一組で共同してさらなるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。

そのため、23 区と清掃一組において、23 区共同の取組として、「① 資源化可能な事業系古紙の清掃工場への搬入規制」、「② 廃棄物処理手数料の増額」、「③ 家庭ごみの有料化」の 3 施策について、協議および検討を開始しました。これらの施策については、導入の効果や区民生活への影響等を踏まえ、実施の可否を含めて慎重に検討を進めていく必要があります。

第５章　基本理念と基本方針

5.1　基本理念

区民・事業者・区がともに目指す将来像を「基本理念」として掲げるとともに、その実現に向けて各施策を進めるための 3 つの「基本方針」を示します。

中央区一般廃棄物処理基本計画　基本理念

地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区

近年、国際社会では気候変動や海洋プラスチックごみ問題等、地球規模の環境問題が深刻化する中、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や資源の発生抑制と循環利用の徹底に向けた取組が加速しています。

国においては、従来のリサイクルを中心とした「3R」の取組に加え、製品の設計・製造段階から廃棄物の発生を抑制し、資源を効率的に循環させ続ける「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を国家戦略として掲げています。さらに、令和 4（2022）年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や、令和 6（2024）年に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」等の法制度の進展により、経済活動やライフサイクルの全般において、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、徹底した発生抑制と持続可能な資源循環を前提とした社会構造への転換が求められています。こうした国の動向を受け、本区においても、単なるごみの分別や回収にとどまらず、区民のライフスタイルの転換や事業者の取組による発生抑制をより一層強力に推進します。

本区においては、平成 29（2017）年 6 月に策定した「中央区基本構想」で「輝く未来へ橋をかける　――　人が集まる粋なまち」を将来像として掲げ、「中央区基本計画 2023」では基本政策「水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち」の下、循環型社会づくりを推進することとしています。

首都東京の中心として発展を続ける本区は、今後も都心機能の集中や人口増加が想定され、事業活動の活発化も予測されていることから、区民、事業者、行政が一体となり、環境負荷を最小限に抑え、誰もが心地よく過ごせる持続可能なまちを構築していく必要があります。

本区は、世界に誇れる江戸のリサイクル文化を育んできた歴史を胸に、私たち一人ひとりの行動が地球環境への思いやりを未来の世代へと紡いでいくという想いを込めた前計画の基本理念を引き継ぎ、循環型まちづくりを推進していきます。

5.2　基本方針

基本理念の実現に向け、以下の 3 つの基本方針に基づき施策を展開します。

基本方針１

環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

区民・事業者の意識改革を図り、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の取組を最優先に推進します。

基本方針２

多様なリサイクルによる資源循環の推進

どうしても発生してしまう不用物について、プラスチック一括回収等の多様な手法により資源化を推進します。

基本方針３

人の環（わ）で築く清潔で快適なまち

地域コミュニティや事業者との「人の環」による協働を進め、安全・安心な収集体制と美化を推進します。

【基本方針１】

環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

持続可能な循環型社会を実現するためには、ごみ・資源の発生抑制の重要性を区民・事業者双方で共有していくことが不可欠です。

日常生活や事業活動において、排出するごみ・資源を最小限に抑える行動の必要性をさまざまな情報媒体を通じて周知するとともに、子どもから大人まで一人ひとりの意識改革を図るための啓発活動を推進します。

その上で、ごみ・資源として排出されたものをリサイクルする前に、まず「排出するごみ・資源そのものを発生させない（リデュース）」取組および「繰り返し使う（リユース）」取組を最優先に位置付ける必要があります。

令和 8（2026）年度の「中央区家庭ごみ組成分析調査」の結果によると、家庭から排出される燃やすごみの中には、いまだに多くの食品ロスやプラスチック類が含まれていることが明らかとなっています。これらを効果的に削減するために、食品を無駄にしない、また、使い捨てプラスチック類を使用しない消費行動を促進していきます。

併せて、デジタル技術（ICT）や民間プラットフォームを活用した不用品の譲り合いなどを通じて、物品を安易に廃棄せず「繰り返し使う（リユース）」行動の定着を目指します。

また、事業者に対しては、発生抑制の取組にとどまらず、顧客に対する簡易包装の推進や量り売り、小盛りメニューの提供といった「消費者のごみ減量行動を後押しする取組」を促し、区民と事業者が協働して地域全体で排出するごみ・資源そのものを発生させないライフスタイルへの転換を推進します。

【基本方針２】

多様なリサイクルによる資源循環の推進

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組を最優先に進めた上で、どうしても発生してしまう不用物については、焼却や埋立処分を最小限にとどめ、可能な限り資源として有効活用していきます。この資源循環は、集積所における分別回収だけでなく、地域の自主的な集団回収や公共施設等における拠点回収、事業者が自発的に行う店頭回収の利用促進等、多様な手法を組み合わせて推進していきます。

本区では、家庭から排出される燃やさないごみの資源化に加え、一部の粗大ごみについて資源化を行っていますが、家庭から排出される燃やすごみの中には、依然として資源化可能な紙類やプラスチックが多く混入していることから、引き続き分別の徹底を促します。

併せて、国の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4(2022)年 4 月施行）の施行を踏まえ、これまで回収してきた「プラスチック製容器包装」に加え、新たに「製品プラスチック」を含めたプラスチック一括回収を行うことでプラスチックの資源化を一層推進していきます。

事業系ごみ・資源については、事業者の排出者責任に基づく適正な分別とリサイクルの徹底が不可欠です。引き続き立入検査等を通じて事業所に対して紙類や食品廃棄物等の資源化に取り組むよう働きかけを行い、事業活動における資源循環を推進していきます。

【基本方針３】

人の環（わ）で築く清潔で快適なまち

本区に住み、働き、訪れるすべての人々にとって清潔で快適なまちを実現するためには、区民・事業者・区が一体となった環境美化の取組や、集積所の適正管理を通じた生活環境の保全が重要です。

これらの取組を持続可能なものとするため、地域コミュニティや事業者との交流・連携を一層深め、「人の環」を通じた協働のまちづくりを進めていきます。

また、ごみの収集・運搬、処理・処分段階における環境負荷の低減に努めるとともに、特に近年課題となっているリチウムイオン電池等の発火性危険物の混入による収集車両や処理施設での火災事故を防ぐため、正しい排出ルールの徹底と周知・啓発を図るなど、環境にやさしく、安全・安心な収集体制を構築していきます。

第６章　ごみ減量目標

6.1　目標設定の考え方

(1) 区収集ごみに対する目標設定方法の見直し

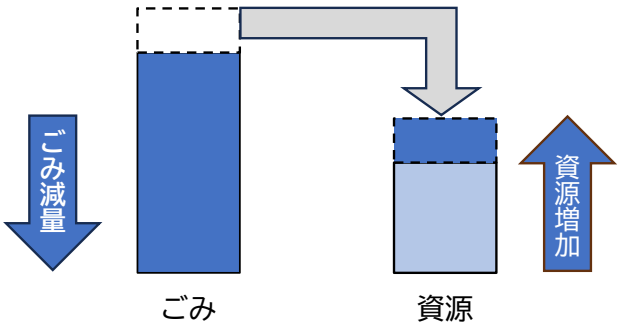
これまでは、「区収集ごみ」から「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の量を推計し、この推計量の削減を目標として設定していましたが、本計画では、進捗確認の際に推計を使用せずに計量した確定値のみで確認ができるよう「区収集ごみ」を「家庭ごみ」と「事業系ごみ」に分けずに「区収集ごみ」の総量に対して目標を設定するものとします。ただし、「区収集ごみ」に占める「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の推計量については、引き続き参考指標として確認していくものとし、その推計方法については、これまでの「中央区ごみ排出実態調査」の結果を使用したものではなく、より安定的に推計が行える「事業系有料ごみ処理券」を使用した方法に見直しを行いました。

(2) ごみと資源を合わせた総排出量目標の設定

国の「循環型社会形成推進基本計画」が最優先課題として掲げる「2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））」の進捗を測るため、これまでの「ごみ量の削減」に加え、新たに「ごみと資源を合わせた総排出量の削減」について目標を設定します。これは、ごみ・資源の分別を徹底し、再生利用（リサイクル）に回すだけでなく、「はじめから不要なものを購入しない・受け取らない」というライフスタイルへの転換を促し、分別の徹底と排出抑制の取組を一体的に推進することで、環境負荷の一層の低減を目指すものです。

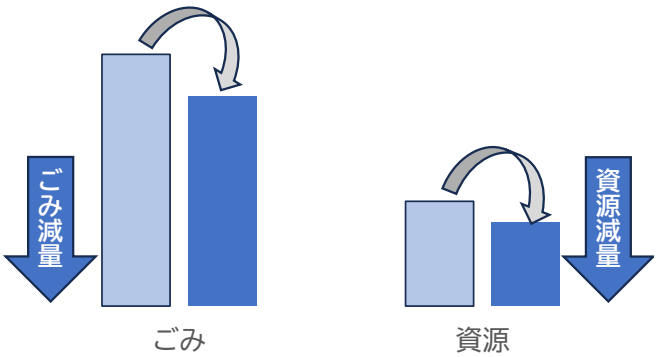
図表 6-1　リサイクル中心の考え方と発生抑制優先の考え方

【リサイクル中心の考え方】



ごみが減って資源が増えるイメージです。分別を徹底して再生利用に回すことで、ごみの減量と資源の有効活用が図られます。

【発生抑制優先の考え方】



発生抑制によってごみと資源の両方が減るイメージです。ごみと資源を合わせた総排出量そのものを抑制することで、環境への負荷をより一層低減することができます。

6.2　目標設定

目標設定の考え方より、本計画のごみ減量目標として次に示す 3 つの目標を掲げます。

(1) 区民 1 人 1 日当たりの区収集ごみ排出量

区民 1 人 1 日当たりの区収集ごみ排出量について、令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 18.9%削減します。

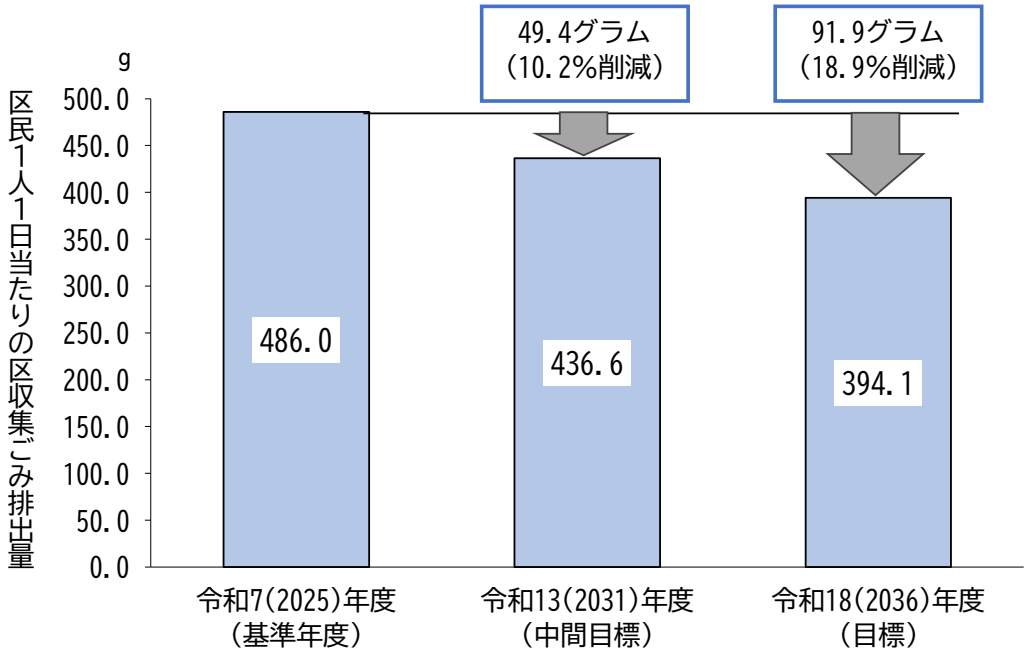
$$\text{算定方法：}\frac{\text{区収集ごみ排出量（t/年）}}{\text{人口} \times \text{年間日数}} \times 1{,}000{,}000\text{（単位換算）}$$

※　区収集ごみ排出量は、燃やすごみ・粗大ごみ（清掃一組搬入分）の合計

※　令和 7（2025）年度は 10 月 1 日現在の人口、令和 13（2031）年度および令和 18（2036）年度は 4 月 1 日現在の将来予測人口を使用

図表 6-2　区民 1 人 1 日当たりの区収集ごみ排出量の目標

	令和7(2025)年度 (基準年度)	令和13(2031)年度 (中間目標)	令和18(2036)年度 (目標)
区民 1 人 1 日当たりの 区収集ごみ排出量	486.0グラム	436.6グラム (10.2%削減)	394.1グラム (18.9%削減)
(参考：うち家庭ごみ推計量)	(350.8グラム)	(324.2グラム)	(297.0グラム)



(2) 区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量

区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量について、令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 10.9%削減します。

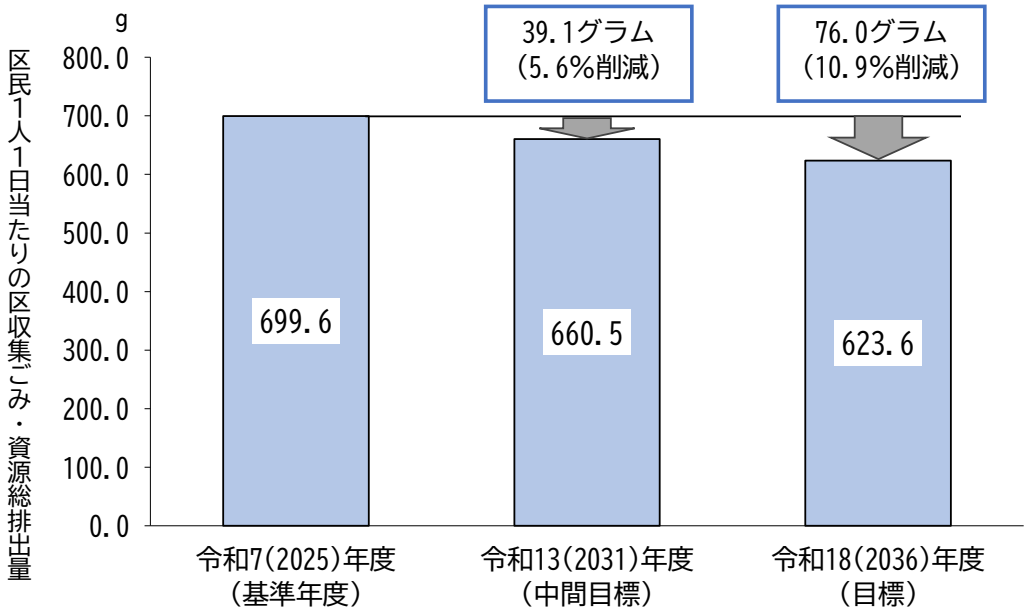
$$\text{算定方法：}\frac{\text{区収集ごみ・資源総排出量（t/年）}}{\text{人口}\times\text{年間日数}}\times 1{,}000{,}000\text{（単位換算）}$$

※　区収集ごみ・資源総排出量は、区収集ごみ・燃やさないごみの資源化・粗大ごみの資源化・ピックアップ回収・資源（分別）回収・拠点回収・集団回収の合計

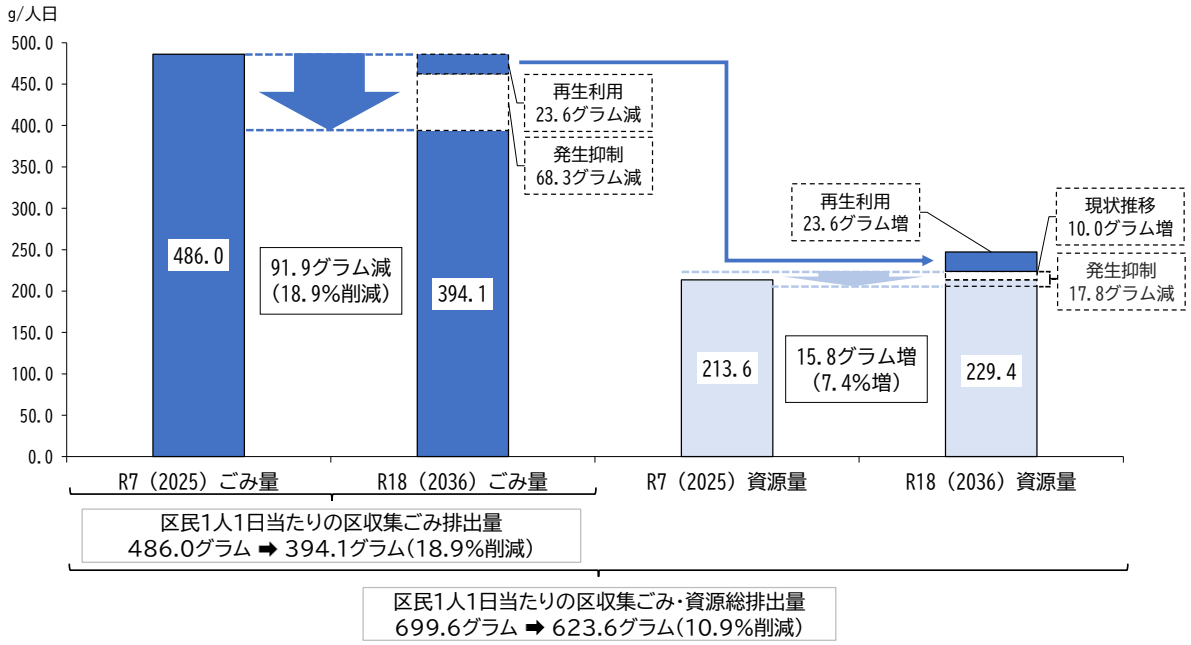
※　令和 7（2025）年度は 10 月 1 日現在の人口、令和 13（2031）年度および令和 18（2036）年度は 4 月 1 日現在の将来予測人口を使用

図表 6-3　区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量の目標

	令和7(2025)年度 (基準年度)	令和13(2031)年度 (中間目標)	令和18(2036)年度 (目標)
区民１人１日当たりの 区収集ごみ・資源総排出量	699.6グラム	660.5グラム (5.6%削減)	623.6グラム (10.9%削減)
(参考：うち家庭ごみ・資源推計量)	(517.2グラム)	(504.9グラム)	(485.3グラム)



図表 6-4　区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源量の内訳



※1　「区収集ごみ・資源総排出量」については、再生利用による減量効果が相殺されるため、発生抑制の減量効果のみ反映される目標となります。

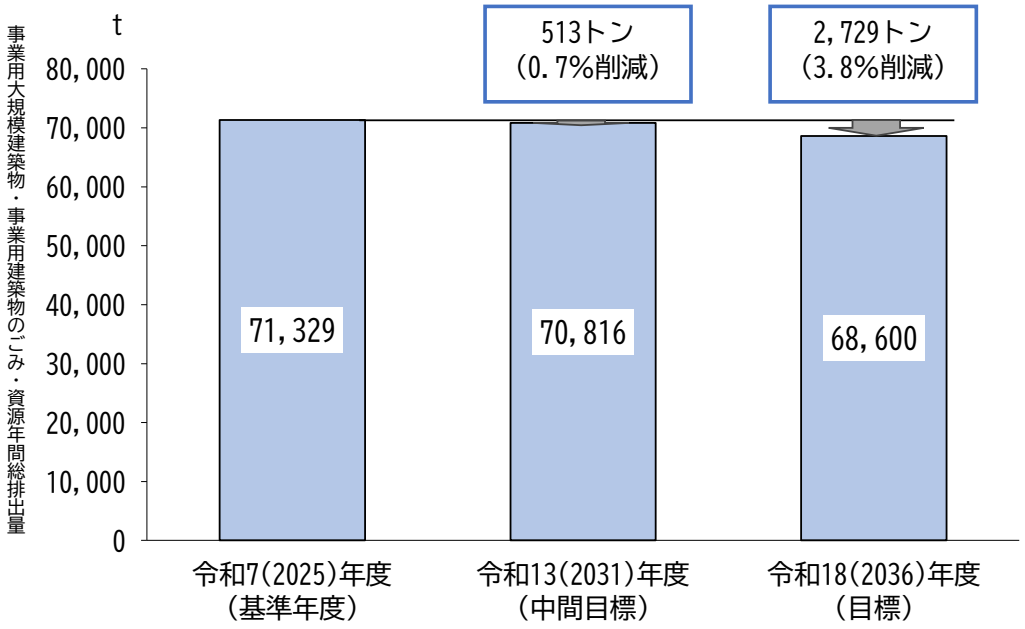
※2　端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

（3）事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源年間総排出量

事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）・事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）から事業活動に伴って排出されるごみ・資源の年間総排出量について、令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 3.8%削減します。

図表 6-5　事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源年間総排出量の目標

	令和7(2025)年度 (基準年度)	令和13(2031)年度 (中間目標)	令和18(2036)年度 (目標)
事業用大規模建築物・ 事業用建築物の ごみ・資源年間総排出量	71,329トン	70,816トン (0.7%削減)	68,600トン (3.8%削減)

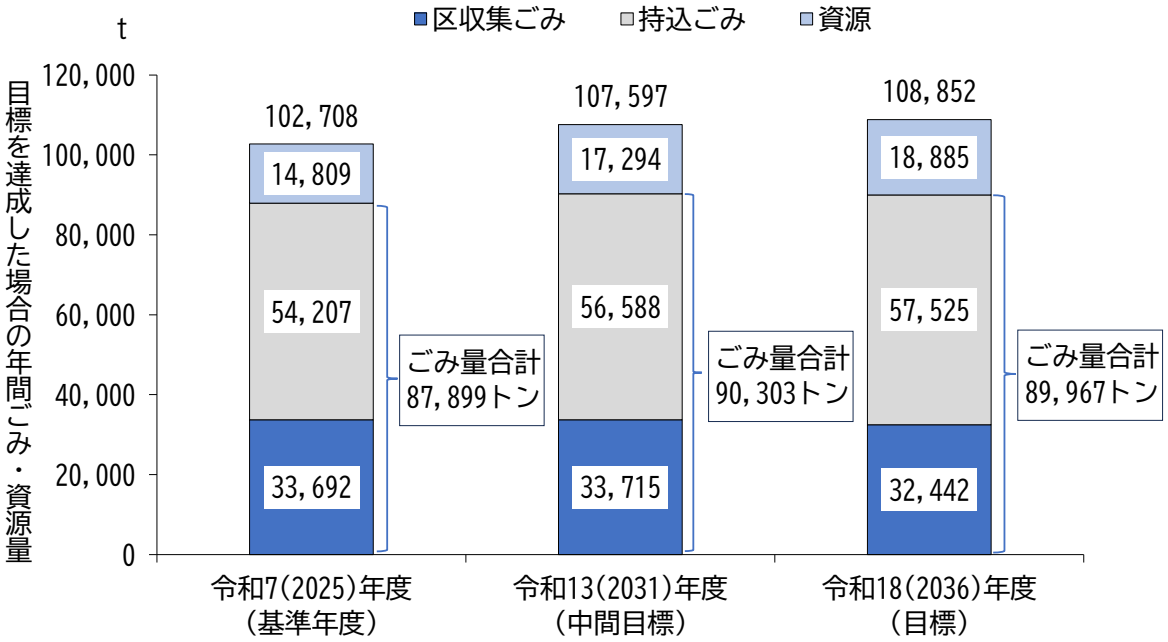


6.3　減量目標達成後の年間ごみ・資源量

減量目標達成後の年間ごみ・資源量は以下のとおりとなります。

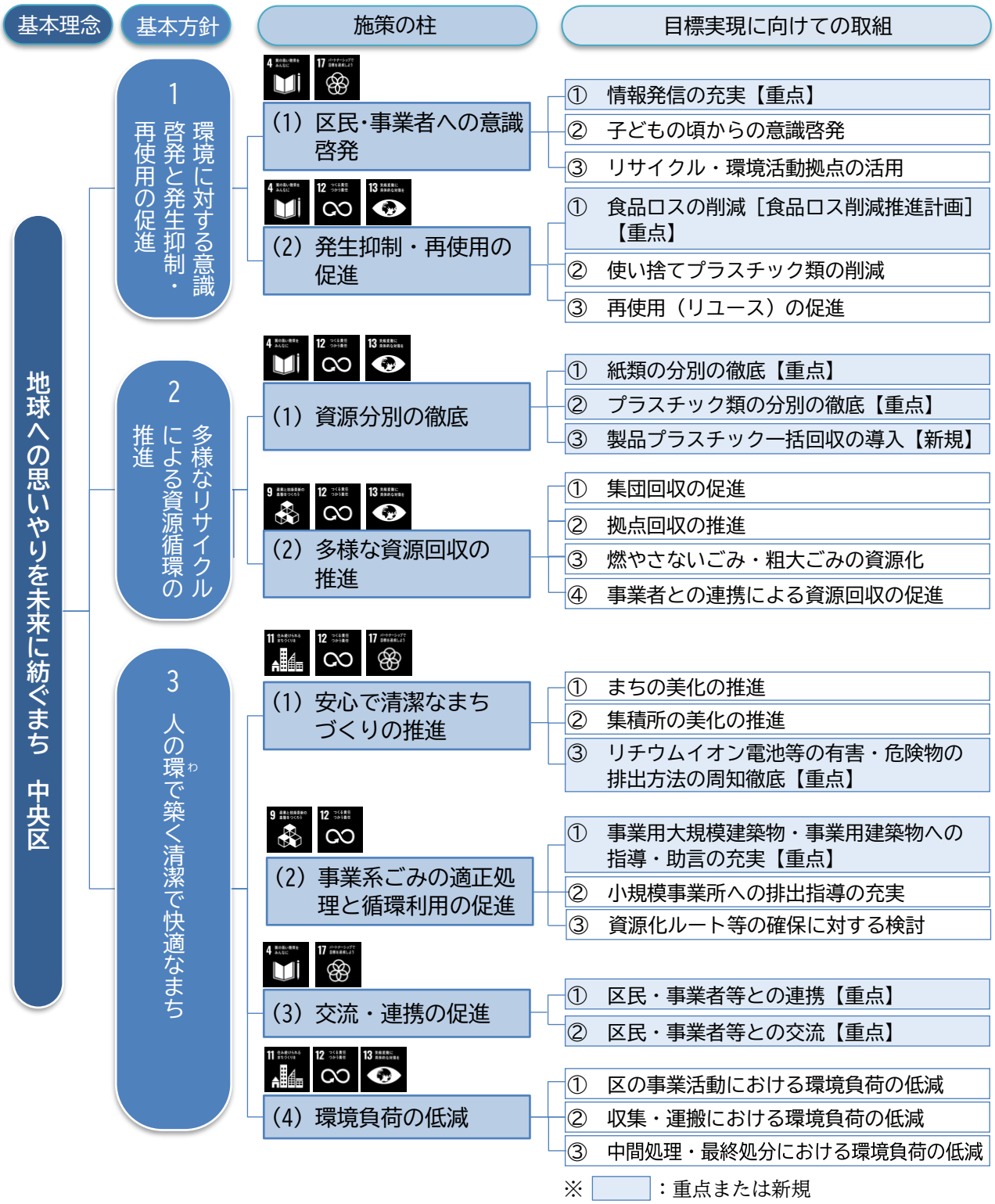
図表 6-6　目標を達成した場合の年間ごみ・資源量

		令和7(2025)年度（基準年度）	令和13(2031)年度（中間目標）	令和18(2036)年度（目標）
ごみ量	区収集ごみ	33,692トン	33,715トン	32,442トン
	（参考：うち家庭ごみ推計量）	（24,316トン）	（25,038トン）	（24,446トン）
	持込ごみ	54,207トン	56,588トン	57,525トン
	小計	**87,899トン**	**90,303トン**	**89,967トン**
資源量		14,809トン	17,294トン	18,885トン
	（参考：うち家庭資源推計量）	（11,535トン）	（13,957トン）	（15,497トン）
合計		**102,708トン**	**107,597トン**	**108,852トン**



第７章　目標実現に向けての取組

本章では、基本理念「地球への思いやりを未来に紡ぐまち　中央区」の実現に向け、3 つの基本方針に基づき、施策の柱と目標実現に向けた主な取組を体系的に示します。

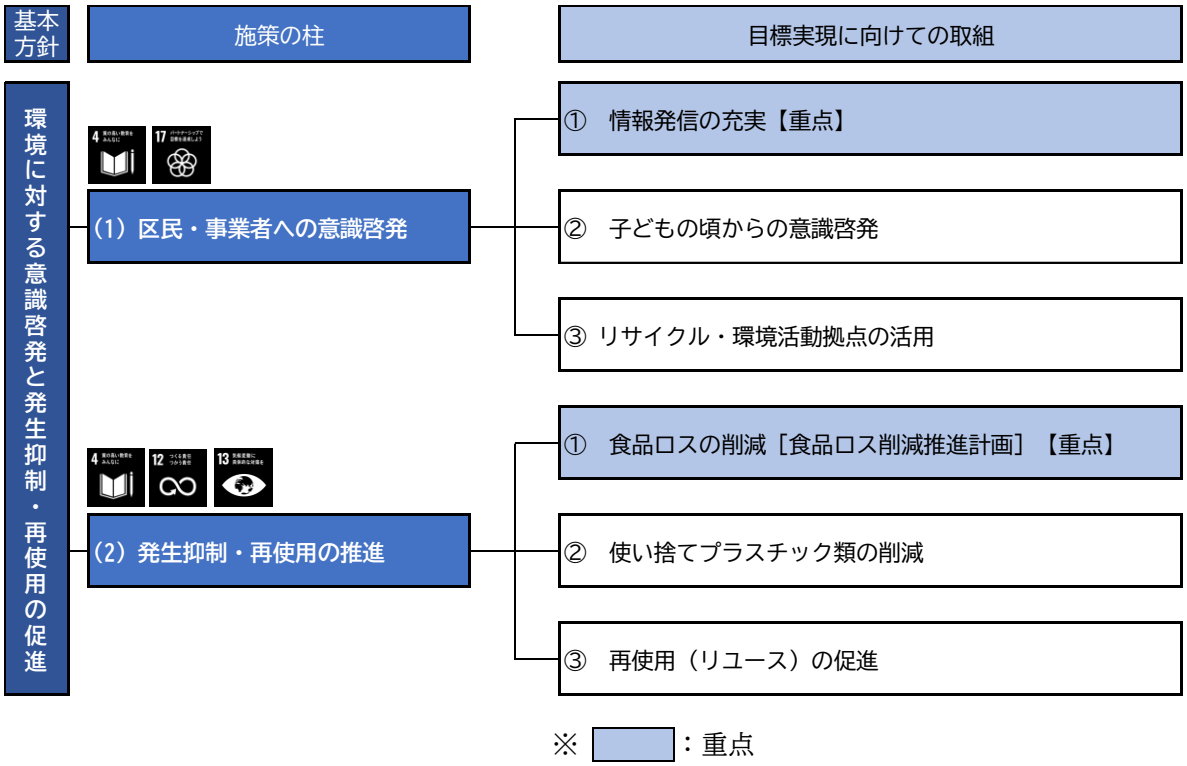


※　施策の柱には対応する SDGs（持続可能な開発目標）を表示しています。SDGs は令和 12（2030）年を期限とする国際目標です。本計画期間中に期限を迎えるため、対応する国際目標が変更になる可能性があります。

［計画に関連する SDGs（持続可能な開発目標）のゴールと主なターゲットについて］

ゴール		計画に関連する主なターゲット
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	4.7　教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする。
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。	9.4　資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる。
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。	11.6　大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす。
	持続可能な生産消費形態を確保する。	12.3　世界全体の 1 人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす。 12.5　廃棄物の発生を減らす。 12.8　持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	13.2　気候変動対策を政策、戦略および計画に盛り込む。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	17.17　効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する。

7.1　環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進



【現状と課題】

- 人口が増加する中でも、区民 1 人当たりの排出量減少により区収集ごみ量は横ばいで推移していますが、定住人口の増加傾向が続く中、区収集ごみを抑制し続けるためには、継続的な排出抑制の徹底が必要です。
- 分別の確認は紙媒体の利用が多く、チャットボット等のデジタルツールを「知らない」と答えた区民が多数です。多様な世代や外国人への効果的な情報発信が課題です。
- 燃やすごみの約 1 割を食品ロスが占め、直接廃棄の約 15%が期限前廃棄です。事業所でも過半数が「特に対策なし」と回答しており、区民・事業者の具体的な行動変容が求められます。

【施策の柱と主な取組】

(1) 区民・事業者への意識啓発

① 情報発信の充実【重点】

広報紙やホームページ、各種情報冊子、「清掃リサイクル講演会」、「エコまつり」等のイベント等、さまざまな機会を通じて、環境意識の普及・啓発を図るとともに、ごみと資源の分別方法や、ごみ問題、リサイクルの仕組み、区の行う取組等の情報を発信し、区民・事業者によるごみ・資源の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。

また、より多くの区民・事業者に情報を届けるため、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、LINE 公式アカウント上でのチャットボット、ホームページ上での AI 検索等の ICT（情報通信技術）の活用を促進するとともに、居住者が増加している外国人に向けた多言語対応の充実を図り、いつでも手軽にごみと資源の分別方法やごみ減量・リサイクルに関する取組が検索できる環境を整えていきます。

事業者に対しては、これに加えて、ごみ・資源の発生抑制・再使用・再生利用に配慮した事業活動に取り組むよう啓発冊子や排出指導等を通じて普及・啓発に取り組みます。

② 子どもの頃からの意識啓発

保育園、幼稚園や小学校において、収集車両の体験学習等、年齢に応じた「清掃・リサイクル学習」の実施や、「エコまつり」等のイベントの実施を通じて、子どもの頃から環境問題やごみ減量・リサイクルの大切さなどに対する意識を高めます。

また、小学生向けに、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めてもらうため、啓発冊子を作成し、区内小学校への配布を行います。

③ リサイクル・環境活動拠点の活用

区民の身近なリユース活動の拠点である「リサイクルハウスかざぐるま」や環境問題に関する情報発信、環境活動の拠点である「環境情報センター『エコノバ』」を活用して環境意識の普及・啓発を図り、ごみ・資源の発生抑制・再使用・再生利用に関する情報を積極的に発信するとともに、区民・事業者の活動を促進します。

(2) 発生抑制・再使用の促進

① 食品ロスの削減［食品ロス削減推進計画］【重点】

「第 8 章 食品ロス削減推進計画」に基づき、区民・事業者・区の協働のもと、食品ロス削減を推進します。

② 使い捨てプラスチック類の削減

広報紙やホームページ、各種情報冊子等を通じて、区民や事業者に対して、簡易包装の選択、詰め替え商品の利用、マイカップ・マイボトル・マイバッグの利用等を広く呼びかけ、使い捨てプラスチック類の削減を推進します。

また、排出事業者に対しては、プラスチックの発生抑制や過剰な使用の抑制、再

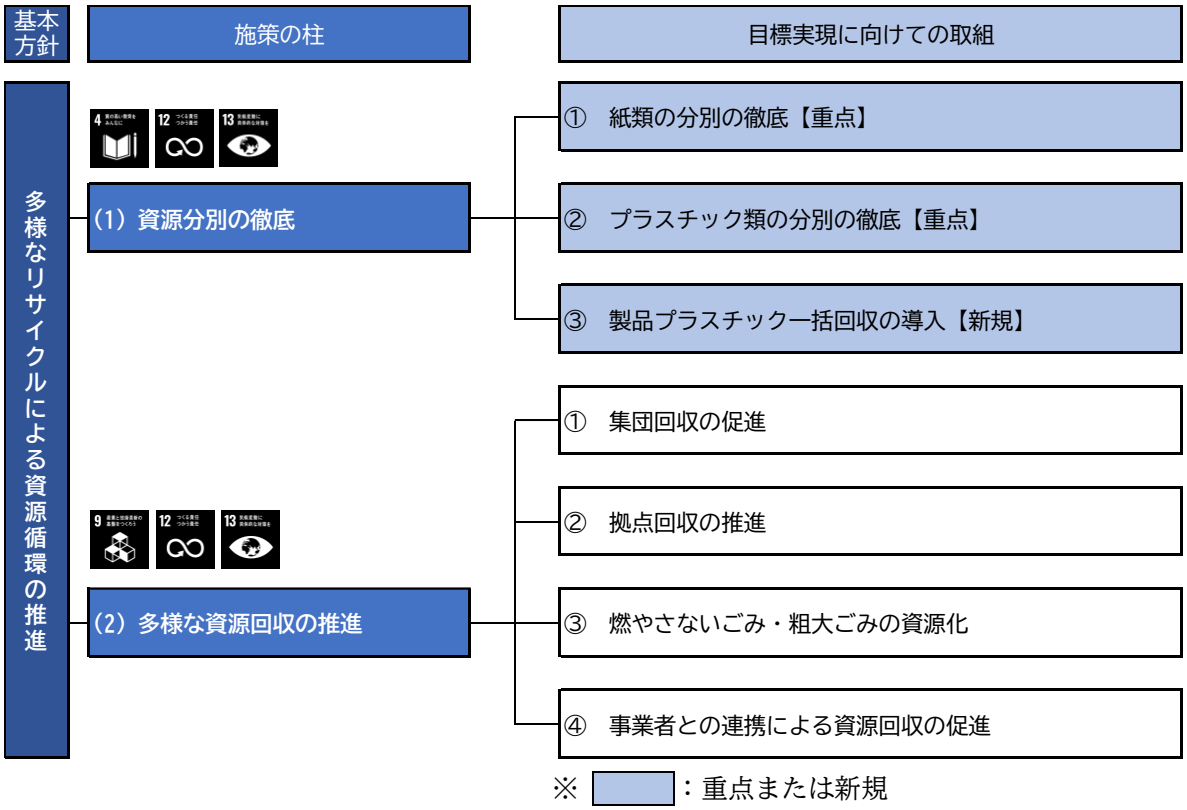
生品の使用等、環境に配慮した事業活動を指導・啓発します。

③　再使用（リユース）の促進

「リサイクルハウスかざぐるま」において不用品の展示販売・無償提供、不用品交換システムを実施し、区民がリユース活動を行う機会を提供するほか、地域情報サイト「ジモティー」やリユースプラットフォーム「おいくら」を運営する民間事業者との連携・協力により区内のリユース活動の促進を図ります。

また、卒業等で着用しなくなった区立学校・幼稚園の標準服・園服の寄付を募り、クリーニング・補修を行った上で、次に着用する子どもの保護者にクリーニング等の実費相当額で譲渡する標準服等リユース事業「りゆぽ～と」を実施し、地域内でのみ循環可能な資源の有効活用を図ります。

7.2　多様なリサイクルによる資源循環の推進



【現状と課題】

- 燃やすごみの中には、資源化可能な紙類やプラスチック等が多く含まれており、分別の徹底が大きな課題となっています。
- 法改正に伴い、「製品プラスチック」のリサイクルが求められています。「プラスチック製容器包装」と合わせた効率的な一括回収体制の整備と新しい分別ルールの周知徹底を進める必要があります。
- 地域団体による集団回収は登録数こそ増えていますが、紙類の回収量は減少傾向にあります。地域による自主的なリサイクル活動を将来にわたり安定的かつ持続可能なものとするための仕組みづくりが課題です。
- 区内各所に設置した拠点回収について、設置場所や回収品目の認知度をさらに高める必要があります。また、利便性向上のため、回収品目の拡大等についても検討が必要です。

【施策の柱と主な取組】

(1) 資源分別の徹底

① 紙類の分別の徹底【重点】

燃やすごみに混入しやすいお菓子の箱や封筒等の「雑紙（ざつがみ）」について、各種情報冊子等で分別を広く呼びかけ、資源としての認知度の向上を図り、家庭からの紙類の資源化を推進します。

また、関連事業者・団体と連携した「雑紙（ざつがみ）」に対する普及・啓発についても検討します。

② プラスチック類の分別の徹底【重点】

燃やすごみに混入しやすいレジ袋や食品用発泡スチロールトレイ、弁当ガラ等の「プラマーク」がついた「プラスチック製容器包装」および計画年度内に回収開始を予定している「製品プラスチック※」について、分別の対象となる主な品目や、汚れの落とし方等の具体的な出し方を各種情報冊子等で周知し、資源としての回収を徹底します。

③ 製品プラスチック一括回収の導入【新規】

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 4（2022）年 4 月施行）に基づき、これまで燃やすごみとしていた「製品プラスチック※」を「プラスチック製容器包装」と一括して回収・リサイクルする体制を整備し、プラスチックの資源化を推進します。

※ 「製品プラスチック」とは、プラスチック素材で作られた商品であり、「プラスチック製容器包装」を除いたものです。本計画における資源化できる「製品プラスチック」とは、このうち、金属やゴム等の他の素材が使われていないプラスチック素材 100%のもので、電池を内蔵していないものおよび汚れや油分が付着していないものに限られます。例えば、洗面器、プラスチックハンガー、クリアファイル等が該当します。

(2) 多様な資源回収の推進

① 集団回収の促進

町会や自治会、PTA、管理組合等の地域団体に対し、回収実績に応じた助成金の交付や、回収ボックス・運搬用台車等の備品貸出、軍手等の支給を行い、地域における自主的なリサイクル活動を支援するとともに、長年活動を継続し、資源回収量において顕著な実績を残した団体に対して表彰を行い、地域活動の活性化とリサイクル意識の向上を図ります。

また、リサイクル活動団体の登録申請や助成金交付申請等の手続きを電子化・簡素化することにより、利便性の向上を図るとともに、紙類の分別回収を促進するため、「雑紙（ざつがみ）」専用の回収袋の配布についても検討を行います。

そのほか、区民による自主的なリサイクル活動を将来にわたり持続可能なものとするために、古紙需要の停滞等の社会情勢の変化に即した安定的な回収体制の確保に向けた検討を行います。

② 拠点回収の推進

区内の公共施設や小中学校等の身近な場所に家庭から出る飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、電池類、布類、小型家電等の資源を持ち寄る拠点回収については、拠点の設置場所や回収品目について、ホームページや各種情報冊子等を通じて認知度の向上を図るとともに、回収品目の拡大等についても検討し、利用促進を図ります。

③ 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化

収集した燃やさないごみおよび一部の粗大ごみについて、蛍光管、電池類および金属類は原料として回収するとともに、それ以外は固形燃料化し、熱エネルギーとして利用することで、リサイクルの推進とごみの減量化を図ります。

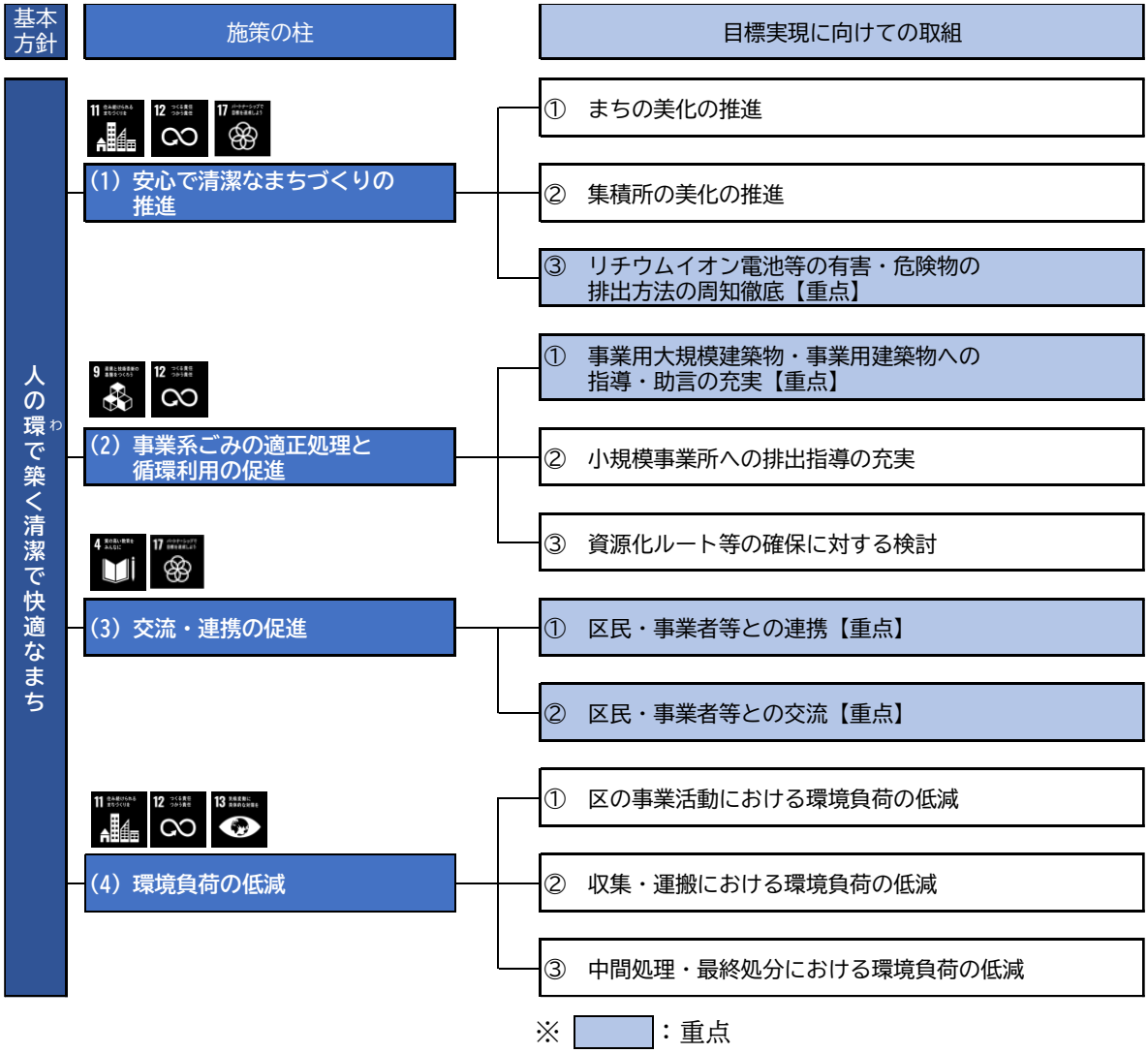
また、併せて、収集した粗大ごみについては、粗大中継所において電子レンジやDVDプレーヤーを選別し、リサイクルを行います。

④ 事業者との連携による資源回収の促進

国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、家庭で不用になったパソコンや小型家電の宅配回収を行い、資源化の促進を図ります。

また、プリンターメーカーと共同で実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトにより、区役所や郵便局等に専用の回収箱を設置することで、資源化を進めます。

7.3　人の環（わ）で築く清潔で快適なまち



【現状と課題】

- ごみの収集・運搬、処理・処分段階における環境負荷の低減に努めるとともに、特に近年課題となっているリチウムイオン電池等の発火性危険物の混入による火災事故を防ぐため、排出ルールの徹底と周知・啓発が必要です。
- 良好な生活環境を維持するため、区民・事業者等の適正排出の徹底を促すとともに、区民・事業者等と一体となったごみ減量・リサイクルを進めていくことが重要です。
- 清掃一組では、複数の清掃工場の建て替えに伴う焼却能力の低下が懸念されています。23 区全体で安定した中間処理を継続し、東京湾最後の埋立処分場である新海面処分場を一日でも長く使用するため、本区のごみ減量の取組をさらに強化する必要があります。

【施策の柱と主な取組】

(1) 安心で清潔なまちづくりの推進

① まちの美化の推進

区民や事業者、区が協働して地域の清掃を行う「クリーンデー」や、「まちかどクリーンデー」を実施するとともに、「花壇ボランティア」の育成や活動支援、清掃（事業）協力会の活動を通じてまちの美化の推進および環境に対する意識啓発を図ります。

② 集積所の美化の推進

不法投棄や不適正排出等のマナーが守られていない集積所については、町会等と連携して指導・助言を強化するとともに、カラス等による集積所のごみの散乱防止に取り組み、集積所の美化と清潔な環境の維持を支援します。

③ リチウムイオン電池等の有害・危険物の排出方法の周知徹底【重点】

リチウムイオン電池およびモバイルバッテリー等のリチウムイオン電池内蔵製品について、収集時の発火事故を防ぐため、絶縁処理をして拠点回収に出すことや、膨張・変形したものは中央清掃事務所窓口へ持ち込むよう周知します。特に、国が「リチウムイオン電池による火災防止月間」として定める 11 月には、重点的な周知・啓発を行うこととし、適正排出の促進を図ります。

また、水銀を含む体温計や血圧計についても、清掃工場に混入すると焼却炉が停止する事態になるため、燃やさないごみには出さず、必ず拠点回収を利用するよう周知するとともに、収集車両や集積所の火災原因となるスプレー缶やカセットコンロ用ガスボンベ、ライター等についても、各種冊子やホームページを通じて適正排出の周知徹底を行います。

石油類、塗料、消火器、在宅医療用注射針といった区で収集できない有害物・危険物については、購入店や専門業者等へ相談するよう周知します。

(2) 事業系ごみ・資源の適正処理と循環利用の促進

① 事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点】

事業系ごみ・資源の減量を図るため、事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）・事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務付けています。

これら建築物の廃棄物管理責任者に対する新任講習会のほか、各事業所への立入検査によるごみ減量・再生利用・適正処理に関する指導・助言の実施、事業所向けの啓発冊子の配布等を行い、事業系ごみ・資源の減量や再生利用、適正処理につなげていきます。

また、ごみ・資源の発生量が増加したり、再利用率が低下したりしている建築物については、改善に向けた指導・助言を継続的に実施していきます。

② 小規模事業所への排出指導の充実

区収集ごみに排出している小規模事業所に対し、町会と連携した「ふれあい指導」の強化により、ごみ・資源の分別や事業系有料ごみ処理券の貼付等の適正排出の徹底を図ります。加えて、事業活動に伴って発生したごみ・資源は自らの責任で適正に処理をするという原則を啓発し、区の収集から許可を受けた一般廃棄物処理業者の収集への移行を促進します。

また、小規模事業所によるごみ・資源の排出実態を把握し、指導の充実を図るため、区の収集に排出される事業系ごみ・資源の組成分析調査についても実施を検討します。

③ 資源化ルート等の確保に対する検討

廃棄量が多い事業所に対し、ごみ処理フロー等の点検を行い、新たな資源化ルートにつなげるための助言を行います。

また、小人数のオフィス等においては、資源化されずに焼却されている古紙について、手軽にリサイクルに取り組める会員制の「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」（入会費・年会費が無料で、専用の回収ボックスを無料で貸し出し、ボックス単位の料金設定や自由な回収日の選択等、効率よく古紙を回収するシステム）を新たな資源化ルートとして周知し、参加促進を図ります。

(3) 交流・連携の推進

① 区民・事業者等との連携【重点】

町会・自治会や、事業者、商店街等との協力・連携により、各取組の推進や周知・啓発を図ります。

3R に関する取組を行う事業者等については、この取組に関する情報を積極的に発信し、区民・事業者等の自発的なごみ減量・リサイクル活動の促進を図ります。

また、社会状況の変化に伴う区民生活や事業活動の課題について、区民と事業者がともに問題を共有し、今後の循環型のまちづくりに向けた解決策を協議・検討する場として「中央区清掃・リサイクル推進協議会」を活用します。

② 区民・事業者等との交流【重点】

3R の推進等、環境問題全般についてクイズや体験を通じて学べる環境イベント「エコまつり」の開催や、小学校と連携して子どもの頃からの意識啓発を図る「清掃・リサイクル学習」等を実施するとともに、環境活動の拠点施設である「環境情報センター『エコノバ』」では、区民を対象にした講座や講演会のほか、事業者を対象としたセミナーや環境活動登録団体の活動紹介、団体同士の交流を目的とした事業を実施します。

また、集積所におけるごみや資源の分別状況の悪化等の問題に対し、清掃事務所の職員が現地を訪問し、区民や事業者との直接対話による「ふれあい指導」を行い、清掃事業への一層の協力を得るとともに、町会・自治会やマンション、事業者等の要望に応じて、対話による普及・啓発を図るため、清掃事務所の職員を「ごみ減量・

リサイクルアドバイザー」として派遣し、ごみ減量やリサイクルの取組に関する助言を行います。

ごみや資源を自ら集積所に運び出すことが困難な高齢者世帯や障害のある方に対し、職員が玄関先まで訪問して収集を行うとともに、声かけによる安否確認を行う「ふれあい収集」を実施して安心な生活を支援します。

(4) 環境負荷の低減

① 区の事業活動における環境負荷の低減

区は自ら「中央区環境マネジメントシステム（EMS)」を運用し、区の全施設を対象に省エネルギー・省資源活動および適正なエネルギー管理を行い、事務事業に伴う環境負荷の低減と廃棄物の発生抑制に率先して取り組んでいきます。

また、「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づき、区が自ら購入・使用する物品について、エコマークやグリーンマークの認定基準を満たす環境負荷の少ない物品等の調達を進めるとともに、建設廃材や建設残土、カレット加工品や再生セメント等、公共事業における再生品の利用を促進します。

② 収集・運搬における環境負荷の低減

収集ルートの最適化等を行い、効率的で環境負荷の少ないごみ・資源の収集・運搬体制を推進するとともに、収集車両等のアイドリングストップ等を徹底して実施することで、公害防止や地球温暖化対策に寄与していきます。

また、より一層の収集作業の効率化や収集ルートの最適化を図るため、ごみ収集へのAIカメラやGPS等のICT技術の活用についても検討します。

③ 中間処理・最終処分における環境負荷の低減

燃やすごみ等の中間処理は清掃一組と共同処理を実施し、最終処分は東京都へ委託することにより、持続可能で安定的な廃棄物処理体制の維持と処分場の延命化を図ります。

中央清掃工場でごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、工場内の電力として使用するほか、隣接する公共施設への熱供給や、余剰電力の売却を行うなど、エネルギーの有効利用を推進します。

ごみを焼却した後に出る焼却灰の一部をセメントの原料として再利用したり、高温で溶融して「徐冷スラグ」とし、路盤材や建設資材等として有効利用したりすることで、最終処分場への埋立量を削減します。

第８章　食品ロス削減推進計画

8.1　計画策定の背景

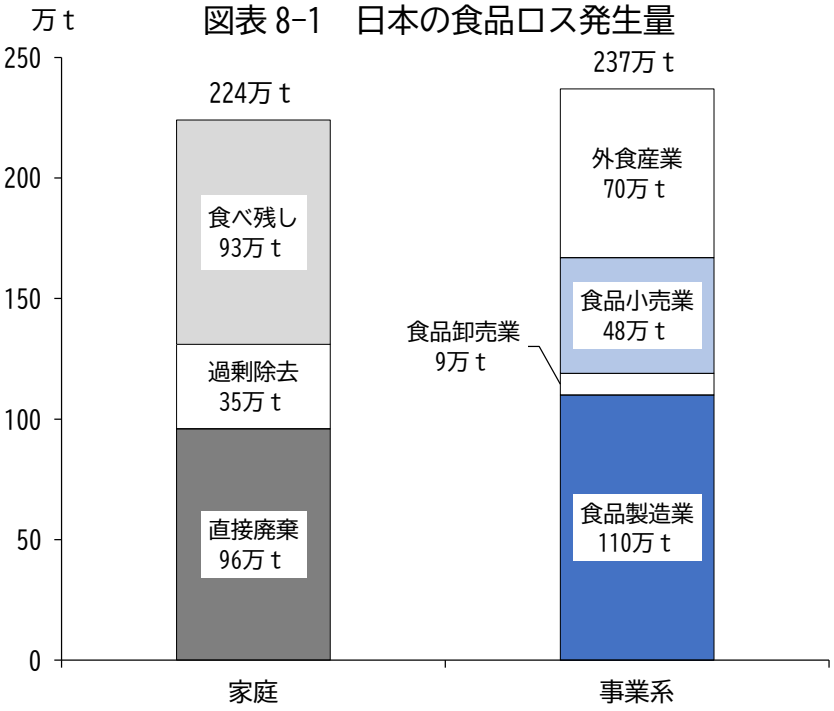
「世界の食料安全保障と栄養の現状（SOFI）：2024 年版報告書」によると、世界では、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 7.3 億人いると推計されています。このような背景のもと、国際的には SDGs において、平成 12（2000）年度と比較して令和 12（2030）年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が、年間約 461 万トン（環境省・農林水産省令和 6（2024）年度推計）も発生しています。これは 1 人当たり毎日おにぎり 1 個に近い量（約 102 グラム）の食品を捨てていることになります。その内訳は家庭が約 224 万トン、事業系が約 237 万トンとほぼ同量で、家庭ごみと事業系ごみ双方からのアプローチが求められます。

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけではなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題等に大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことが極めて重要です。

事業者、消費者、行政等が抱える課題や役割を理解し、各主体が協働して取り組んでいくことが必要です。区は、食品ロス削減推進計画を定め、区民、事業者と連携・協力しながら、食品ロス削減を推進します。

図表 8-1　日本の食品ロス発生量



出典：環境省・農林水産省令和 6（2024）年度推計

8.2　食品ロスを取り巻く動向

(1) 国際的な動向

SDGs のターゲット 12.3 では、持続可能な消費と生産の確立を目指し、食料の廃棄削減を掲げた国際目標を定めています。具体的には、小売店や家庭での廃棄を半減し、収穫後の生産や流通の過程での損失も抑えるという目標です。このことは、限られた資源を有効に利用し、環境への負荷を減らすだけでなく、将来の食料不足に備えるためにも欠かせない取組となっています。

(2) 国の動向

①　食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年 10 月施行）は、本来食べられる食品が廃棄される問題を国、自治体、国民全体で解決すべき課題と定義した法律です。各主体の責務を明らかにするとともに、自治体には、地域の状況に応じた「食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として求めており、本計画はこれに対応する計画です。

②　食品ロス削減推進基本方針

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 1 次)」（令和 2（2020）年 3 月閣議決定）では、令和 12（2030）年度までに家庭と事業系の食品ロス発生量を平成 12（2000）年度比で半減させるという目標を明記しています。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 2 次)」（令和 7（2025）年 3 月閣議決定）では、事業系の食品ロスについては令和 12（2030）年度目標である 50%削減を 8 年前倒しで達成したことから、60%削減に引き上げました。家庭の食品ロスについては半減目標を維持しながらも、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とするなど、意識啓発から具体的な行動変容への転換を図っています。

(3) 東京都の動向

①　東京都食品ロス削減推進計画

「東京都食品ロス削減推進計画」（令和 3（2021）年 3 月）では、令和 12（2030）年度までに食品ロス発生量を平成 12（2000）年度比で半減させる目標を掲げています。さらに、令和 32（2050）年までに発生量を実質ゼロにする長期ビジョンを示しています。都内の区市町村が策定する食品ロス削減推進計画の指針となる上位計画に該当します。

②　ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ

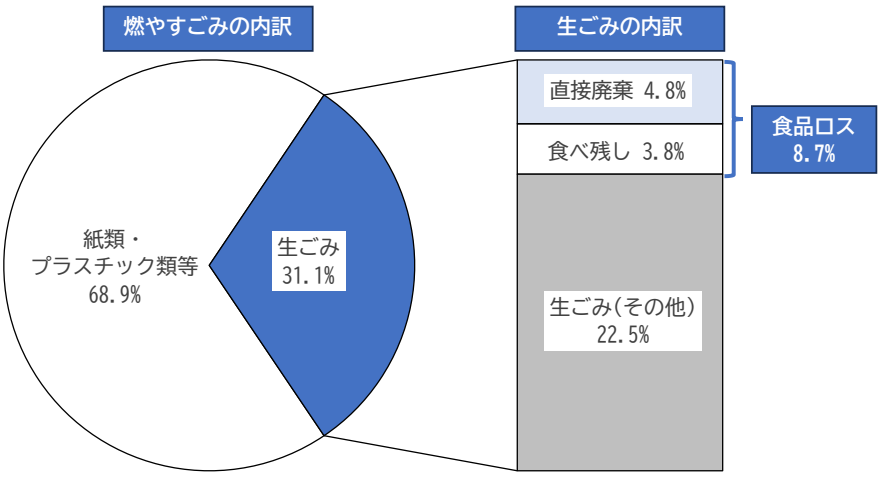
「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」（令和 7（2025）年 3 月策定）では、令和 12（2030）年度までに食品ロス発生量を平成 12（2000）年度比で 60%削減するという目標を掲げ、令和 17(2035)年度を見据えた新たなマイルストーンとして、65%削減を目指すという方針を示しています。

8.3　中央区の食品ロスの現状

(1) 家庭の食品ロスの現状

令和 8（2026）年度「中央区家庭ごみ組成分析調査」によると、家庭から排出される燃やすごみのうち、8.7%が食品ロス（直接廃棄または食べ残し）です。

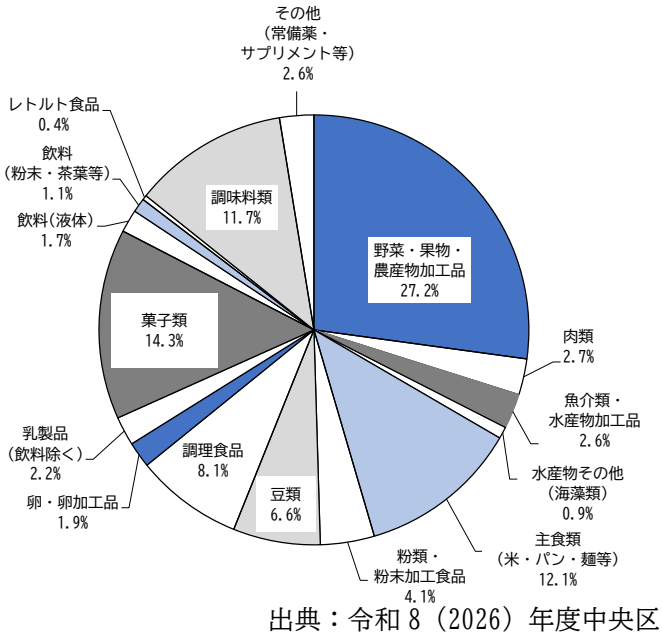
図表 8-2　燃やすごみに占める生ごみの割合とその内訳



出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

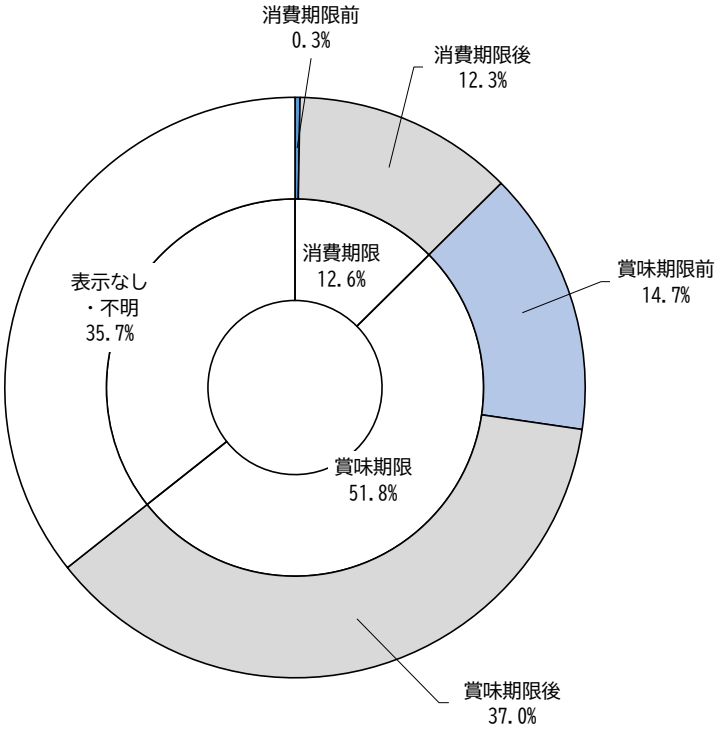
直接廃棄の品目は、野菜・果物・農産物加工品が 27.2%、菓子類が 14.3%、主食類（米・パン・麺等）が 12.1%等の順でした。直接廃棄のうち、消費期限の期限前廃棄 0.3%と賞味期限の期限前廃棄 14.7%を合わせた 15.0%が期限前廃棄でした。食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めるとともに、保存方法やレシピの工夫等により食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

図表 8-3　直接廃棄の内訳（品目別）



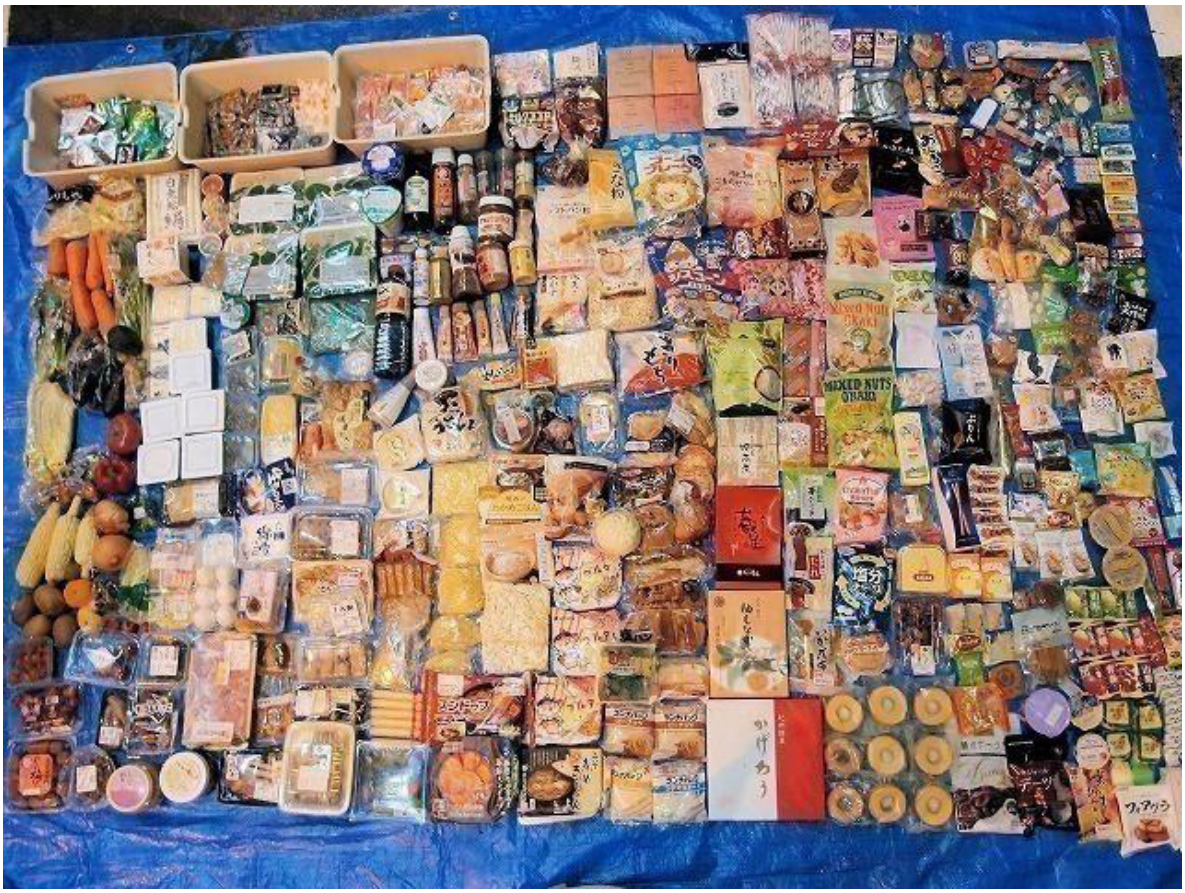
出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

図表 8-4　直接廃棄の内訳（廃棄時期別）



出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

図表 8-5　家庭ごみ組成分析調査で排出された直接廃棄

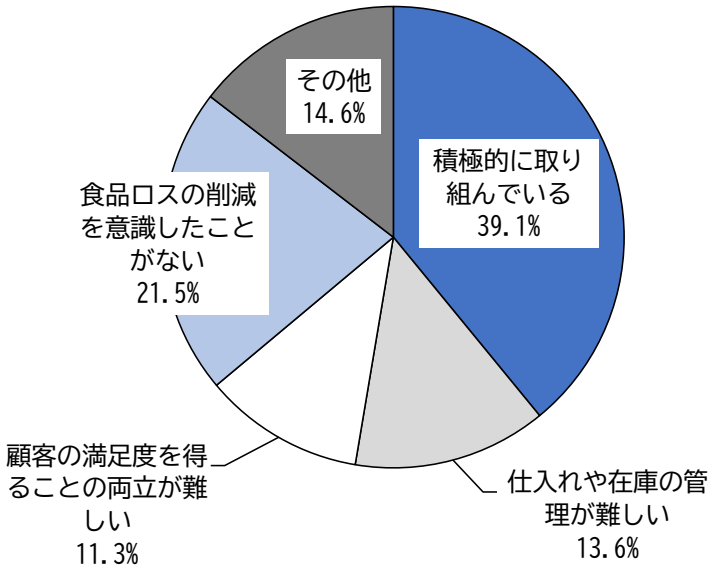


出典：令和 8（2026）年度中央区家庭ごみ組成分析調査

(2) 事業系の食品ロスの現状

令和 6（2024）年度「中央区ごみ排出実態調査」で実施した事業所アンケート調査によると、「食品ロス削減に対する考え方」については、「積極的に取り組んでいる」が 39.1%で最も多かったものの、「食品ロスの削減を意識したことがない」という事業所も 21.5%あり、さらなる普及・啓発が必要です。

図表 8-6　食品ロス削減に対する考え方（事業所アンケート調査）

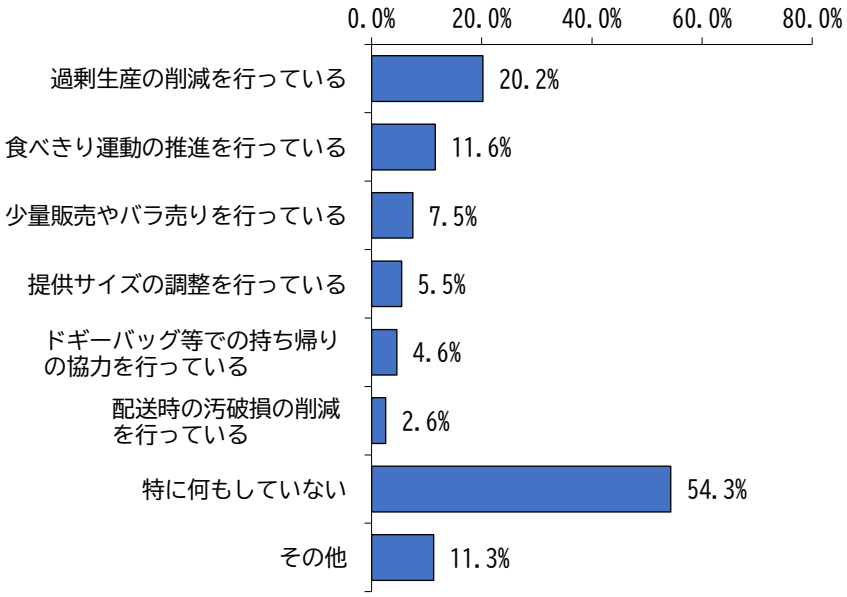


出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

「食品ロス削減の取組」については、「特に何もしていない」が 54.3%で最も多かったものの、「食べきり運動の推進を行っている」が 11.6%、「少量販売やバラ売りを行っている」が 7.5%、「提供サイズの調整を行っている」が 5.5%等の回答もあり、このような取組を広げていくことが重要です。

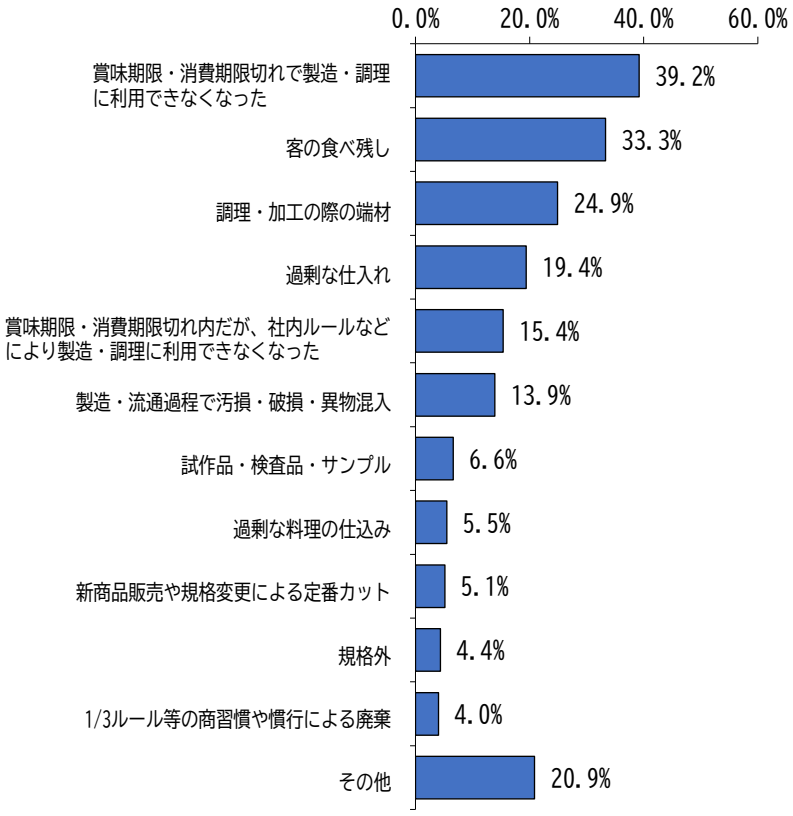
「食品ロス発生理由」については、賞味期限・消費期限にかかわらず、社内ルールや商習慣により廃棄している場合があり、業界全体および個社単位での「ルールの再定義」が求められます。

図表 8-7　食品ロス削減の取組（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

図表 8-8　食品ロス発生理由（事業所アンケート調査）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

8.4　食品ロス削減に向けての取組の実施状況

区では、食品ロス削減のため次の事業に取り組んでいます。

(1) 普及・啓発

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年10月施行)において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。この期間に合わせて、区役所本庁舎1階で食品ロス削減に関するパネル展示を行っています。

また、令和7(2025)年度は高島屋日本橋店、三越銀座店の環境イベントにおいても、パネル展示を実施しました。

(2) ちゅうおう食べきり協力店

食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店、宿泊施設等を「ちゅうおう食べきり協力店」として登録し、ホームページ等での紹介、ちゅうおう食べきり協力店のステッカー・ポスターの配布を行っています。登録要件は、以下のいずれか1つ以上を実施している店舗が対象で、令和8(2026)年4月1日現在で28店舗が登録されています。

【協力店の取組内容】

- 小盛りメニューやハーフサイズ等による料理の提供
- ステッカー、ポスター等の掲示による食べ残し削減のPR活動
- ばら売りや量り売りなどによる食品の提供
- 賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売
- その他食品ロスを削減するための取組

(3) フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を持ち寄り、区内の子ども食堂等に提供する活動であり、「食品ロス削減」および「未使用食品類の有効利用」を目的としています。区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所等の区施設、コンビニエンスストア、スーパーマーケットの店舗等に常設窓口(令和8(2026)年4月1日現在18カ所)を設けて食品の受付を行っています。令和7(2025)年度は、食品点数5,032点、重量で約1,110キログラムを回収しました。

8.5　食品ロス削減目標

本区における食品ロス削減に向けた取組を実効性のあるものとし、区・区民・事業者の主体的な行動へとつなげるため、「区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量」を目標として設定しました。

本区の食品ロス削減の目標設定については、国の「地方公共団体向け 食品ロス削減推進計画策定マニュアル」に示された算定方法に基づき、東京都の食品ロス発生量および目標（令和 17（2035）年度までに平成 12（2000）年度比で 65%削減）を使用して算出しました。

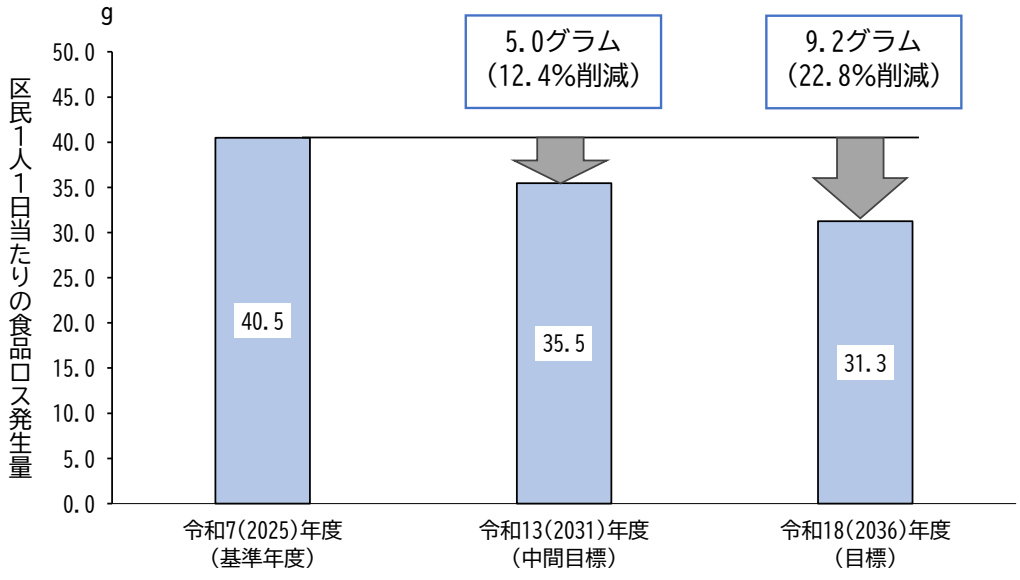
また、令和 8（2026）年度の「中央区家庭ごみ組成分析調査」に基づき推計した令和 7（2025）年度の本区の食品ロス発生量を基準として本区の目標を算出しています。

「区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量」を令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 22.8%削減し、31.3 グラムとすることを目標として設定します。

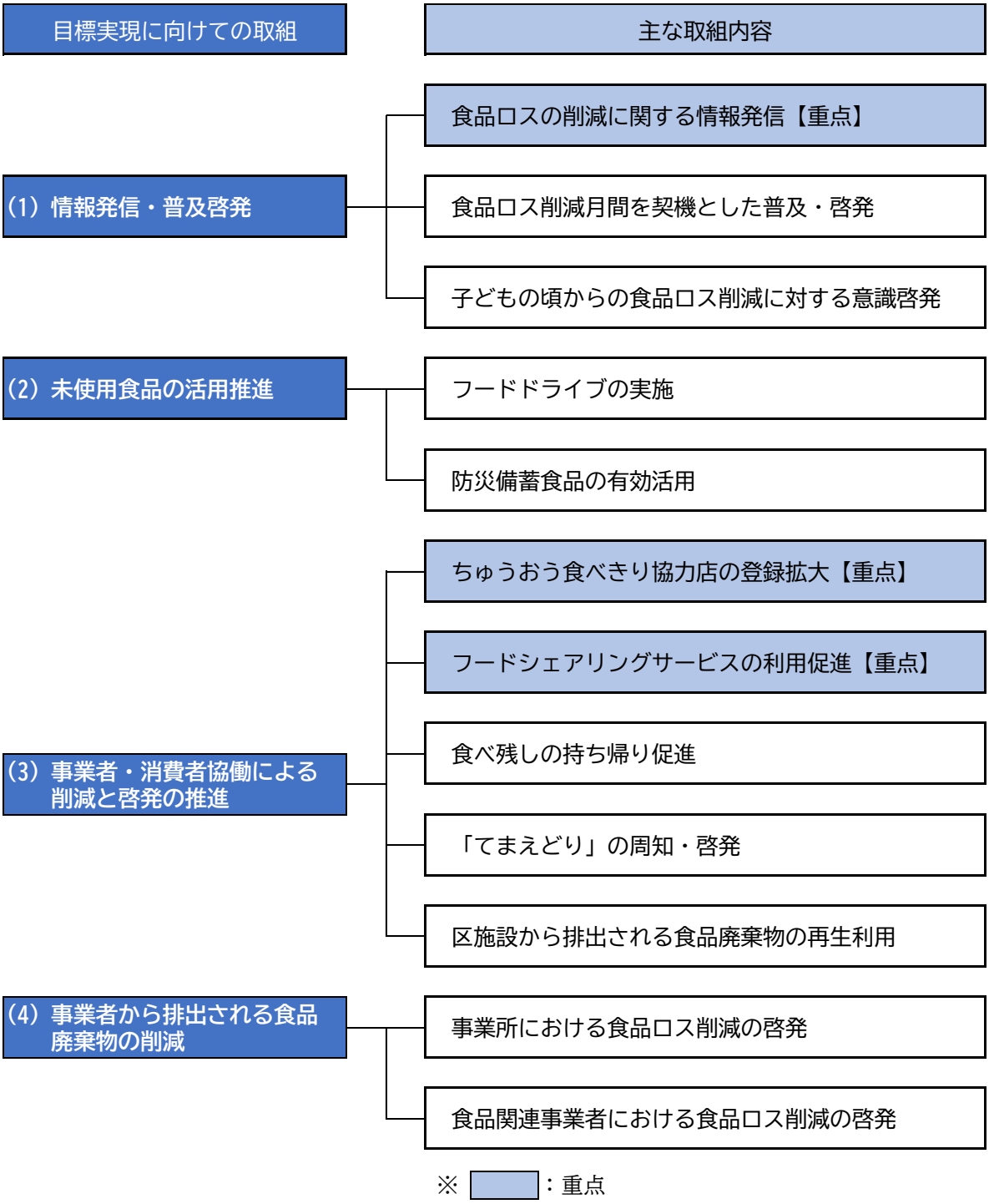
次期計画更新時の「中央区ごみ排出実態調査」において、家庭の燃やすごみの食品ロス発生量を推計し、進捗を管理していきます。

図表 8-9　食品ロス削減目標

	令和7(2025)年度 （基準年度）	令和13(2031)年度 （中間目標）	令和18(2036)年度 （目標）
区民１人１日当たりの 食品ロス発生量	40.5グラム	35.5グラム （12.4%削減）	31.3グラム （22.8%削減）



8.6　目標実現に向けての取組



【現状と課題】

- 令和 8（2026）年度の調査では、家庭の燃やすごみの 8.7%が食品ロスで、直接廃棄の 15.0%が期限前廃棄でした。「賞味期限」と「消費期限」の正しい理解や「ローリングストック」、「フードドライブ」の啓発等、食材を無駄なく食べきり、また、余った食品を有効活用するよう行動変容を促していく必要があります。
- 事業所アンケートでは、食品ロス削減に 54.3%が「特に何もしていない」と回答しています。「ちゅうおう食べきり協力店」の登録拡大や、商習慣の見直し、食べ残し持ち帰りの啓発等、消費者・事業者が一体となって食品ロス削減について取組を行っていく必要があります。
- 「ちゅうおう食べきり協力店」は、令和 8（2026）年 4 月 1 日現在で 28 店舗が登録されています。引き続き飲食店等の登録を広く促すとともに、消費者が日常的にこれらの協力店を積極的に利用する行動変容につなげていく仕組みづくりが必要です。

【主な取組】

(1) 情報発信・普及啓発

○　食品ロスの削減に関する情報発信【重点】

「賞味期限」と「消費期限」の正しい理解や、「ローリングストック」、宴会時の「30・10 運動」等の実践を促すとともに、食材ごとの適切な保存方法や余った食材の活用、定期的な冷蔵庫の在庫管理等を紹介し、家庭内における食材の計画的な使い切り等による食品ロス削減について普及・啓発を図ります。

○　食品ロス削減月間を契機とした普及・啓発

毎年 10 月の「食品ロス削減月間」に合わせ、区施設等におけるパネル展示や、ホームページ、SNS による広報を行い、食品ロス削減に関する一層の周知・啓発を図るとともに、「ちゅうおう食べきり協力店」等との連携によるキャンペーン展開についても検討します。

○　子どもの頃からの食品ロス削減に対する意識啓発

子どもに対しては、清掃・リサイクル学習等において、食品ロスについて楽しみながら学べる機会を提供するとともに、子ども向けの年代別啓発冊子等のさまざまな媒体を活用して食品ロス削減についての情報を届けることで、子どもの頃からの食品ロス問題への関心と理解を育みます。

(2) 未使用食品の活用推進

○　フードドライブの実施

未使用食品の有効利用を図るため、家庭で余っている食品を区の施設等で回収し、子ども食堂やフードバンク団体等、食品を必要とする団体に寄付するフードドライ

ブを実施します。

○　防災備蓄食料の有効活用

区で更新期限を迎える防災備蓄食料について、地域福祉課、区内保育園、水防訓練、各種防災訓練への提供、フードバンク団体への寄付を行い、食品ロスの削減を図ります。

(3) 事業者・消費者協働による削減と啓発の推進

○　ちゅうおう食べきり協力店の登録拡大【重点】

食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店、宿泊施設等を「ちゅうおう食べきり協力店」に登録し、区ホームページ等で紹介を行うことで消費者・事業者の意識啓発を図ります。

飲食店向けの講習会や、飲食業組合との連携等により、登録店舗数の拡大を図るほか、消費者の協力店の利用促進を図るため、登録店舗向けのインセンティブについても検討します。

○　フードシェアリングサービスの利用促進【重点】

飲食店や食品販売店等で発生する賞味期限の近い食品や売れ残った食品と消費者をマッチングし、値引き販売等により提供するフードシェアリングサービスについて、周知・啓発するとともに、サービス提供事業者との連携や、ちゅうおう食べきり協力店との連携についても検討し、利用促進を図ります。

○　食べ残しの持ち帰り促進

飲食店における食品ロスを削減するため、食べきることを最優先にしつつも、食べ残してしまった食品について、自己責任を前提とした持ち帰りを啓発します。「ちゅうおう食べきり協力店」等と連携し、持ち帰り容器の配布や、啓発ステッカーの掲示等を検討します。

○　「てまえどり」の周知・啓発

購入してすぐに消費する場合には商品棚の手前の商品（賞味期限・消費期限が近いもの）から選ぶ「てまえどり」を啓発するとともに、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の食品販売店と連携したPRについても検討します。

○　区施設から排出される食品廃棄物の再生利用

区内の小中学校から発生する給食等の食品廃棄物について、環境教育の推進を図るため、飼料化や肥料化等の再生利用を実施します。

(4) 事業者から排出される食品廃棄物の削減

○　事業所における食品ロス削減の啓発

事業用大規模建築物・事業用建築物については、再利用計画書等に基づく立入検査や、廃棄物責任者講習会、啓発冊子の配布等のさまざまな機会を捉えて、食品ロ

スの排出抑制や、再生利用についての情報提供・啓発を行います。
　また、事業者の防災備蓄食料の賞味期限前の大量廃棄を防ぐため、フードバンク団体等を紹介するなど未使用食品の有効利用に関する情報提供や啓発についても検討していきます。

○　食品関連事業者における食品ロス削減の啓発

　食品関連事業者に対しては、立入検査時において、食品廃棄物の発生量が増加したり、再利用率が低下したりしている事業所等に対して指導・助言を行い、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制と再利用を図ります。

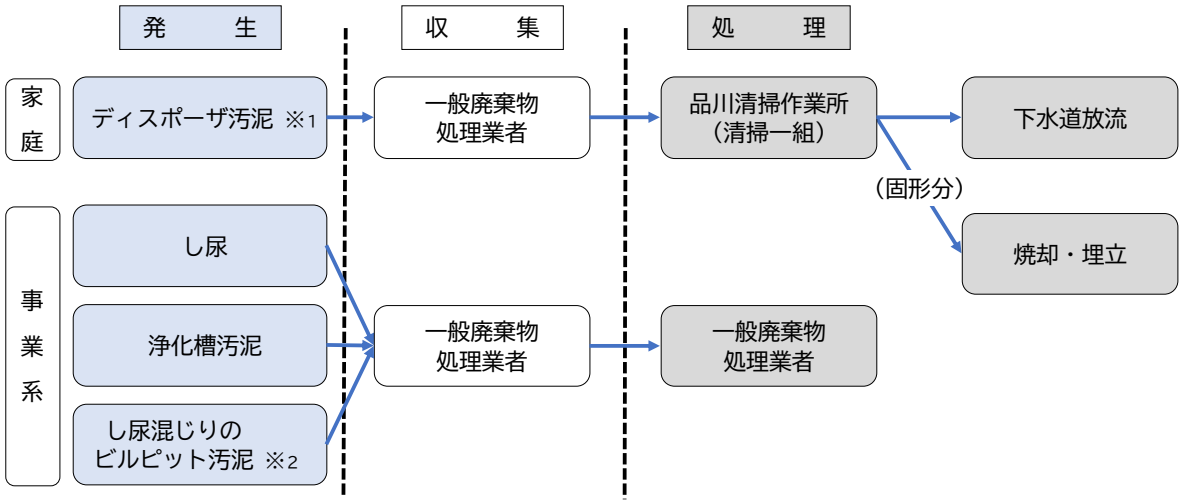
第９章　生活排水処理基本計画

9.1　生活排水処理の現状

本区の下水道普及率は、平成 22（2010）年度以降 100％となっています。区内で発生する生活排水（し尿・生活雑排水）は、ほぼ公共下水道で処理されていますが、「ディスポーザー汚泥」は、許可業者の収集・運搬により、清掃一組の運営する品川清掃作業所（下水道投入施設）に搬入され、固形物を取り除いた後、下水道排水基準内に希釈して下水道に放流されています。

一方、事業活動に伴って排出される仮設便所の「し尿」、「し尿混じりのビルピット汚泥」および「浄化槽汚泥」は、事業者責任の徹底の観点から民間業者による収集・処分が行われています。

図表 9-1　生活排水の処理の流れ



※1 ディスポーザーとは、流し台の排水口に設置し、生ごみを細かく破砕して排水とともに流す機器を指します。また、ディスポーザー排水処理システムとは、破砕された生ごみを含む排水を専用の処理装置で適正に処理した後、下水道へ放流する設備一式を指します。なお、23 区内で使用可能なシステムは、公益社団法人日本下水道協会による規格適合評価および製品認証を受けたものに限定されています。

※2 ビルピット汚泥とは、ビル等の地下に設置された排水槽（ビルピット）の底部に沈殿・蓄積する泥状の廃棄物のことです。し尿を含まないものは産業廃棄物、し尿が混ざっているものは一般廃棄物に区分されます。

9.2　生活排水処理の課題

(1) 浄化槽およびディスポーザーの適正な維持管理

区内に残存する浄化槽の機能を正常に維持するため、管理者に対する定期的な保守点検、清掃および法定検査の実施を徹底する必要があります。

また、本区は再開発による高層マンションの建築が進んでおり、ディスポーザーを設置している物件も多く存在します。そのため、排水管の閉塞や処理槽の機能低下等のトラブルを防ぐ観点から、管理組合や建物管理者等に対する適切な維持管理の指導・周知が求められます。

(2) 事業者処理責任の徹底

事業活動に伴って排出される仮設トイレのし尿やビルピット汚泥、浄化槽汚泥について、排出事業者による自己処理責任の原則を徹底し、民間許可業者への適切な委託処理が行われるよう、引き続き指導・監視する必要があります。

9.3　具体的な取組

(1) 生活排水・汚泥の適正処理の継続

ディスポーザー汚泥については、許可業者による適正な収集・運搬を経て、品川清掃作業所での適正な共同処理体制を維持します。

事業系し尿等については、事業者の処理責任のもと、許可業者による適正な収集・運搬と民間処理施設への適正搬入を徹底させます。

(2) 浄化槽の適正な管理指導

浄化槽管理者に対し、定期的な保守点検、清掃および法定検査の確実な実施を指導します。

資料編

資料１　ごみ減量目標の設定

ごみ量の将来推計については、国の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年 9 月）に方法が示されています。本区ではこの指針を踏まえた推計を行っています。指針を踏まえた推計内容は以下のとおりです。

※　掲載の各図表については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

1.1　現状のまま推移した場合の将来のごみ・資源量の推計

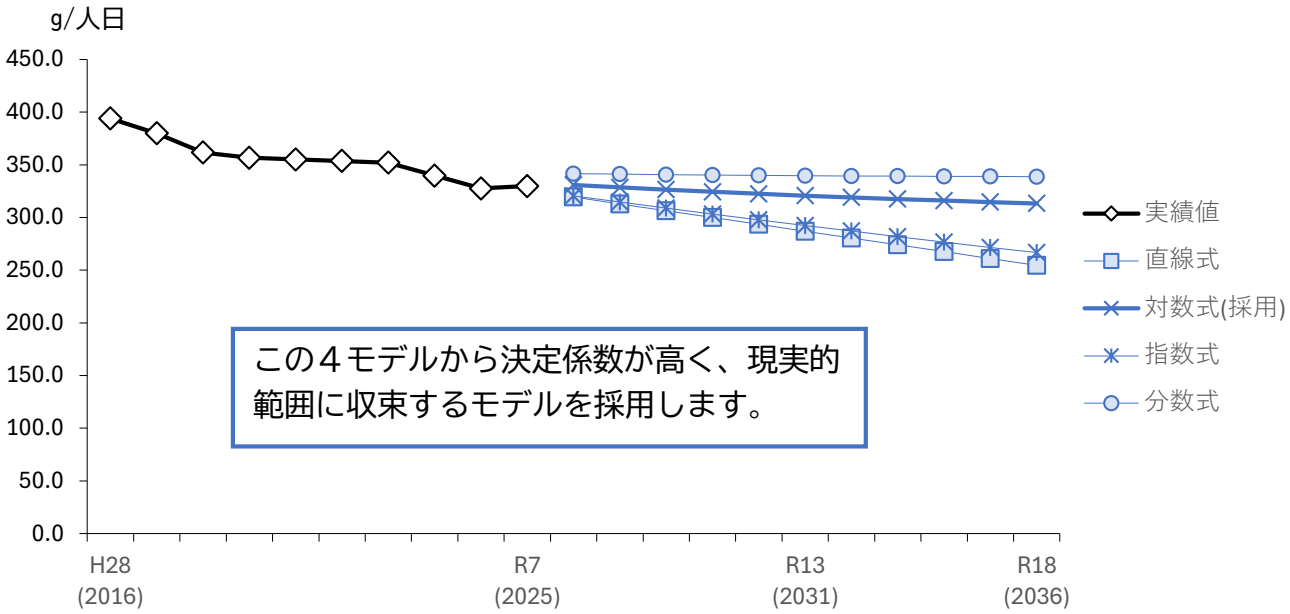
家庭ごみ・資源については、１人１日当たりの排出量を算出し、トレンド法を用いて将来推計した上で、区の人口推計による将来予測人口を乗じて将来の排出量を予測します。

事業系ごみ・資源については、過去の排出量実績の推移から、トレンド法を用いて将来の排出量を直接推計します。

トレンド法では、過去の実績値に基づいて以下の 4 種類の近似式を当てはめて推計します。各近似式の中から実績値への適合度（決定係数）が高く、現実的範囲（過度な増減やゼロへの接近がないなど）に収束するモデルを採用します。

直線式　：　y ＝a＋ bx　　（x は経過年数、y はごみ・資源量）
対数式　：　y ＝a＋ b・ln（x）
指数式　：　y ＝a・b^x
分数式　：　y ＝a／ x ＋ b

図表資-1　トレンド法による将来推計のイメージ

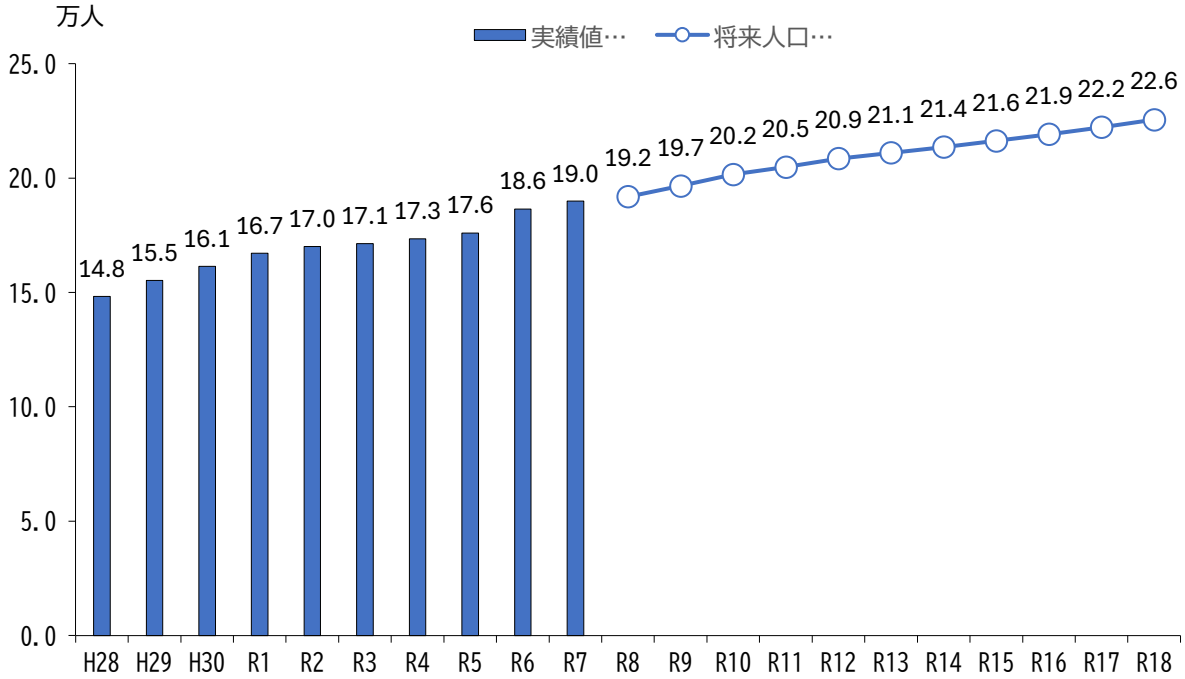


(1) 将来推計の基礎とする人口推移および将来予測人口

住民基本台帳に基づく各年度 10 月 1 日現在の人口推移および「中央区将来人口の見通しについて」（令和 8（2026）年 4 月推計）による本区の各年度 4 月 1 日現在の将来予測人口は次のとおりです。

図表資-2　人口推移および将来人口推計

	実績値（人）	将来人口推計（人）
H28(2016)	148,283	
H29(2017)	155,295	
H30(2018)	161,456	
R1 (2019)	167,103	
R2 (2020)	170,123	
R3 (2021)	171,401	
R4 (2022)	173,405	
R5 (2023)	175,982	
R6 (2024)	186,496	
R7 (2025)	189,930	
R8 (2026)		191,846
R9 (2027)		196,516
R10(2028)		201,566
R11(2029)		204,816
R12(2030)		208,519
R13(2031)		211,012
R14(2032)		213,575
R15(2033)		216,284
R16(2034)		219,147
R17(2035)		222,202
R18(2036)		225,513



(2) 将来推計の基礎とするごみ・資源量

燃やすごみ、燃やさないごみ、集積所回収は、事業系のごみ・資源が含まれているため、事業系有料ごみ処理券の販売実績、1 キログラム当たりの事業系一般廃棄物処理手数料および令和 6（2024）年度事業所アンケート調査による事業系有料ごみ処理券の貼付率に基づき、家庭と事業系に按分しました。

なお、事業系有料ごみ処理券は、1 リットル当たり 0.19 キログラムとして容積換算しています。

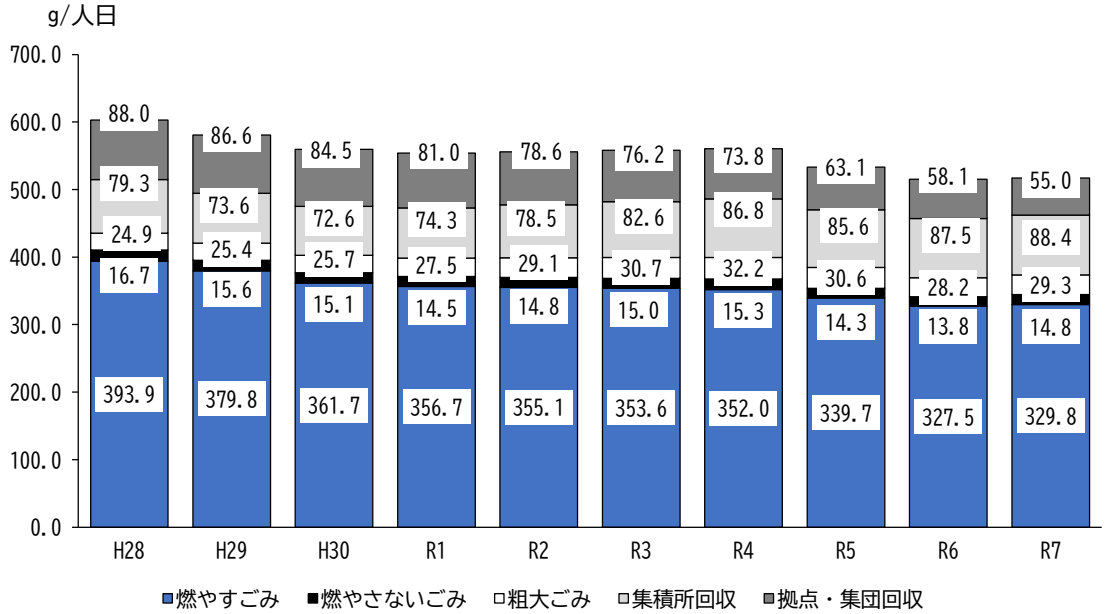
また、令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度の数値は新型コロナウイルス感染症拡大による特異な影響が見られるため、令和元（2019）年度と令和 4（2022）年度の実績値を用いた直線補間（2 点を直線で結んで中間の値を算出すること）を行いました。

「持込ごみ」は、これに加え、令和元（2019）年度の築地市場移転に伴う大規模な変動要因を排除するため、直近 4 年間のデータに限定しました。

以上より、将来推計の基礎とするごみ・資源量は次のとおりです。

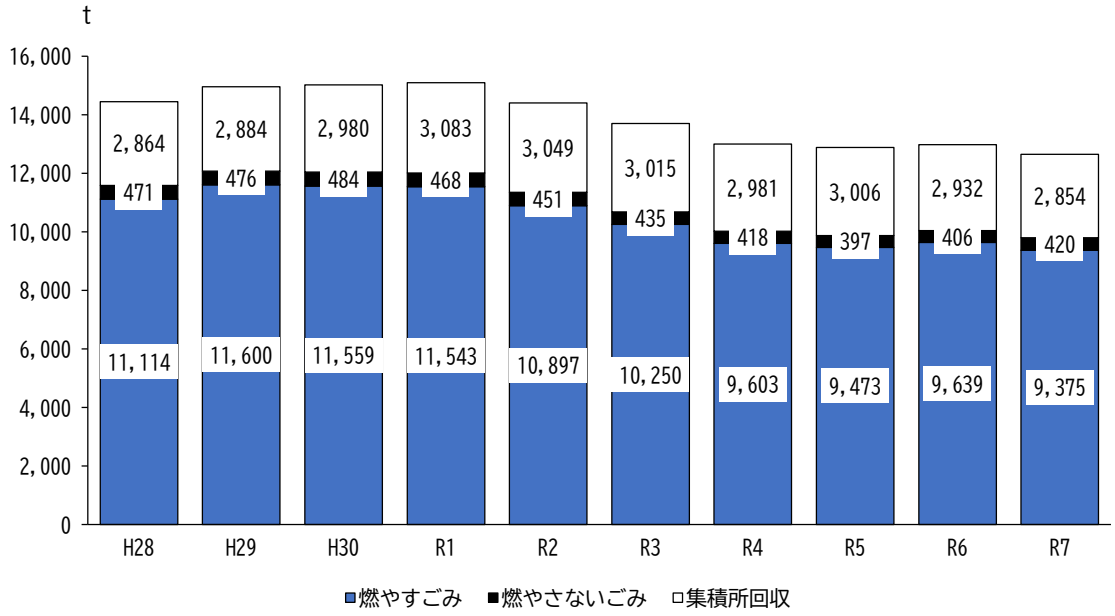
図表資-3　将来推計の基礎とする家庭ごみ・資源量

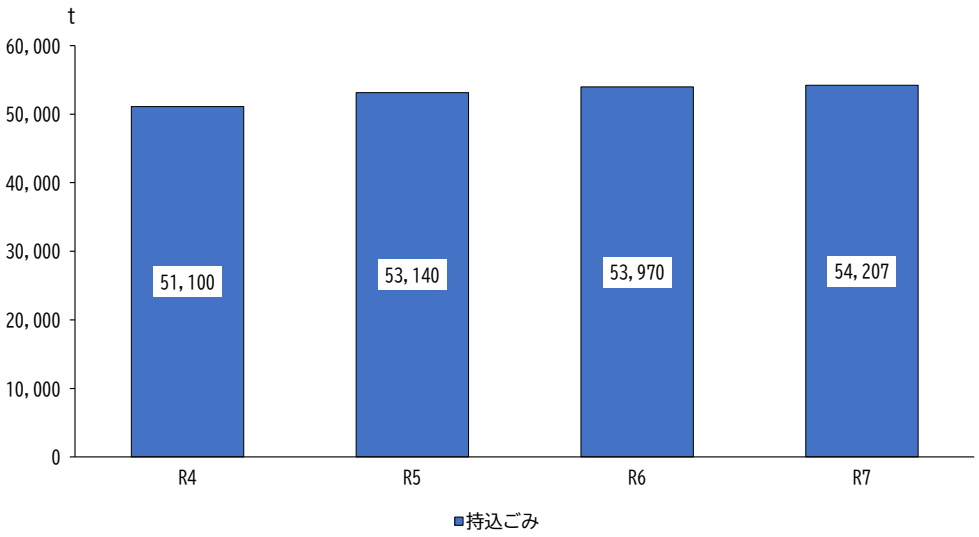
	人口(人)	日数	区民 1 人 1 日当たり排出量(g/人日)				
			燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	集積所回収	拠点・集団回収
H28(2016)	148,283	365	393.9	16.7	24.9	79.3	88.0
H29(2017)	155,295	365	379.8	15.6	25.4	73.6	86.6
H30(2018)	161,456	365	361.7	15.1	25.7	72.6	84.5
R1 (2019)	167,103	366	356.7	14.5	27.5	74.3	81.0
R2 (2020)	170,123	365	355.1	14.8	29.1	78.5	78.6
R3 (2021)	171,401	365	353.6	15.0	30.7	82.6	76.2
R4 (2022)	173,405	365	352.0	15.3	32.2	86.8	73.8
R5 (2023)	175,982	366	339.7	14.3	30.6	85.6	63.1
R6 (2024)	186,496	365	327.5	13.8	28.2	87.5	58.1
R7 (2025)	189,930	365	329.8	14.8	29.3	88.4	55.0



図表資-4　将来推計の基礎とする事業系ごみ・資源量

	量(t/年)			
	燃やすごみ	燃やさないごみ	集積所回収	持込ごみ
H28(2016)	11,114	471	2,864	
H29(2017)	11,600	476	2,884	
H30(2018)	11,559	484	2,980	
R1 (2019)	11,543	468	3,083	
R2 (2020)	10,897	451	3,049	
R3 (2021)	10,250	435	3,015	
R4 (2022)	9,603	418	2,981	51,100
R5 (2023)	9,473	397	3,006	53,140
R6 (2024)	9,639	406	2,932	53,970
R7 (2025)	9,375	420	2,854	54,207





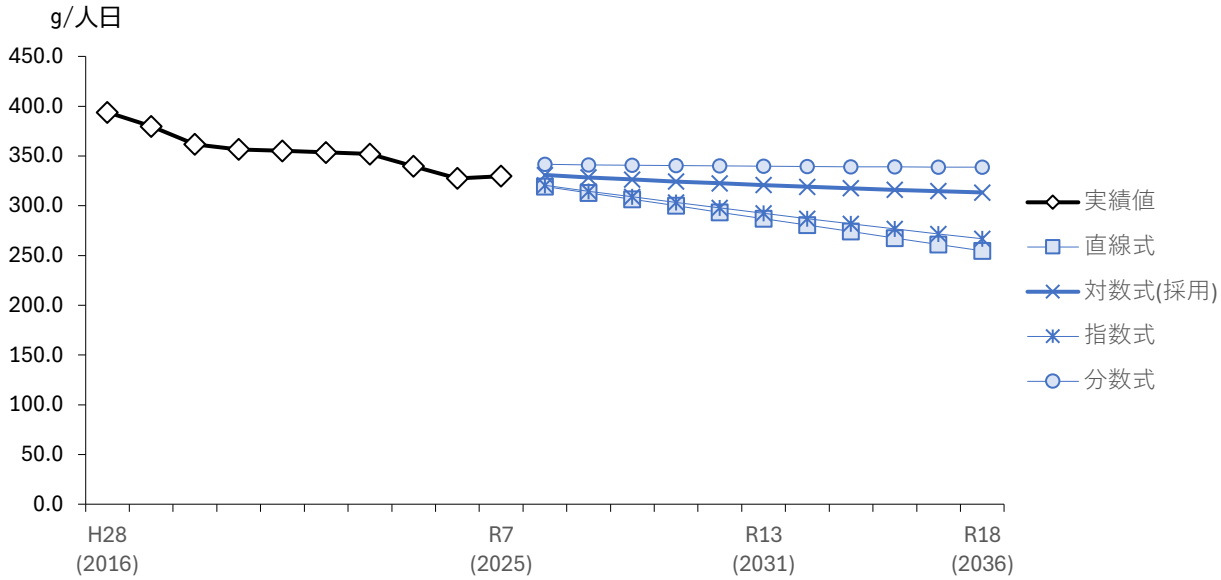
(3) トレンド法による将来推計結果

トレンド法による将来推計結果は次のとおりです。

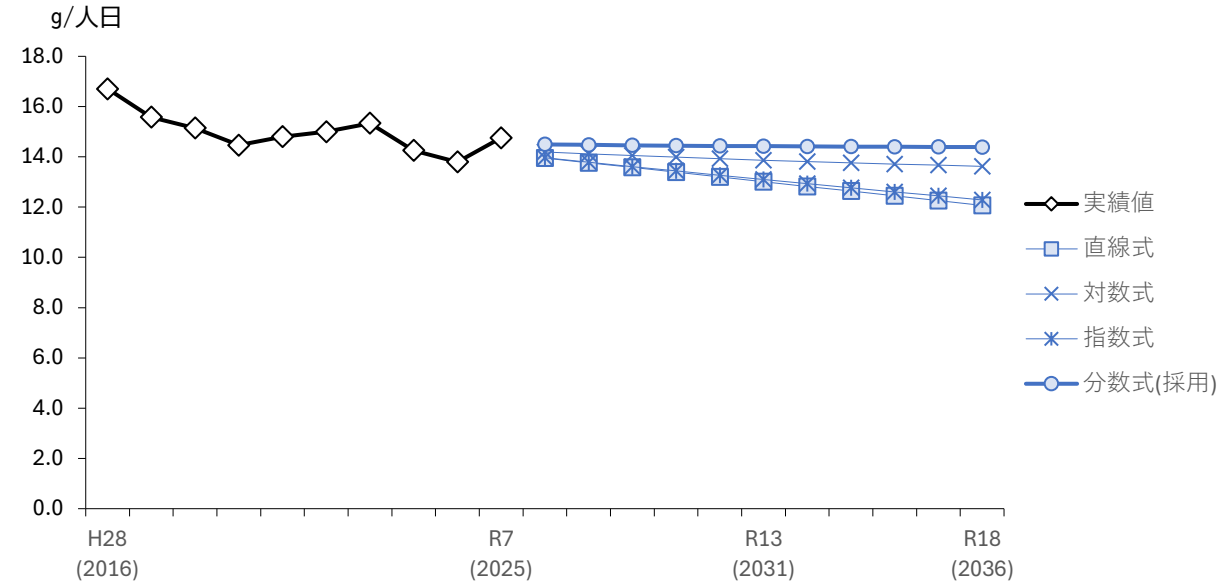
なお、本区では令和 2（2020）年度から燃やさないごみの資源化を、令和 4（2022）年度から粗大ごみの一部資源化を開始したことから、燃やさないごみについては全量を、粗大ごみについてはトレンド法による将来推計結果に令和 7（2025）年度の資源化率（28.2%）を乗じた量を資源として整理しました。

① 家庭ごみ・資源の将来推計結果

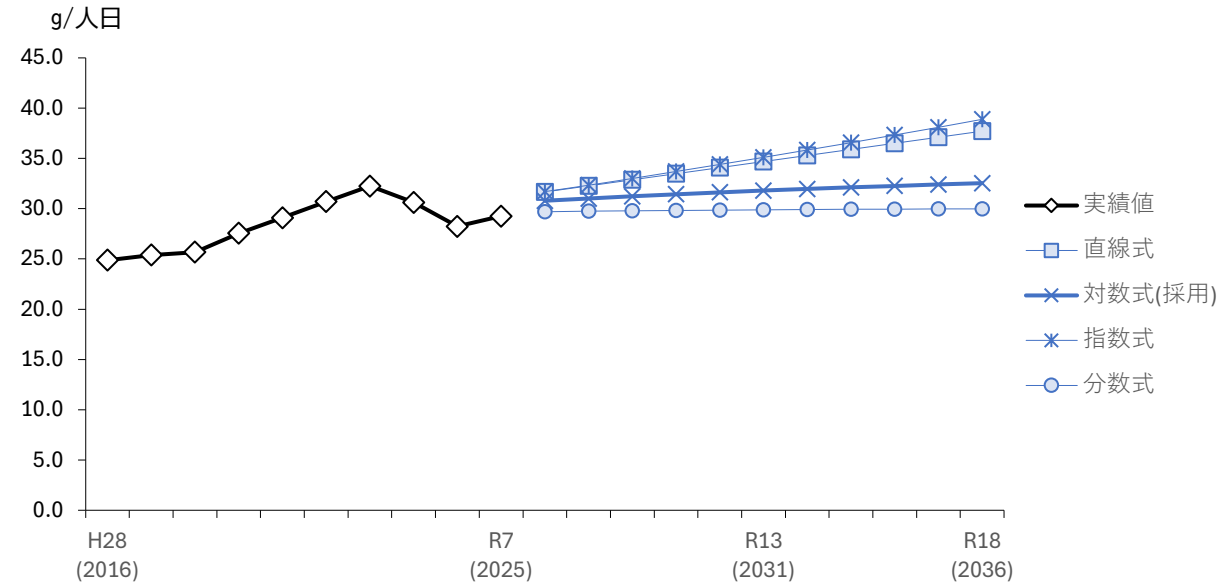
図表資-5 家庭の燃やすごみのトレンド法による将来推計



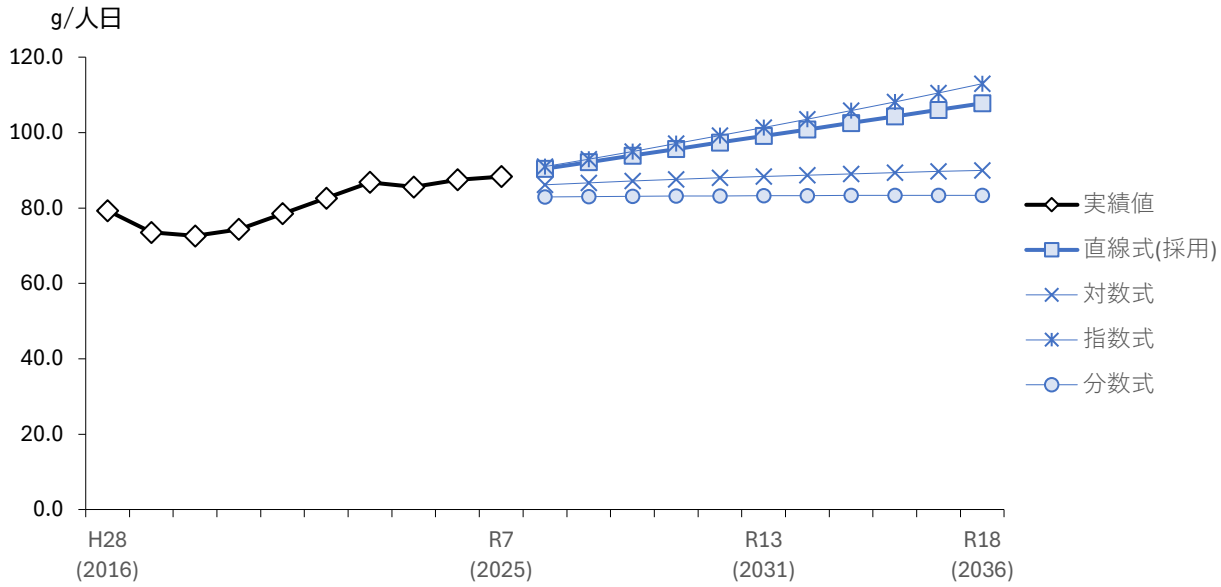
図表資-6 家庭の燃やさないごみのトレンド法による将来推計



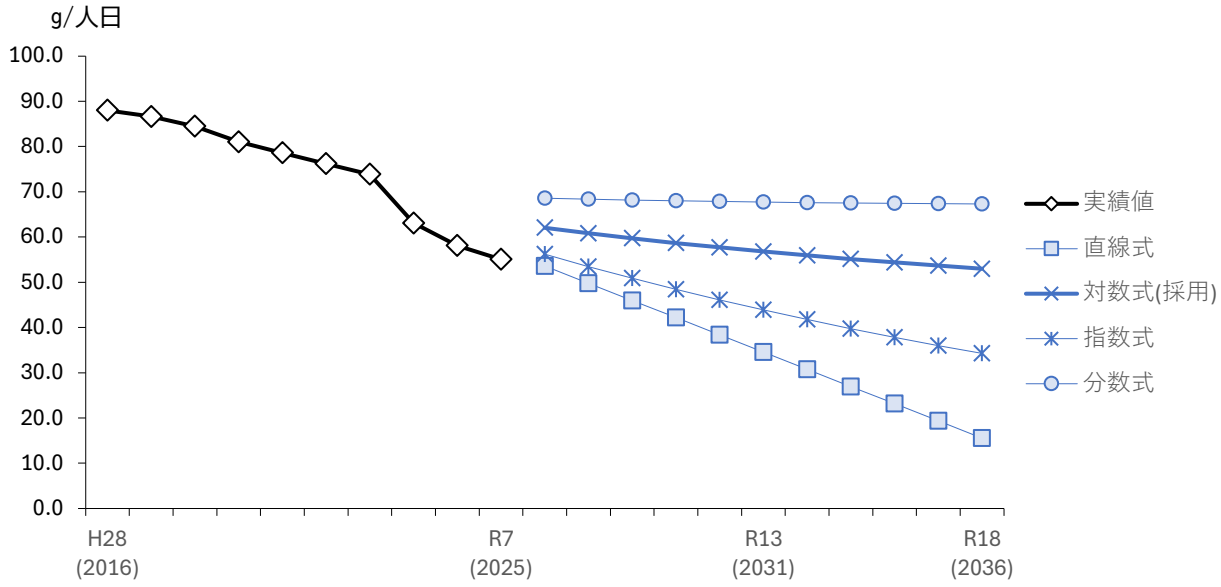
図表資-7　家庭の粗大ごみのトレンド法による将来推計



図表資-8　家庭の集積所回収のトレンド法による将来推計

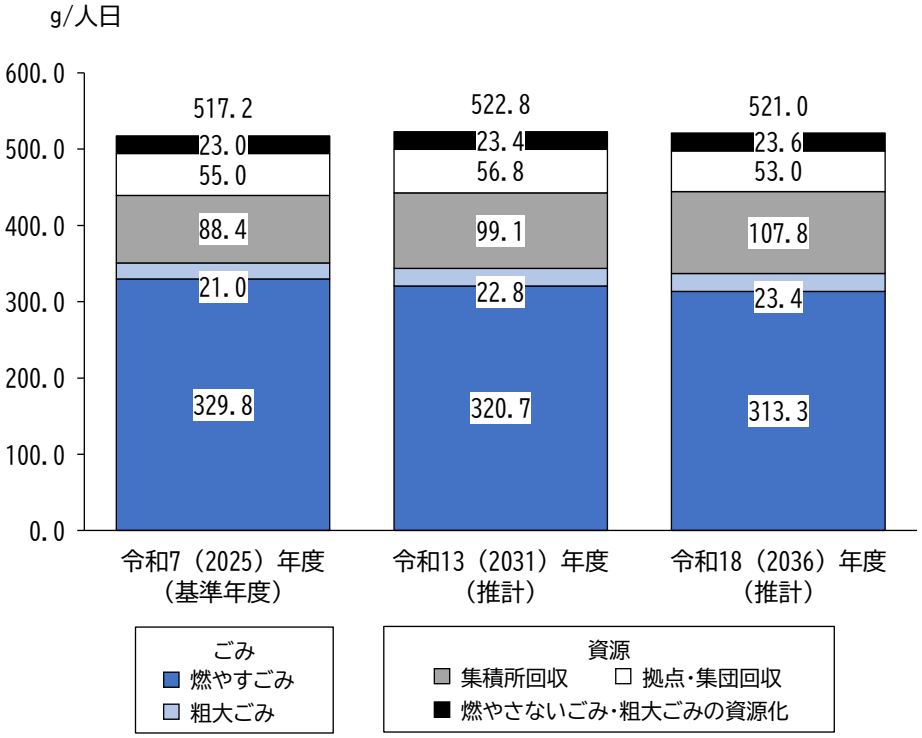


図表資-9　家庭の拠点・集団回収のトレンド法による将来推計



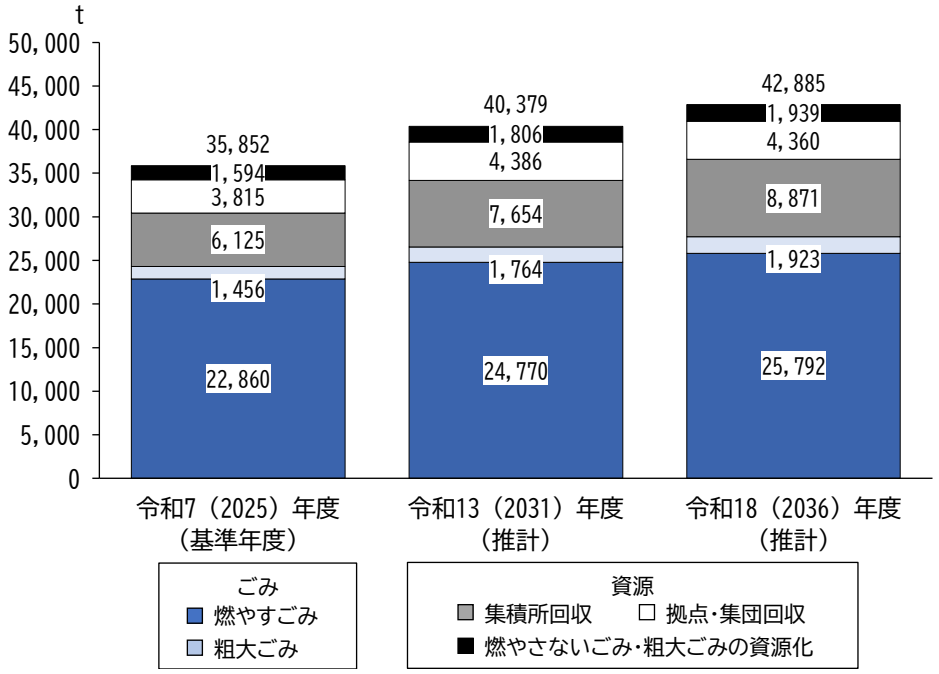
図表資-10　家庭ごみ・資源量の将来推計結果（区民１人１日当たりの排出量）

	人口(人)	日数	区民１人１日当たりの排出量(g/人日)							
			ごみ			資源				合計
			燃やすごみ	粗大ごみ	小計	集積所回収	拠点・集団回収	燃やさないごみ・粗大ごみの資源化	小計	
R7（2025）	189,930	365	329.8	21.0	350.8	88.4	55.0	23.0	166.4	517.2
R13(2031)	211,012	366	320.7	22.8	343.6	99.1	56.8	23.4	179.3	522.8
R18(2036)	225,513	365	313.3	23.4	336.7	107.8	53.0	23.6	184.3	521.0



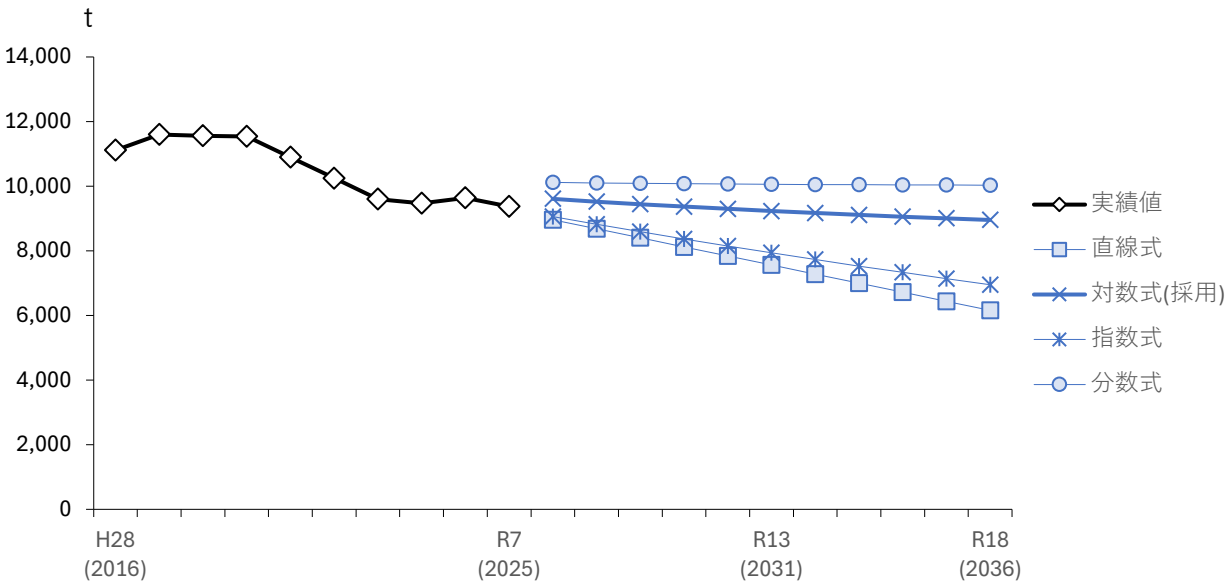
図表資-11　家庭ごみ・資源量の将来推計結果（年間排出量）

	ごみ・資源量(t/年)							
	ごみ			資源				合計
	燃やすごみ	粗大ごみ	小計	集積所回収	拠点・集団回収	燃やさないごみ・粗大ごみの資源化	小計	
R7（2025）	22,860	1,456	24,316	6,125	3,815	1,594	11,535	35,852
R13(2031)	24,770	1,764	26,533	7,654	4,386	1,806	13,846	40,379
R18(2036)	25,792	1,923	27,715	8,871	4,360	1,939	15,170	42,885

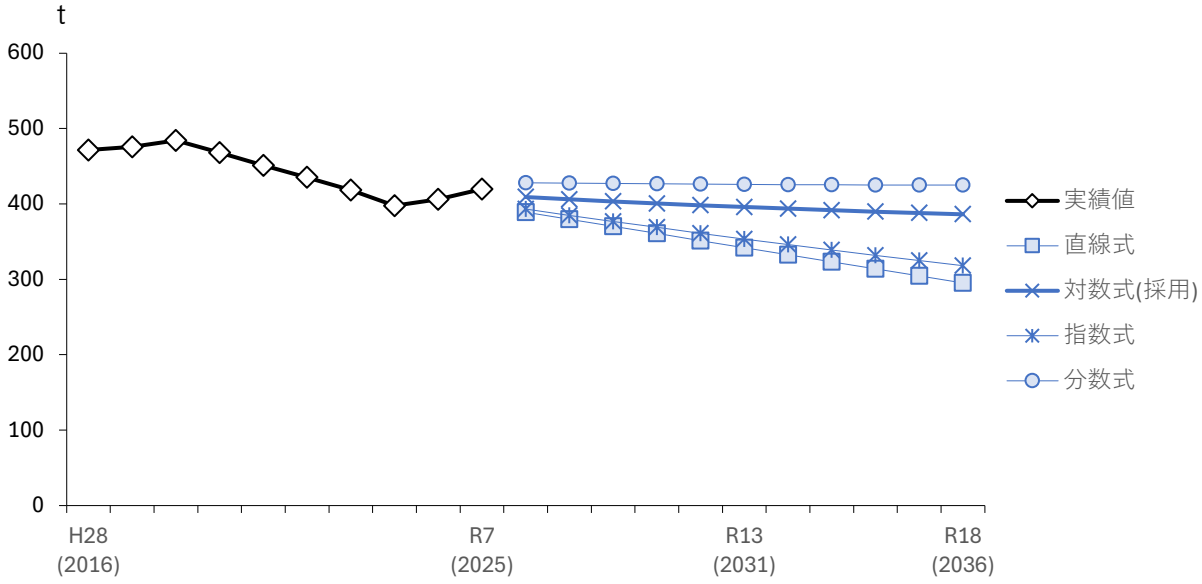


② 事業系ごみ・資源の将来推計結果

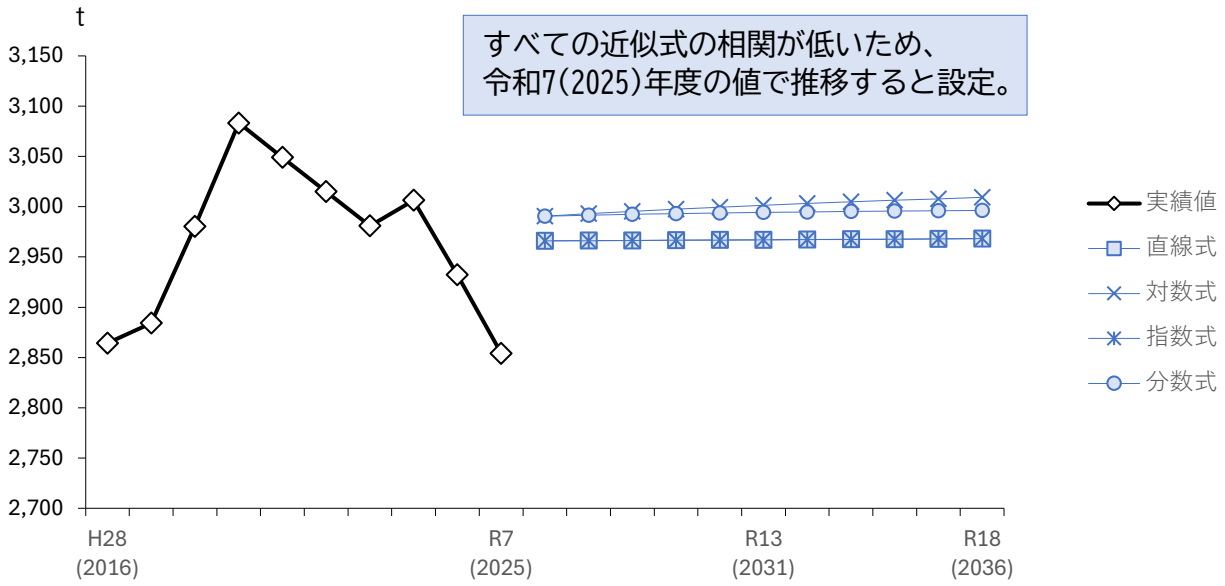
図表資-12 事業系の燃やすごみのトレンド法による将来推計



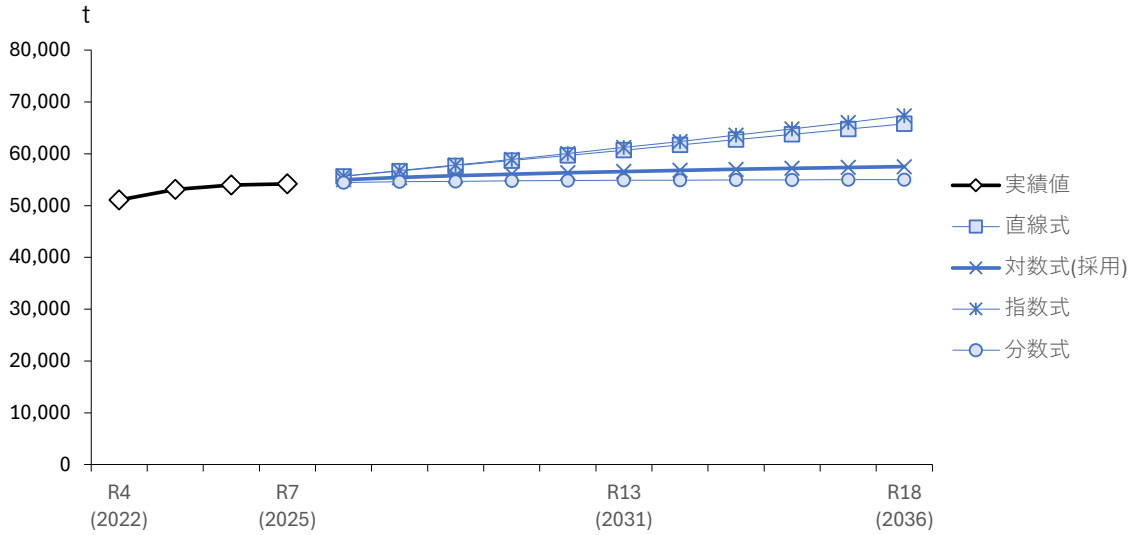
図表資-13 事業系の燃やさないごみのトレンド法による将来推計



図表資-14　事業系の集積所回収のトレンド法による将来推計

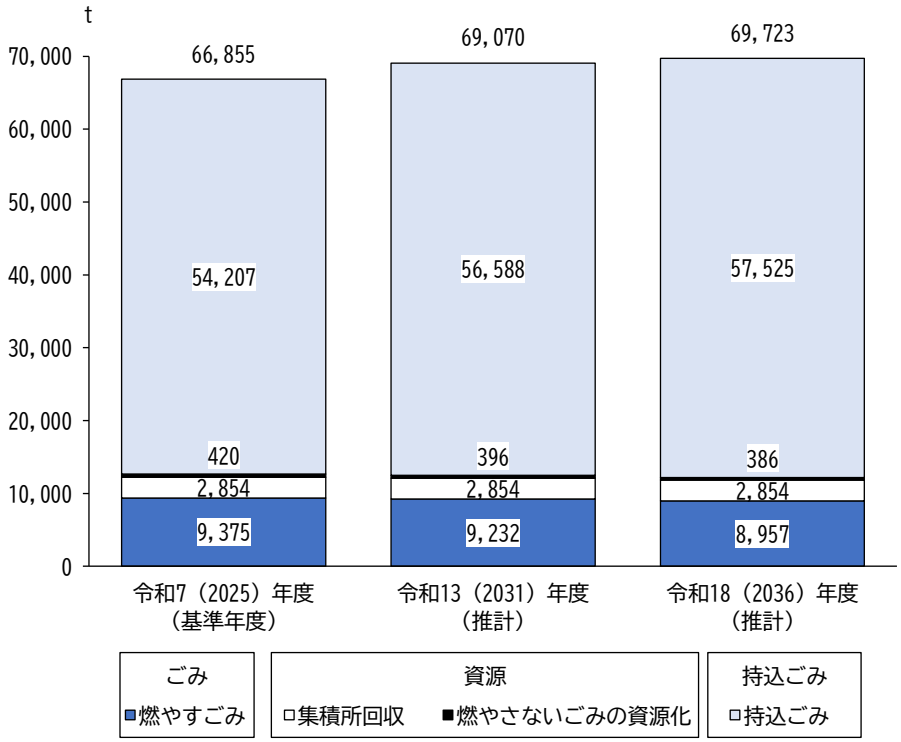


図表資-15　持込ごみのトレンド法による将来推計



図表資-16　事業系ごみ・資源量の将来推計結果（年間排出量）

	区収集事業系ごみ・資源量(t/年)					持込ごみ（t/年）	総合計（t/年）
	ごみ	資源			区収集合計		
	燃やすごみ	集積所回収	燃やさないごみの資源化	小計			
R7（2025）	9,375	2,854	420	3,274	12,649	54,207	66,855
R13(2031)	9,232	2,854	396	3,250	12,482	56,588	69,070
R18(2036)	8,957	2,854	386	3,240	12,198	57,525	69,723



1.2　ごみ・資源の減量目標の算定

(1) ごみ・資源の排出量に対する削減率の設定

普及・啓発の実施等によるごみ・資源の発生抑制の効果と、分別収集・拠点回収・集団回収等の再生利用によるごみの排出抑制の効果を踏まえ、ごみ排出量に対する削減率を次のように設定します。

図表資-17　ごみ・資源の排出量に対する削減率

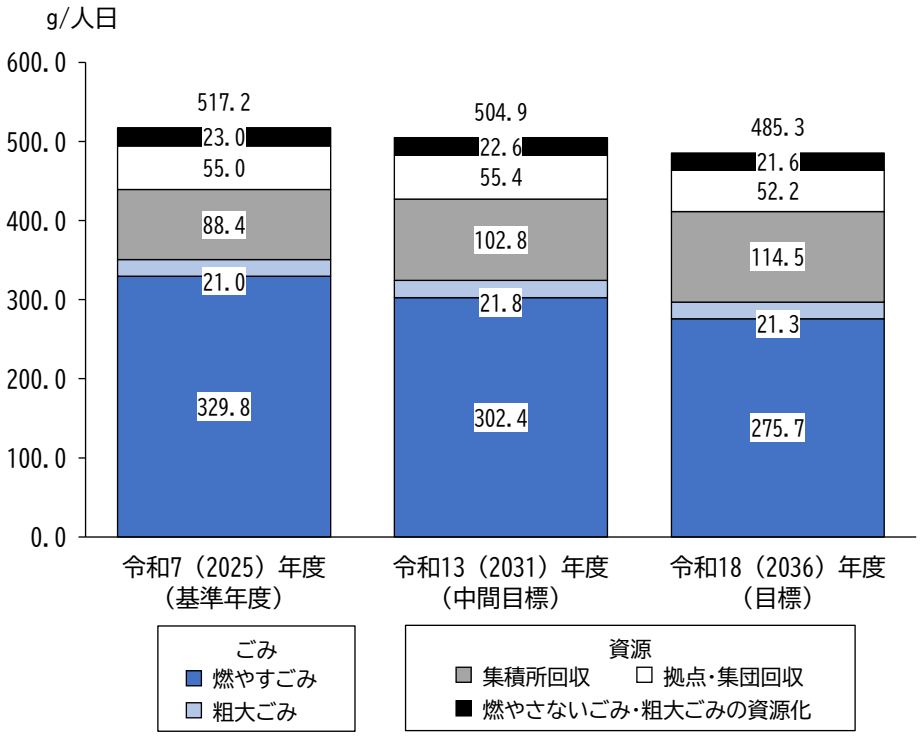
品目				削減率
家庭ごみ		発生抑制	食品ロス	20%
			食品ロス以外の燃やすごみ	10%
		再生利用	燃やすごみに含まれる紙類・布類、プラスチック製容器包装・ペットボトル	20%
			製品プラスチック	10%
事業系ごみ	区収集事業系ごみ	発生抑制	燃やすごみ全品目	10%
		再生利用	燃やすごみに含まれる紙類、プラスチック製容器包装・ペットボトル	20%
			製品プラスチック	10%
資源		発生抑制	集積所・拠点・集団回収	10%
事業用大規模建築物および事業用建築物のごみ・資源の総排出量		発生抑制	全体	10%

（2）設定した削減率を達成した場合のごみ・資源量

ごみ・資源の排出量に対する削減率を達成したごみ・資源量は次のとおりです。

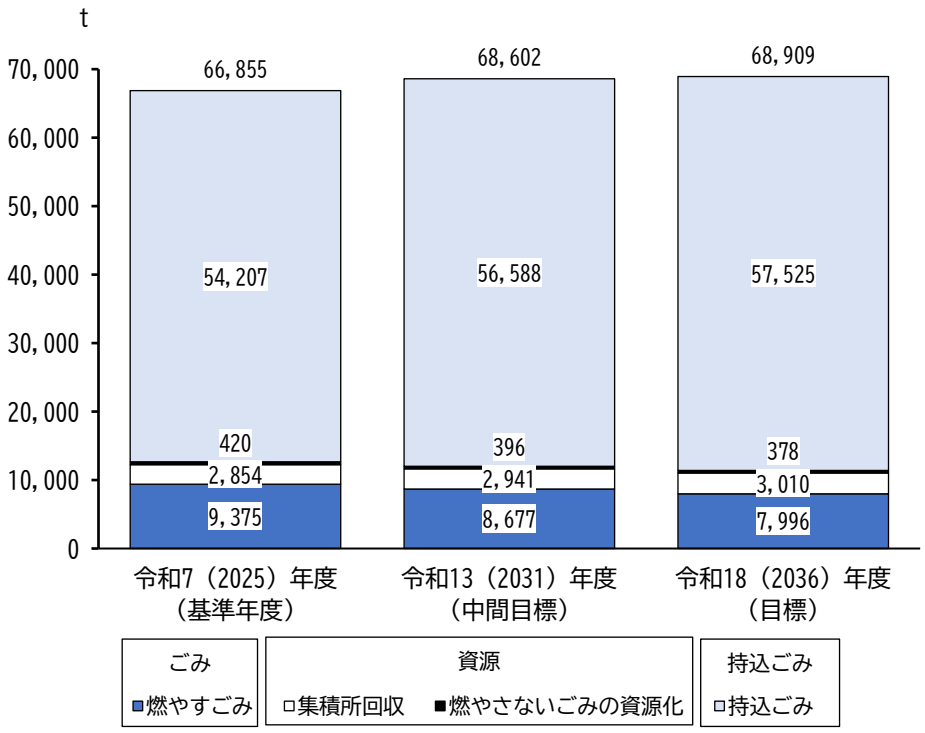
図表資-18　設定した削減率を達成した場合の家庭ごみ・資源量

	区民１人１日当たりの排出量(g/人日)							
	ごみ			資源				合計
	燃やすごみ	粗大ごみ	小計	集積所回収	拠点・集団回収	燃やさないごみ・粗大ごみの資源化	小計	
R7（2025）	329.8	21.0	350.8	88.4	55.0	23.0	166.4	517.2
R13(2031)	302.4	21.8	324.2	102.8	55.4	22.6	180.7	504.9
R18(2036)	275.7	21.3	297.0	114.5	52.2	21.6	188.3	485.3



図表資-19　設定した削減率を達成した場合の事業系ごみ・資源量

	区収集事業系ごみ・資源量(t/年)					持込ごみ（t/年）	総合計（t/年）
	ごみ	資源			区収集合計		
	燃やすごみ	集積所回収	燃やさないごみの資源化	小計			
R7（2025）	9,375	2,854	420	3,274	12,649	54,207	66,855
R13(2031)	8,677	2,941	396	3,337	12,014	56,588	68,602
R18(2036)	7,996	3,010	378	3,388	11,384	57,525	68,909



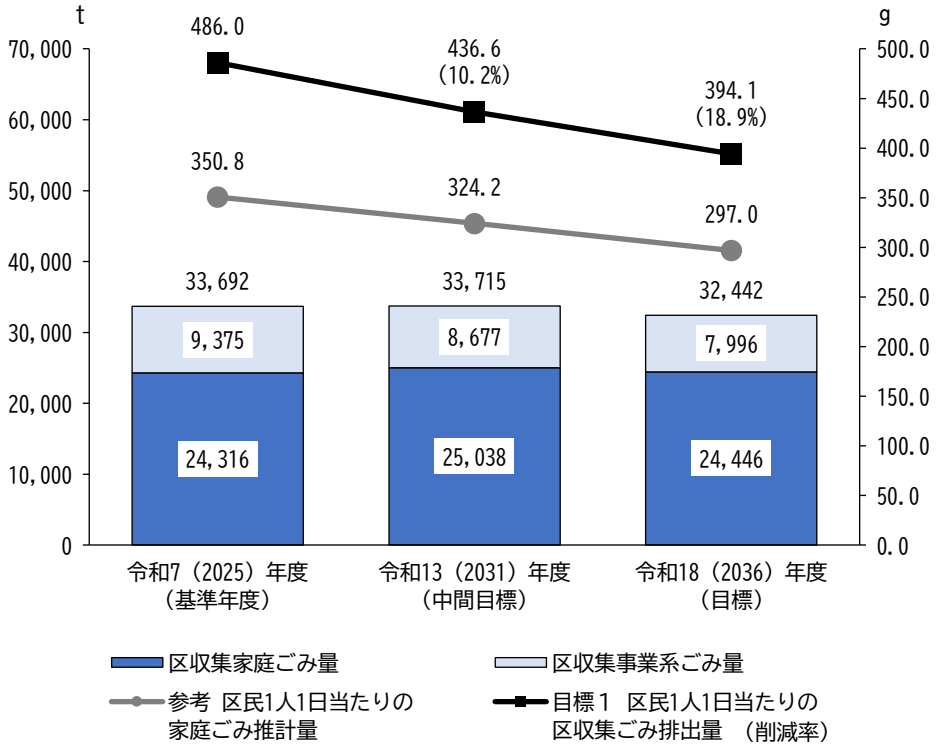
(3) ごみ減量目標の設定

① 目標１ 区民１人１日当たりの区収集ごみ排出量

区民１人１日当たりの家庭ごみ量に人口と年間日数を乗じて、区収集家庭ごみ量を算定しました。これに区収集事業系ごみ量を加えて、人口と年間日数で除して「目標１ 区民１人１日当たりの区収集ごみ排出量」を算定しました。

図表資-20 区民１人１日当たりの区収集ごみ排出量の減量目標

	区民1人1日当たりの家庭ごみ量（g/人日）	人口（人）	日数（日）	区収集家庭ごみ量（t/年）	区収集事業系ごみ量（t/年）	区収集ごみ量合計（t/年）	目標１区民1人1日当たりの区収集ごみ排出量（g/人日）	目標１の削減率
R7（2025）	350.8	189,930	365	24,316	9,375	33,692	486.0	0.0%
R13(2031)	324.2	211,012	366	25,038	8,677	33,715	436.6	10.2%
R18(2036)	297.0	225,513	365	24,446	7,996	32,442	394.1	18.9%

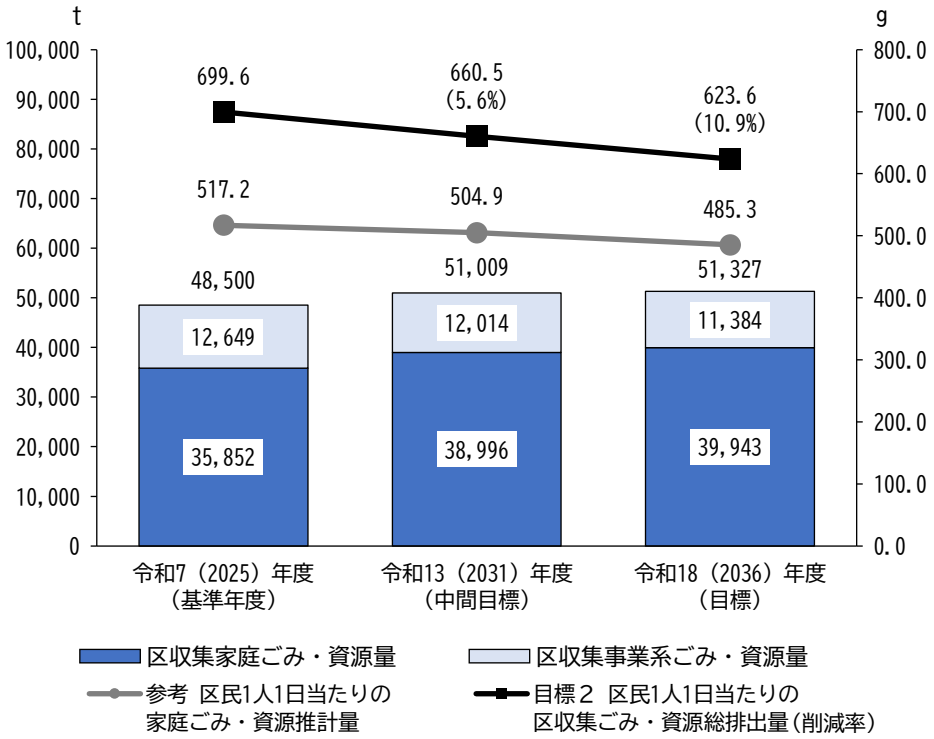


② 目標２ 区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量

区民１人１日当たりの家庭ごみ・資源量に人口と年間日数を乗じて、区収集家庭ごみ・資源量を算定しました。これに区収集事業系ごみ・資源量を加えて、人口と年間日数で除して「目標２ 区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量」を算定しました。

図表資-21 区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量の減量目標

	区民1人1日当たりの家庭ごみ・資源量（g/人日）	人口（人）	日数（日）	区収集家庭ごみ・資源量（t/年）	区収集事業系ごみ・資源量（t/年）	区収集ごみ資源量合計（t/年）	目標２区民1人1日当たりの区収集ごみ・資源総排出量（g/人日）	目標２の削減率
R7（2025）	517.2	189,930	365	35,852	12,649	48,500	699.6	0.0%
R13(2031)	504.9	211,012	366	38,996	12,014	51,009	660.5	5.6%
R18(2036)	485.3	225,513	365	39,943	11,384	51,327	623.6	10.9%



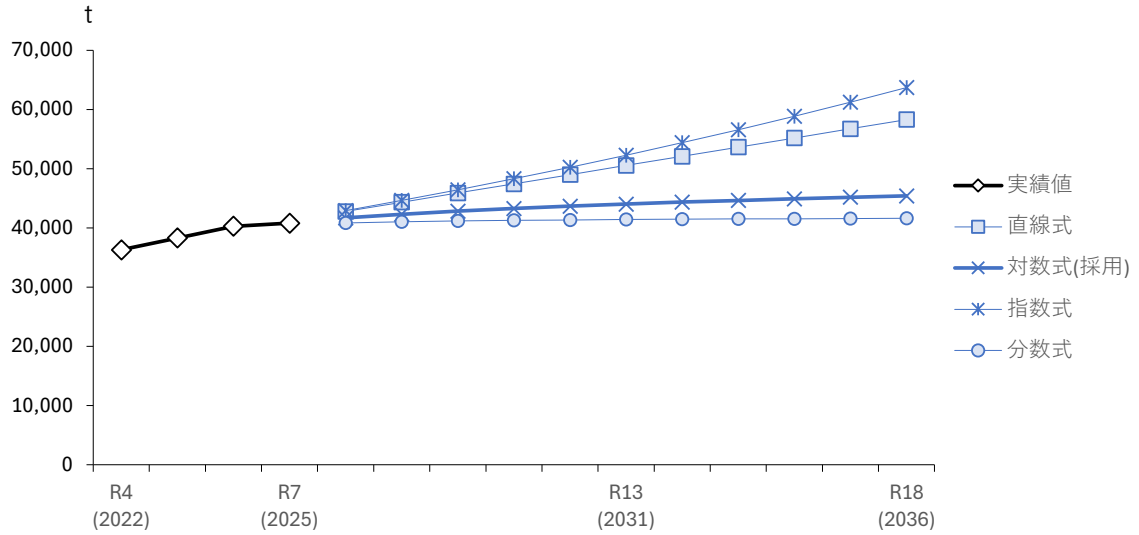
③　目標 3 事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源の年間総排出量

「事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源の年間総排出量」は、築地市場移転に伴う大規模な変動要因と新型コロナウイルス感染症拡大による特異な影響を排除するため、将来推計の基礎となる排出量は直近 4 年間のデータに限定し、廃棄量と再利用量のトレンド推計を行いました。

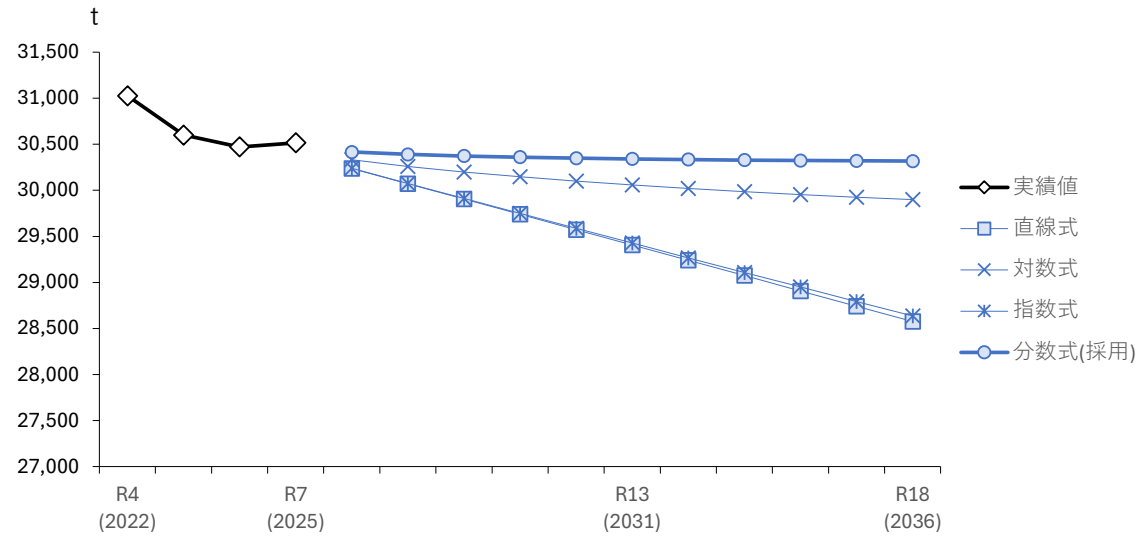
図表資-22　将来推計の基礎とする事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源量

	発生量(t/年)								
	事業用大規模建築物			事業用建築物			合計		
	廃棄量	再利用量	小計	廃棄量	再利用量	小計	廃棄量	再利用量	小計
R4(2022)	29,260	27,507	56,767	7,041	3,520	10,561	36,301	31,027	67,328
R5(2023)	30,529	27,332	57,861	7,790	3,269	11,059	38,319	30,601	68,920
R6(2024)	32,455	27,425	59,880	7,825	3,046	10,871	40,280	30,471	70,751
R7(2025)	33,055	27,603	60,658	7,758	2,913	10,671	40,813	30,516	71,329

図表資-23　事業用大規模建築物・事業用建築物の廃棄量のトレンド法による将来推計



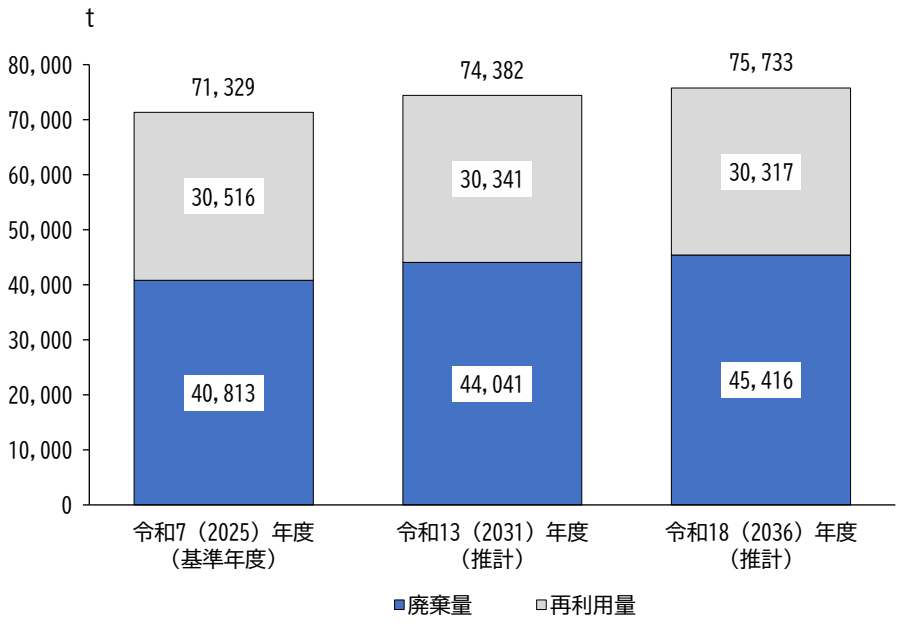
図表資-24　事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用量のトレンド法による将来推計



図表資-25　事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源量の将来推計結果

単位(t/年)

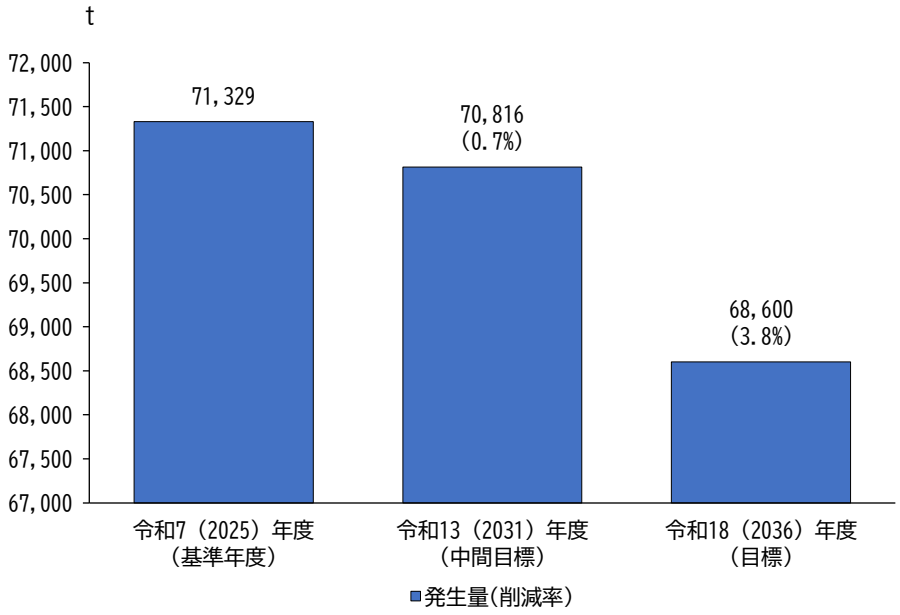
	廃棄量	再利用量	発生量
R7	40,813	30,516	71,329
R13	44,041	30,341	74,382
R18	45,416	30,317	75,733



基準年度の排出量に対する削減率を 10％と設定し、目標を達成した場合の「事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源の年間総排出量」は次のとおりです。

図表資-26　事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源の年間総排出量の減量目標

	発生量（t/年）	目標４の削減率
R7（2025）	71,329	0.0%
R13(2031)	70,816	0.7%
R18(2036)	68,600	3.8%



1.3　食品ロス削減目標の推計方法

「東京都の食品ロス発生量における平成 12（2000）年度から令和 5（2023）年度までの削減率」と本区の削減率が同一であると仮定して、令和 5（2023）年度から目標年度までの 1 年間当たりの削減率を推計しました。

推計した削減率から本区の基準年度となる令和 7（2025）年度から目標年度となる令和 18（2036）年度までの削減率を 22.8％と算出しました。

(1) 東京都の令和 5 (2023) 年度から目標年度までの 1 年間当たりの削減率の推計

① 東京都の平成 12（2000）年度食品ロス発生量 76.0 万トンに東京都の目標（令和 17（2035）年度までに 65％削減）を乗じて、目標を達成した場合の東京都の令和 17（2035）年度食品ロス発生量を算定しました。

東京都の令和 17（2035）年度発生量＝76.0 万トン×（100％－65％）＝26.6 万トン

② 東京都の直近の令和 5(2023)年度食品ロス発生量 35.4 万トンから令和 17(2035)年度目標 26.6 万トンまでの残り 12 年間の削減率を算定しました。

12 年間の削減率＝1－（26.6 万トン÷35.4 万トン）＝0.2486＝24.86％

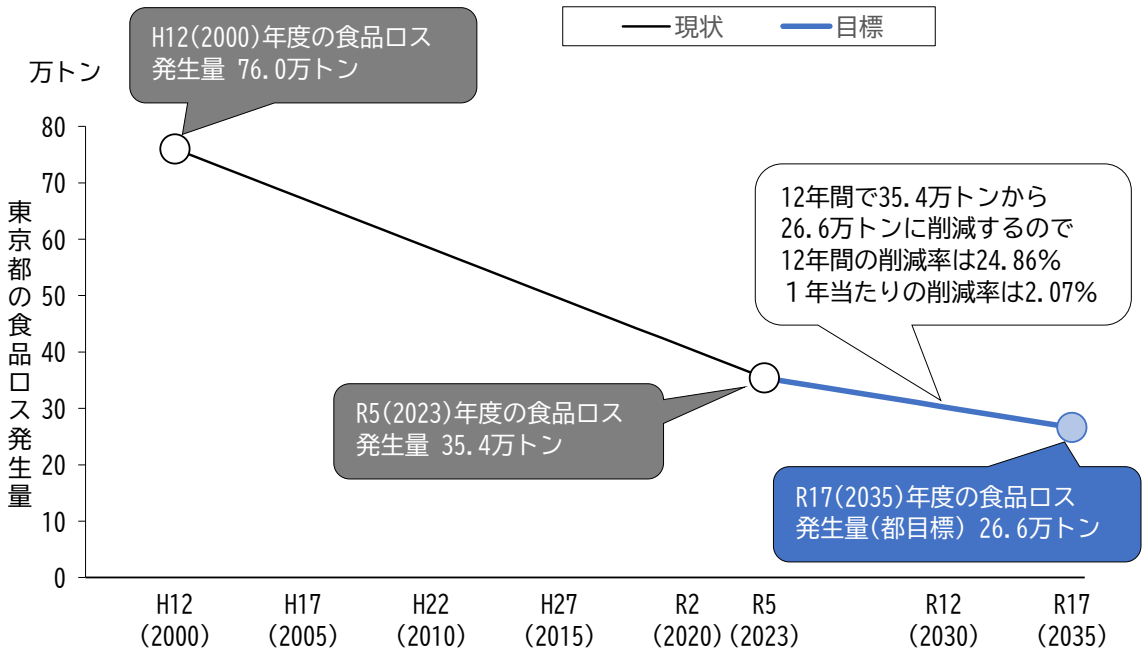
③ 12 年間の削減率 24.86％を 12 年間で除して、1 年間の削減率を算定しました。

1 年間当たりの削減率＝24.86％÷12＝2.07％

④ 本区の基準年度となる令和 7（2025）年度から目標年度となる令和 18（2036）年度までの 11 年間の削減率を算定しました。

11 年間の削減率＝2.07％×11＝22.8％

図表資-27　東京都の食品ロス発生量および目標に当てはめた削減率



（2）中央区の食品ロス発生量および目標年度までの削減率の推計

① 本区の基準年度となる令和 7（2025）年度の燃やすごみの量に令和 8（2026）年度家庭ごみ組成分析調査に基づく食品ロスの組成割合 8.7%を乗じ、本区の令和 7（2025）年度食品ロス発生量を推計しました。

中央区の令和 7（2025）年度発生量＝32,235.23 トン×8.7%＝2,804.47 トン

② 本区の令和 7（2025）年度食品ロス発生量を令和 7（2025）年 10 月 1 日現在の人口および令和 7（2025）年度の年間日数で除し、令和 7（2025）年度 1 人 1 日当たり食品ロス発生量を推計しました。

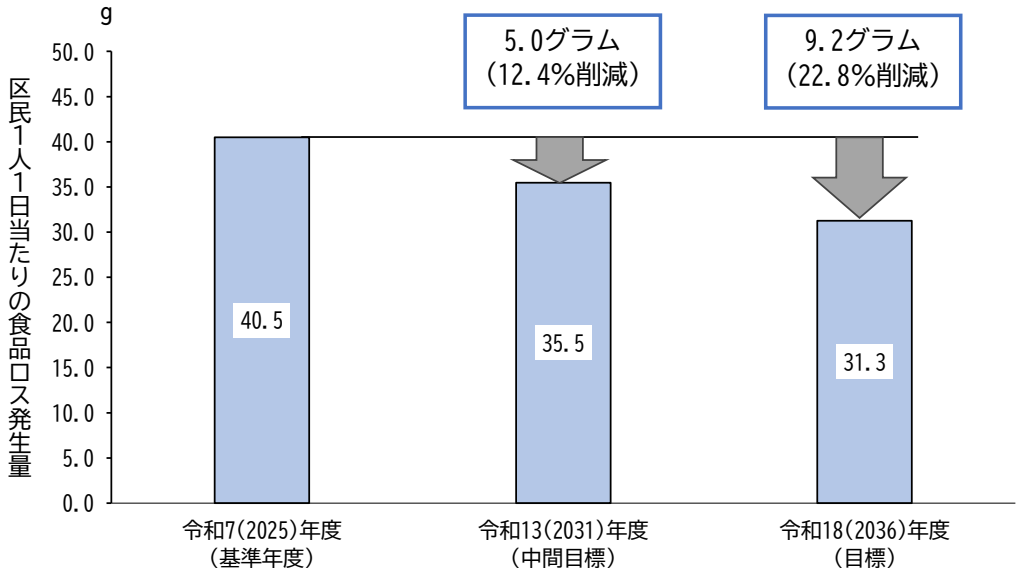
区民 1 人 1 日当たりの発生量＝2,804.47 トン÷189,930 人÷365 日＝40.5 グラム

③ 本区の基準年度となる令和 7（2025）年度 1 人 1 日当たり食品ロス発生量を令和 18（2036）年度までに 22.8%削減し、31.3 グラムとすることを目標として設定しました。

令和 18（2036）年度の目標＝40.5 グラム×（100%－22.8%）＝31.3 グラム

図表資-28　食品ロス削減目標

	令和7(2025)年度 （基準年度）	令和13(2031)年度 （中間目標）	令和18(2036)年度 （目標）
区民１人１日当たりの 食品ロス発生量	40.5グラム	35.5グラム （12.4%削減）	31.3グラム （22.8%削減）



資料２　中央区清掃・リサイクル推進協議会設置要綱

（平成１１年４月１日
１１中環環第５０号
平成１４年５月１５日
１４中環清第９３号
平成１９年７月１３日
１９中環清第９１号
平成２３年４月１日
２２中環環第３７５号）

（設置）

第１条　中央区（以下「区」という。）における資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理及びリサイクル事業の円滑な推進を図り、環境に配慮した資源循環型清掃事業を実現するため、中央区清掃・リサイクル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、清掃事業及びリサイクル事業の推進に関し必要な事項について協議する。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員１５人以内をもって組織する。

一　学識経験を有する者　２人以内

二　区の区域内の公共的団体の構成員　３人以内

三　リサイクル活動団体の構成員　３人以内

四　事業者団体の構成員　５人以内

五　区の職員　２人以内

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第５条　協議会に座長を置く。

２　座長は、委員の互選により選任する。

３　座長は、会を代表し、会務を統括する。

４　座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

（召集）
第６条　協議会は、座長が招集する。
２　座長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会）
第７条　座長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

（庶務）
第８条　協議会の庶務は、環境土木部中央清掃事務所において処理する。

（委任）
第９条　この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附　則
１　この要綱は、平成１１年６月７日から施行する。
２　東京都中央区リサイクル推進協議会設置要綱（平成９年３月２４日８中環環第４３６号）は、廃止する。
３　この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず平成１３年３月３１日までとする。

附　則
この要綱は、平成１４年５月１５日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１９年７月１３日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

資料３　中央区清掃・リサイクル推進協議会　委員名簿

役職名	氏　　名	現　　職
座長	小野田　弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境･エネルギー研究科教授
座長代理	今 野　大 輝	東邦大学理学部生命圏環境科学科准教授
委員	櫻 井　　栄	京橋地域町会連合会会長
委員	今 野　克 彦	日本橋地域町会連合会会長
委員	宮 田　和 夫	月島地域町会連合会会長
委員	守 本　慶 子	明石町町会婦人部
委員	五味　まさみ	リサイクル虹代表
委員	小西　佳津子	勝どき二丁目アパート自治会会長
委員	藤 井　義 己	中央区商店街連合会副会長
委員	境　　孝 司	中央区工業団体連合会副会長
委員	矢 吹　直 子	関東百貨店協会（株式会社松屋総務部広報課長）
委員	佐々木　義春	公益社団法人東京都リサイクル事業協会副理事長
委員	生 島　　憲	企画部長
委員	三 留　一 浩	環境土木部長

資料４　中央区清掃・リサイクル推進協議会　開催経緯

回	開催日	主な内容
第 1 回	令和 8（2026）年 5 月 27 日（水）	○「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」の改定について ・構成（案）の検討 ・第 1～3 章・第 8 章（案）の検討 ・ごみ減量目標の見直し（案）の検討
第 2 回	7 月 28 日（火）	○「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」の改定について ・第 1～5 章・第 8 章（案）の検討 ・ごみ減量目標（案）の検討 ・食品ロス削減目標（案）の検討
第 3 回	9 月 28 日（月）	○「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」の改定について ・一般廃棄物処理基本計画 2027 の中間報告（案）の検討
第 4 回	令和 9（2027）年 1 月下旬（予定）	○「中央区一般廃棄物処理基本計画 2027」について ・中間報告に対するご意見の概要と区の考え方

資料５　清掃・リサイクル事業の沿革

年度	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
H1 (1989)	・第１回中央区クリーンオフィス推進運動実施	・ごみ減量キャンペーン「Tokyo Slim ‘89」展開（6 月）	
H3 (1991)	・クリーンデーの実施（5 月） ・スチール缶・アルミ缶の拠点回収開始（7 月）	・東京都が粗大ごみ全面有料化（7 月）	・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布（4 月） ・「廃棄物処理法」の全面改訂（10 月）
H4 (1992)	・東京都から集団回収事業が移管（4 月） ・乾電池（4 月）飲料用紙パック（7 月）の拠点回収開始	・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布（6 月）	
H6 (1994)	・リサイクルハウスかざぐるま明石町開設（12 月）	・一般廃棄物処理手数料の改定（22.5 円/kg→28.5 円/kg）（7 月）	・「環境基本法」完全施行（8 月）
H8 (1996)	・「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」発足（6 月）	・事業系ごみ全面有料化（12 月）	
H9 (1997)		・23 区内でペットボトルの店頭回収（東京ルールⅢ）を開始（4 月） ・東京スリムプラン 21 策定（12 月）	
H10 (1998)	・ふれあい指導開始（4 月） ・発泡スチロールトレイの拠点回収開始（8 月） ・「クリーン・リサイクル中央区宣言」実施（12 月）		・「家電リサイクル法」公布（6 月）
H11 (1999)	・廃食用油・布類の小学校での拠点回収開始（6 月） ・繁華街早朝収集開始（7 月） ・紙類の集積所回収開始（2 月） ・「中央区一般廃棄物処理基本計画」策定（2 月）		
H12 (2000)	・東京都から清掃事業が移管（4 月） ・びん、缶の集積所回収開始（10 月）	・東京二十三区清掃一部事務組合の設立（4 月） ・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」策定（4 月）	・「容器包装リサイクル法」施行（4 月） ・環境省が発足（1 月、厚生省から廃棄物行政移管） ・「循環型社会形成推進基本法」施行（1 月）
H13 (2001)	・飲料用紙パック・発泡スチロールトレイの小学校での拠点回収開始（4 月） ・ふれあい訪問指導開始（4 月） ・「中央区グリーン購入ガイドライン」策定（5 月） ・ほっとプラザはるみ開設（8 月）	・「東京都廃棄物処理計画」策定（4 月） ・中央清掃工場の本稼動（8 月）	・「資源有効利用促進法」施行（4 月） ・「家電リサイクル法」施行（4 月） ・「グリーン購入法」施行（4 月） ・「食品リサイクル法」施行（5 月）
H14 (2002)	・ISO14001 の認証取得（11 月） ・京橋清掃事務所と日本橋清掃事務所が統合し、中央清掃事務所となる。(2 月)		・「建設リサイクル法」施行（5 月） ・「第一次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（3 月）
H15 (2003)	・「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」制定（3 月）		
H16 (2004)	・リサイクルハウスかざぐるま箱崎町開設（4 月）		・「自動車リサイクル法」施行（1 月）

年度	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
H17 (2005)	・まちかどクリーンデー開始 （7 月） ・「中央区一般廃棄物処理基本計画」改定（3 月）	・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第 2 次)」策定（1 月）	
H18 (2006)	・ペットボトルの集積所回収開始 （4 月）		・「容器包装リサイクル法」改正 （6 月）
H19 (2007)	・廃プラスチック等のサーマルリサイクルモデル収集実施 （10 月） ・「中央区環境行動計画」策定 （3 月）		・「食品リサイクル法」改正 （6 月） ・「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（3 月）
H20 (2008)	・蛍光管の小学校等での拠点回収開始（4 月） ・金属製のなべ・やかん・フライパンの集積所回収開始（4 月）	・一般廃棄物処理手数料の改定 （28.5 円/kg→32.5 円/kg） （4 月） ・廃プラスチック等のサーマルリサイクルの本格実施（4 月） ・東京 23 区推奨袋の認定制度の廃止（3 月）	
H21 (2009)	・電池類の小学校等での拠点回収開始（4 月） ・プラスチック製容器包装の集積所回収開始（4 月） ・「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」にて古紙等の資源持ち去り行為を禁止 （4 月）	・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第 3 次)」策定（2 月）	
H22 (2010)	・スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベの集積所回収開始 （4 月） ・「中央区グリーン購入ガイドライン」改定（5 月） ・「中央区一般廃棄物処理基本計画」改定（3 月）		・「廃棄物処理法」改正（5 月）
H23 (2011)	・土曜日拠点回収場所に銀座中学校・日本橋中学校を追加→全 18 箇所（4 月） ・園芸用土の小学校等での土曜日拠点回収を開始（4 月） ・使用済みインクカートリッジの回収を開始（5 箇所・里帰りプロジェクト）（5 月） ・「環境マネジメントシステム」構築（10 月）	・「東京都廃棄物処理計画」改定 （6 月）	
H24 (2012)		・東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の受入処理開始 （10 月～翌 3 月）	
H25 (2013)	・繁華街地区におけるごみの日曜収集終了（4 月） ・「中央区エコタウン構想」策定 （4 月） ・粗大ごみ処理手数料改定 （5 月） ・環境情報センター開設（6 月）	・一般廃棄物処理手数料の改定 （32.5 円/kg→36.5 円/kg） （10 月） ・大島災害廃棄物の受入処理開始 （1 月～10 月）	・「小型家電リサイクル法」施行 （4 月） ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（5 月）

年度	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
H26 (2014)	・小型家電（12 品目）の小学校等での拠点回収開始（4 月） ・粗大中継所から電子レンジ・DVD プレイヤーのピックアップ回収開始（4 月） ・ペットボトルの店頭回収終了（3 月）	・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第4 次）」策定（2 月） ・「東京都”持続可能な資源利用”に向けた取組方針」の策定（3 月）	
H27 (2015)	・小型家電の回収場所拡大（リサイクルハウスかざぐるま）（4 月） ・小型家電の回収品目の拡大（12 品目→25cm×10cm 以下の大きさの小型家電）（4 月） ・「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」策定（3 月）	・焼却灰のセメント原料化の開始（4 月） ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」策定（3 月）	・「災害廃棄物の適正処理に向け廃棄物処理法・災害対策基本法」の一部改正（8 月） ・「水銀に関する水俣条約」締結（2 月）
H28 (2016)	・水銀式の体温計・血圧計・温度計の拠点回収開始（4 月）		
H29 (2017)	・一部地域収集曜日、燃やすごみ・燃やさないごみのごみ出し時間を変更（4 月） ・小型家電の回収場所拡大（本庁、中央清掃事務所）（7 月） ・事業系有料ごみ処理券の料金改定（10 月）	・「東京都災害廃棄物処理計画」策定（6 月） ・一般廃棄物処理手数料の改定（36.5 円/kg→40.0 円/kg）（10 月）	
H30 (2018)	・充電式電池の拠点回収開始（10 月）		・「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（6 月）
R1 (2019)	・小型家電の回収場所拡大（日本橋・月島特別出張所）（4 月）	・「ゼロエミッション東京戦略」策定（12 月）	・「プラスチック資源循環戦略」策定（5 月） ・「食品リサイクル法基本方針」策定（7 月） ・「食品ロス削減推進法」施行（10 月） ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定（3 月）
R2 (2020)	・燃やさないごみの資源化・集積所蛍光管の資源化開始（4 月） ・フードドライブ常設化（中央清掃事務所）（8 月） ・フードドライブ受付窓口の拡大（本庁、日本橋・月島特別出張所）（1 月） ・「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」策定（3 月）	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画（第5 次）」策定（2 月） ・「東京都食品ロス削減推進計画」策定（3 月）	・レジ袋の有料化開始（7 月）
R3 (2021)	・フードドライブ受付窓口の拡大（ダイエー月島店）（2 月） ・「中央区災害廃棄物処理計画」策定（3 月）	・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定（9 月）	
R4 (2022)	・粗大ごみの資源化事業開始（4 月） ・リネットジャパンリサイクル株式会社と「中央区とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と協力に関する協定書」を締結し、使用済小型電子機器等の宅配回収を開始（6 月） ・チャットボットによる分別案内		・「プラスチック資源循環促進法」施行（4 月）

年度	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
	開始（7 月） ・ちゅうおう食べきり協力店制度開始（7 月） ・株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、地域情報サイト「ジモティー」を活用したリユース促進を開始（3 月） ・「中央区環境行動計画 2023」策定（3 月）		
R5 (2023)	・フードドライブ受付窓口の拡大（環境情報センター、リサイクルハウスかざぐるま）（4 月） ・リサイクルハウスかざぐるま明石町の京華スクエアへの移転に伴い、施設名をリサイクルハウスかざぐるま八丁堀に変更（9 月） ・リサイクルハウスかざぐるま八丁堀で、地域情報サイト「ジモティー」の活用開始（10 月） ・事業系有料ごみ処理券の料金改定（10 月）	・「東京都災害廃棄物処理計画」改定（9 月） ・一般廃棄物処理手数料の改定（40 円/kg→46 円/kg）（10 月）	
R6 (2024)	・中央区標準服等リユース事業「りゆぽ～と」を開始（4 月） ・飲料用紙パック・食品用発泡スチロールトレイ・電池類・小型家電の回収場所拡大（晴海特別出張所）（4 月） ・土曜日拠点回収場所に晴海西小学校を追加→全 19 箇所（4 月） ・使用済みインクカートリッジの回収場所拡大（晴海特別出張所）（4 月） ・フードドライブ受付窓口の拡大（晴海特別出張所、無印良品銀座店）（4 月） ・リサイクルハウスかざぐるま箱崎町で地域情報サイト「ジモティー」の活用開始（7 月）	・新たな温暖化対策「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」策定（3 月）	・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（8 月） ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 2 次）」閣議決定（3 月）
R7 (2025)	・フードドライブ受付窓口の拡大（ファミリーマート区内 5 店舗）（4 月） ・株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、一括査定サイト「おいくら」を活用したリユース促進を開始（8 月） ・膨張・変形したリチウムイオン電池の窓口回収を開始（8 月）	・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定（3 月） ・「東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画」策定（3 月）	
R8 (2026)	・フードドライブ受付窓口の拡大（マルエツ区内 3 店舗）（4 月） ・電池類の回収場所拡大（中央清掃事務所）（6 月）	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画（第 6 次）」策定（7 月）	・「資源有効利用促進法」改正（4 月）

資料６　用語解説

あ行

用語	解説
アイドリングストップ	自動車の停車時にエンジンを切り、排出ガスの抑制と燃料消費を抑える環境に配慮した取組のことです。
インクカートリッジ里帰りプロジェクト	使用済みのインクカートリッジを回収・リサイクルするため、プリンターメーカー4 社が共同で実施するプロジェクトです。区では、区役所本庁舎および日本橋・月島・晴海特別出張所に回収箱を設置しています。
インセンティブ	人の意欲を引き出すための刺激や動機のことで、主に目的達成や行動促進のための報酬等を指します。
汚泥	事業活動や生活で発生する泥状物の総称です。主に工場や下水処理場の排水処理で、汚れや不純物が沈殿・凝集して生じる固形物を指します。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。 人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、フロンガス等があります。

か行

用語	解説
海洋プラスチックごみ	陸地から海洋に流れ出たプラスチックごみのことです。 海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることもあり、海洋環境や生態系に大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっています。
環境マネジメントシステム（EMS）	事業者や組織・団体が、自主的に環境保全に資する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。 EMS は、英語表記（Environmental Management System）の略称です。
気候変動	気温および気象パターンの長期的な変化を指します。これらの変化は太陽活動の変化や大規模な火山噴火による自然現象の場合もありますが、1800 年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガス等）の燃焼です。

用語	解説
拠点回収	区では、区内の小学校等で毎週土曜日に飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、蛍光管、電池類、水銀式体温計・血圧計・温度計、小型家電、園芸用土を回収するとともに、区役所や日本橋･月島･晴海特別出張所等の公共施設で常設の回収箱の設置により、飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、電池類、布類、小型家電を回収しています。
クリーンデー	区では、平成 3（1991）年度から、地域の環境美化を促進する目的で「ごみゼロの日（5 月 30 日）」に近い日曜日を「クリーンデー」として設定し、町会・自治会、各種団体、企業、幼稚園、小・中・高等学校等による区内の一斉清掃を行っています。
子ども食堂	子どもが 1 人でも行ける無料または低額の食堂のことです。子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、地域交流の場等の役割を果たしています。

さ行

用語	解説
サーキュラーエコノミー（循環経済）	従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を改め、製品を生み出す段階から、製品の長寿命化やリサイクルしやすい素材の活用を考えて設計を行うこと、原材料の使用を最小限に抑えること、既にある製品等を最大限に活用し資源を無駄にしないことで、廃棄を出さずに資源を循環させ続ける経済活動のことです。
サーマルリサイクル	廃棄物を燃やしたときに生じる熱エネルギーを回収して利用するリサイクル手法です。
最終処分	廃棄物は、資源化または再生利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。
再利用計画書	延床面積 3,000 ㎡以上の事業用建築物所有者は、廃棄物の削減・資源化の実績と目標を再利用計画書により報告することを義務付けられています。区では、この再利用計画書に基づき、必要に応じて指導・助言を行っています。
再利用実績報告書	延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業用建築物所有者は、廃棄物の削減・資源化の実績を再利用実績報告書により報告することを義務付けられています。区では、この再利用実績報告書に基づき、必要に応じて指導・助言を行っています。
残さ	廃棄物の処理工程において、「焼却」「破砕」「資源選別」等の中間処理を行った後に、最終的に残ってしまう処理困難な物質（残りかす）のことです。

用語	解説
雑紙（ざつがみ）	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック以外のリサイクル可能な紙類のことです。投げ込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱等があります。
事業用建築物・事業用大規模建築物	事業活動の用に供される建築物のことです。 区では、事業用の延床面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満を事業用建築物、3,000 ㎡以上を事業用大規模建築物としています。
資源有効利用促進法	平成 13（2001）年 4 月に施行された主に製造事業者を対象とした法律です。 事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコン等の使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品等の再利用を促進しようというものです。 令和 8（2026）年 4 月に改正法が施行され、リチウムイオン電池一体型製品の自主回収が義務付けられるなど、製品の設計段階からの資源循環が強化されています。
自己処理責任の原則	事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする廃棄物処理法第 3 条に基づく原則のことです。
し尿	人間が排泄した尿・糞便を含む排水のことです。
集団回収	町会・自治会・婦人会・PTA または 10 世帯以上の区民がグループを作り、家庭から出る資源を回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。
循環型社会	有限な天然資源の消費を抑制し、効率的に利用するとともに循環させながら利用することによって、環境負荷を最小限にする社会のことです。
循環型社会形成推進基本法	資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律です。
浄化槽	家庭や事業所から排出される生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、河川や水路等へ放流するための機器です。
焼却灰のセメント原料化	清掃工場でごみを燃やした後に残る灰を、セメントの粘土代替原料として再利用する手法のことです。
生活雑排水	し尿を除く排水のことで、台所、洗濯、風呂等から排出される排水のことです。
生活排水	家庭から排出される「し尿」、「浄化槽汚泥」、「生活雑排水（洗濯や台所、風呂等の排水）」の総称です。

用語	解説
製品プラスチック	ハンガーやバケツ、歯ブラシ等のプラスチック 100%でできた製品のことです。
ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ	令和 12（2030）年までに温室効果ガスを 50%削減する「カーボンハーフ」にとどまらず、その先の令和 32（2050）年までに「ゼロエミッション（温室効果ガス排出実質ゼロ）」達成を目指す東京都の戦略です。

た行

用語	解説
ちゅうおう食べきり協力店	区では、食品ロス削減に取り組む区内の飲食店や食品販売店、宿泊施設等を「ちゅうおう食べきり協力店」として登録し、区ホームページ等で紹介しています。 登録店舗では、小盛りメニューの提供や期限間近な商品の割引等を通じ、食品ロスの削減を行っています。
中間処理	ごみを埋立てする前に、廃棄物の量を減らしたり（減容化）、有害物質を取り除いて安全にしたり（無害化・安定化）、リサイクルできる資源を選別したりすること。
チャットボット	人工知能を活用した自動会話プログラムによって、対話形式でごみや資源の分別方法等を自動案内するサービスです。
てまえどり	スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の食品販売店で商品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある賞味期限・消費期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動です。
直接廃棄	賞味期限・消費期限切れ等を理由に、手つかずのまま廃棄された食材や料理等をいいます。
ディスポーザー	水回り製品の一つで、キッチンの排水口で生ごみを水とともに粉砕して排水管に流し出す機器です。 23 区内では、東京都下水道条例施行規程により、排水処理装置で処理してから下水道に流す「ディスポーザー排水処理システム」以外のディスポーザーは設置できません。ディスポーザー排水処理システムから出る汚泥を「ディスポーザー汚泥」といいます。
東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）	清掃工場等の中間処理施設の整備・管理・運営等について、23 区が共同処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12（2000）年 4 月に設立された特別地方公共団体です。

は行

用語	解説
廃棄物管理責任者	事業用の建築物において、事業活動に伴って排出される廃棄物の減量や、法令に基づいた適正な処分の監督・管理を行うために選任された人のことです。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の排出抑制と処理の適正化、清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45（1970）年に「清掃法」を全面的に改めて制定され、昭和 46（1971）年 9 月に施行された法律です。
標準服等リユース事業「りゆぽ～と」	区では、区立小中学校・幼稚園の標準服・園服を回収してクリーニング・補修の上、次に着用する子どもの保護者にクリーニング等の実費相当額で譲渡する事業を行っています。
ビルピット汚泥	ビルに設置されている排水槽（ビルピット）から発生する汚泥のことです。処理責任は建物の所有者にあり、定期的な清掃と適正な処理が義務付けられています。 この汚泥のうち、し尿を含んでいない汚泥は産業廃棄物に区分されますが、し尿が混ざっているビルピット汚泥は一般廃棄物に区分されます。
フードシェアリングサービス	売れ残りそうな食品と購入者をマッチングし、食品の有効活用を促進するサービスのことです。
フードドライブ	レトルト食品や缶詰等、家庭で余っている食品をイベント会場や学校、職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体等に提供する活動のことです。
フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品等、品質には問題がないにも関わらず市場で流通できなくなった食品を引き取り、生活困窮者等に配給する活動、またはその活動を行う団体をいいます。
プラスチック一括回収	「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を同じ区分で回収すること。
プラスチック製容器包装	プラスチックでできた容器包装で、中身の商品を消費した後、不用になるものをいいます。容器であってもそれ自体が商品であるバケツや保存容器、中身が商品ではないクリーニングに出した衣服の袋等は含みません。 プラスチック製容器包装にはプラマークがついています。

用語	解説
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック製品の設計から廃棄物の削減･リサイクルに至るまで、製品のライフサイクル全体で資源循環を推進する法律です。 この法律により、従来のプラスチック製容器包装に加えて製品プラスチックを一括回収する仕組みができました。

ま行

用語	解説
マイルストーン	ビジネスやプロジェクト管理において、作業の進捗を管理するために設定する重要な節目や中間目標点のことです。
まちかどクリーンデー	区では、家庭や事業所等の自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するために平成 17（2005）年 7 月から、毎月 10 日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っています。
持込ごみ	許可業者や排出事業者が、清掃工場等の中間処理施設へ直接運び込むごみのことです。

や行

用語	解説
容器包装リサイクル法	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7（1995）年に制定され、平成 9（1997）年 4 月から本格施行された法律です。 容器包装廃棄物について、消費者が「分別排出」、自治体が「分別収集」、事業者が「再商品化」するという役割分担を定め、3 者の協力により資源循環を促進するための法律です。

ら行

用語	解説
リチウムイオン電池	充電して繰り返し使用できる小型充電式電池のうち、電極にリチウムが使用された電池です。小型かつ軽量で高いエネルギー密度を持つことが特徴ですが、経年劣化等により膨張・変形してしまうことがあり、ごみに混入すると収集車や工場の火災事故の原因になります。
ローリングストック	普段使う食品を多めに備蓄し、使った分を補充しながら常に一定量を確保する方法のことです。災害対策となるだけでなく、期限間近の食品を計画的に消費することで食品ロスの削減につながる行動です。

英数字

用語	解説
1/3 ルール	店頭の賞味期限を確保するため、製造日から賞味期限までの期間の3分の1を過ぎた商品を流通から除外する商慣習のことです。
30・10（さんまる・いちまる）運動	宴会時等に開始の30分と最後の10分は料理をしっかり食べきる時間を設けて、食べ残しを減らす運動のことです。
3R（スリーアール）	循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する（Recycle：リサイクル）とされています。 なお、リサイクルよりも優先される「リデュース」と「リユース」を2R（ツーアール）と略称します。
GPS	全地球測位システム（Global Positioning System）の略称で、人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムです。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のことをいいます。
SDGs（持続可能な開発目標）	平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（The 2030 Agenda for Sustainable Development）で示された具体的行動指針です。 貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策等、17のグローバル目標と169の達成基準からなっています。 英語の略称はSDGs（Sustainable Development Goals）です。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称で、参加者が互いに自分の生活や趣味、意見等を公開し、幅広く情報の交換を行うインターネット上のサービスです。

中央区一般廃棄物処理基本計画 2027（仮称）
中間報告
令和 8（2026）年 11 月発行
編集・発行　　中央区環境土木部中央清掃事務所
〒104-0031 中央区京橋一丁目 19 番 6 号
電話 03-3562-1523